

(素案)【訂正版】 -

第5次佐倉市地域福祉計画

令和6年3月

佐倉市

は　じ　め　に

(未定)

－ 目 次 －

第1章 計画の基本的事項

1	計画の策定にあたって	
(1)	これまでの佐倉市地域福祉計画	1
(2)	計画策定の背景と趣旨	2
(3)	地域福祉施策の法制度等の動向	2
2	計画の位置づけと計画期間	
(1)	計画の位置づけ	5
(2)	計画の期間	6
3	計画の策定・推進体制と前提となる視点	
(1)	計画の策定体制	9
(2)	計画の推進体制	10
(3)	地域の範囲の捉え方	11
(4)	計画の普及啓発	14
(5)	持続可能な社会づくり（SDGs）の視点	14

第2章 計画の現状と課題

1	地域福祉の担い手不足の現状と課題	
(1)	人口減少、少子高齢化	17
(2)	ボランティア活動	18
(3)	民生委員・児童委員活動	19
(4)	社会福祉法人などの役割	21
2	第4次計画期間中に表出した新たな課題	20

第3章 計画の基本理念と基本目標

1	基本理念	26
2	基本目標と重点施策	27

第4章 取組の展開

計画の体系

基本目標1 権利擁護と人権尊重の取組を進めます

(1)	権利擁護の推進	31
(2)	人権教育・啓発の推進	33
(3)	虐待防止活動の推進	35

基本目標2 福祉サービスの利用を促進します

(1)	個別計画の推進	37
(2)	福祉サービスの情報提供・発信の充実	38

(3) 情報化の推進	40
基本目標3 地域の社会福祉を目的とする事業の活性化を 推進します	
(1) 地域福祉活動団体（個人）との連携・支援	42
(2) 社会福祉法人の地域公益活動の推進	45
(3) 寄附や募金の取組・活用	46
基本目標4 住民参加をさらに促進し、充実します	
(1) 地域の交流の場づくり	48
(2) 情報の発信・啓発	50
(3) 地域福祉活動を支える人材づくり	50
(4) 各種ボランティアの参加促進	51
基本目標5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に 提供される体制を整備します	
(1) 地域で気づき、受け止め、解決を試みる体制づくり	56
(2) 各分野の相談機関協働によるネットワークの整備と連携	58
(3) 各分野における相談支援体制の充実	59
(4) 生活困窮世帯等への支援	62
(5) 高齢者や障害者が暮らしやすい住環境の整備等	65
(6) 災害時に助け合える体制づくり	67
重点施策 訪問支援（アウトリーチ）型の相談支援体制を 推進します	
(1) 重点施策の設定	70
(2) 生活困窮者対策と訪問支援（アウトリーチ）	70
(3) 地域福祉コーディネーターの役割と留意点	73
第5章 計画の進行管理	77

資料編

資料1 相談機関・施設一覧	87
資料2 市民意識調査	90
資料3 策定経過	97
資料4 計画の関連法令	99
資料5 佐倉市地域福祉計画推進委員会設置要綱	103
資料6 佐倉市地域福祉計画推進委員会委員名簿	105

第1章 計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

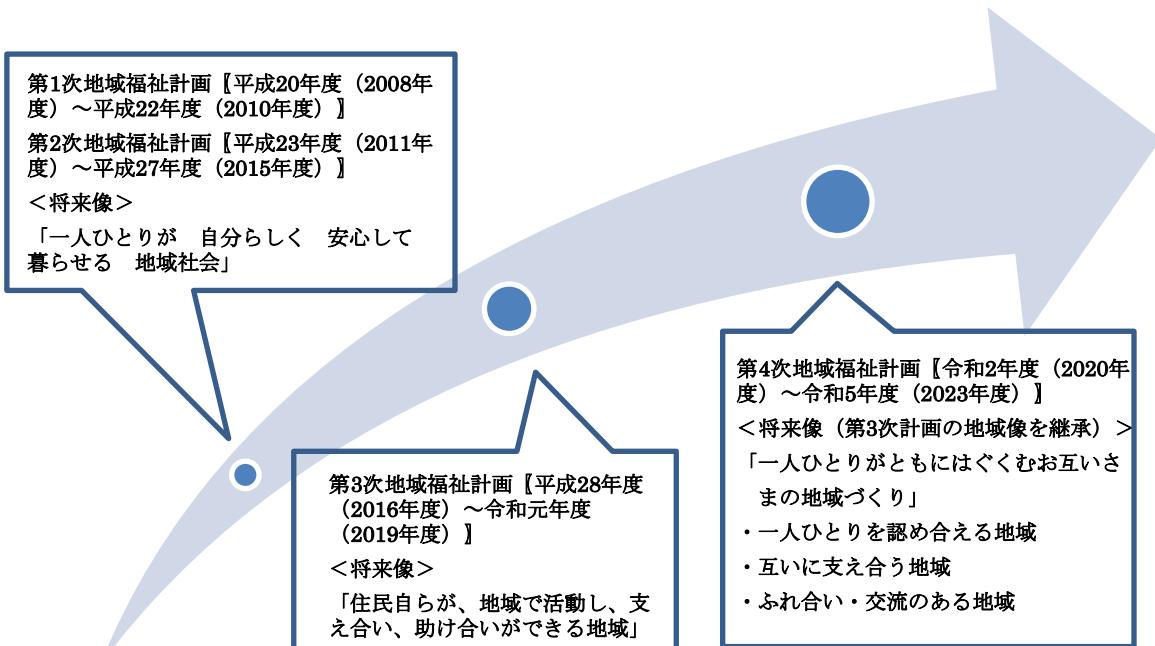
1 計画の策定にあたって

(1) これまでの佐倉市地域福祉計画

佐倉市では、平成20年度を初年度とする第1次から第4次までの地域福祉計画に基づき、地域福祉の推進に取り組んできました。第1次地域福祉計画と第2次地域福祉計画の共通の将来像は、「地域で暮らすすべての人が、人としての尊厳をもって、年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、自分らしく、安心できる生活がおくれるよう、地域社会全体で支え合うことを表すもの」であり、その考え方は、第4次佐倉市地域福祉計画(以下「第4次計画」という。)まで、引き継がれています。

第3次佐倉市地域福祉計画(以下「第3次計画」という。)では、個別計画と役割(機能)の分担など、地域福祉のあり方について見直しを行いました。その結果、「住民自らが、地域で活動し、支え合いができる地域」の構築のため、「一人ひとりを認め合える地域」、「互いに支え合う地域」、「ふれあい・交流のある地域」の3つの将来像を目指しました。

第4次計画では、第3次計画の3つの地域像を承継しながら、年齢や障害の有無に関係なく安全に安心して暮らせる「地域共生社会の実現」に向けて、「一人ひとりがともにはぐくむお互いさまの地域づくり」を基本理念とし、一人ひとりの違いや個性を認め合いながら、誰もが役割を持ち、活躍できる、安心して暮らしていくことのできるお互い様の地域づくりを目指しました。



(2) 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化や人口減少が進行し、高齢者や子育て世代の社会的孤立、ひきこもり、虐待、生活困窮といった問題に加え、※8050問題、ヤングケアラーなど様々な課題を複合的に抱える世帯が見られ、対象者別の公的支援だけでは解決を図ることが困難となっています。また人と人とのつながりや支え合いが希薄化し、地域の担い手の確保が課題となっています。国はこうした問題に対し、「地域共生社会の実現」を目標に掲げ、制度の縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの構築に向けて、改革を進めています。この地域共生社会の実現に向けては、継続的な地域福祉の推進が重要であるとされています。

本市では、上記の通り、平成20年度の第1次地域福祉計画以来、令和5年度までの4次15年間に渡り、計画の推進に取り組んできました。

これまでの取り組みの成果や、社会情勢、本市を取り巻く現状を踏まえ、本市の地域福祉にあたっての基本的な考え方と取り組みを明らかにしていくものとして、「第5次佐倉市地域福祉計画」を策定します。

▼用語補足

※「8050問題」

80代の親が引きこもっている50代の子どもの生活を支えている構図。

背景には親子依存、扶養義務など在宅介護問題にあることが多い。

(3) 地域福祉施策の法制度等の動向

1. 包括的な支援体制の整備について

近年、地域福祉に関わる種々の法律改正が行われています。本計画に関係するものとして、平成29年6月に、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号。）により、公布された改正社会福祉法では、「包括的な支援体制の構築及び地域福祉計画の充実」が位置付けられました。包括的な支援体制の整備については、下記3事業の実施について、市町村の努力義務が規定されています。

◎包括的な支援体制の努力義務

- ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ・住民の身近な圏域において、地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関（例：（福）佐倉市社旗福祉協議会、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉法人等）と連絡調整を行う体制
- ・市町村圏域において、生活困窮者自立支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

2. 重層的支援体制整備事業、市町村地域福祉計画

令和2年6月に可決・成立した改正社会福祉法では、市町村の任意事業として、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の創設と、市町村地域福祉計画に「包括的な支援体制の整備に関する事項」を盛り込むことが明記されました。

◎重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4第1項）

- ・市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

◎市町村地域福祉計画（社会福祉法第107条第1項）

- ・市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下市町村地域福祉計画という。）を策定するよう努めるものとする。
 - 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

重層的支援体制整備事業の全体像

I 相談支援

包括的な相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

狭間のニーズへの対応の具体例

就労支援

見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困難状態ないひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流ができる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

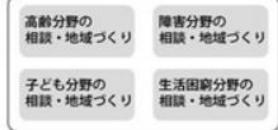
↓
新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

- I～IIIを通じ、
・継続的な伴走支援
・多機関協働による支援を実施

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

現行の仕組み



重層的支援体制

属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制

【出典】厚生労働省

3. 成年後見制度の利用の促進について

全国的に成年後見制度が十分に活用されていない状況を踏まえ、平成28年5月、国で「成年後見制度の利用促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)」が施行されました。この法律に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、この中で市町村は、国の計画を勘案した計画の策定に努めるものとされ、このため本市では、令和2年3月に「佐倉市成年後見制度利用促進計画」（令和2年度～令和5年度）を策定しました。

成年後見制度利用促進基本計画の目標

<国>

- ・利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ・不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

<市>

- ・成年後見制度の周知及び啓発の強化
- ・相談機能及び成年後見人等支援の強化
- ・後見人等の養成

第二期成年後見制度利用促進基本計画における 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』」という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

地域共生社会の実現



【出典】厚生労働省 「第2期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」より抜粋

2 計画の位置づけと計画期間

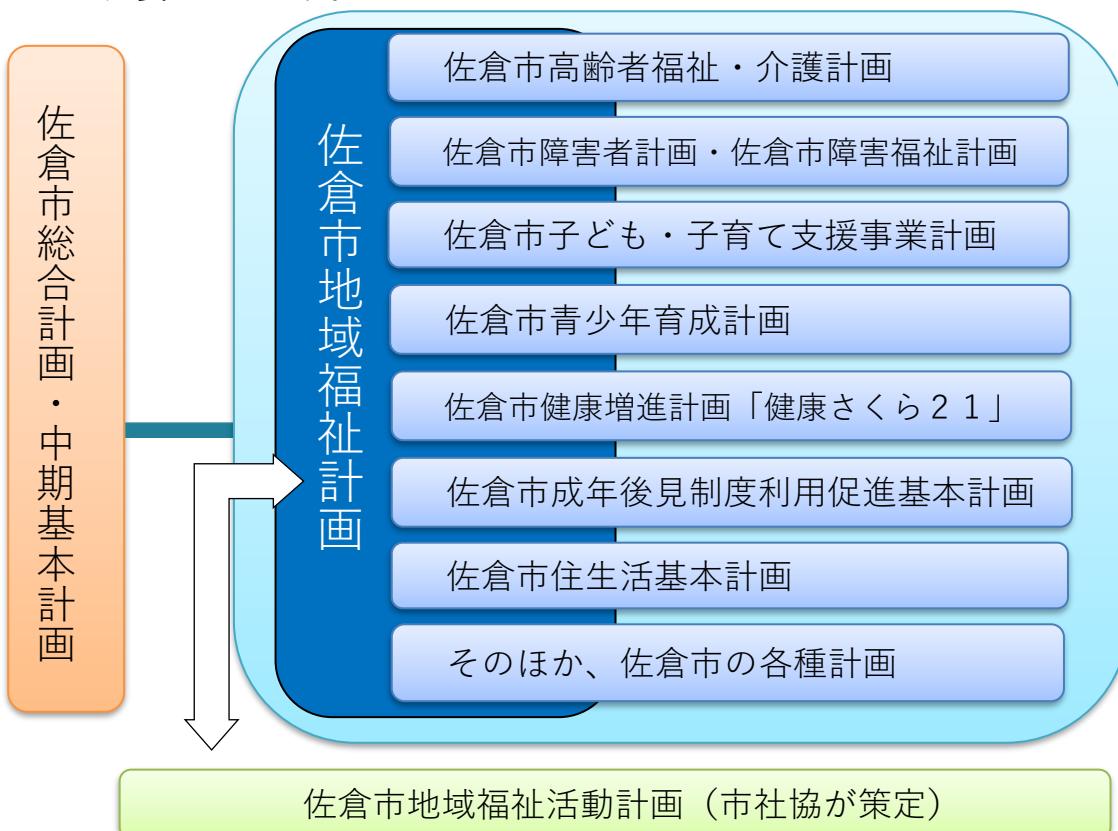
(1) 計画の位置づけ

第5次計画は、市の最上位計画である第5次佐倉市総合計画に即して、法第107条に基づく地域福祉の推進に関する市町村地域福祉計画として策定しています。

地域共生社会の実現に向けて、第5次佐倉市総合計画や高齢者福祉・介護計画など、他の個別計画との整合及び社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の地域福祉活動計画との連携を図り、分野における横断的かつ一体的に地域福祉を推進していくことをとするものです。

第5次佐倉市総合計画では、『笑顔輝き 佐倉咲く みんなで創ろう「健康・安心・未来都市」』を将来都市像とし、地域福祉に関わるものとして、地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現を目指すとしているとともに、「ともに支え合い誰もがいきいきと暮らせるまち（福祉・健康・子育て）」をまちづくりの基本方針の1つとしています。

また、第5次佐倉市総合計画策定に当たって実施した市民意識調査報告書では、高齢者支援、障害者福祉と子育て支援が重点改善分野（今後、重点的に改善）である一方で、地域福祉は、重点維持分野（現状を維持しつつ、継続的に改善）となっています。このことから、地域福祉については、市民の一定の満足度が示されていますが、第5次佐倉市総合計画を踏まえながら、地域福祉計画を実行していく必要があります。



(2) 計画の期間

第5次計画は、上位計画である第5次佐倉市総合計画中期基本計画と整合性を図るため、令和6年を初年度、令和9年を最終年度とする4年計画とします。本計画のほか、関連の福祉分野の計画期間は以下の通り。

<関連計画期間>

□市

計画名	R2～R5	R6	R7	R8	R9	R10～R17
第5次佐倉市総合計画 (基本構想・中期基本計画) (令和6年度～令和9年度)						
第5次佐倉市地域福祉計画 (令和6年度～令和9年度)						
第9期佐倉市 高齢者福祉・介護計画 (令和6年度～令和8年度)						
第7次佐倉市障害者計画 (令和6年度～令和11年度)						
第7期佐倉市障害福祉計画 (令和6年度～令和8年度)						
第2期佐倉市 子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)						
第4次佐倉市 青少年育成計画 (令和2年度～令和7年度)						
佐倉市健康増進計画 健康さくら21(第3次) (令和6年度～令和17年度)						
第2期佐倉市成年後見制度 利用促進基本計画 (令和6年度～令和9年度)						
第2次佐倉市住生活基本計画 (令和6年度～令和16年度)						

□市社協

計画名	R2～R5	R6	R7	R8	R9	R10～R17
第7次佐倉市 地域福祉活動計画 (令和6年度～令和9年度)						

<関連計画概要>

□市

計 画 名	概 要
<p>●第5次佐倉市総合計画 (基本構想・中期基本計画) (令和6年度～令和9年度)</p>	<p>佐倉市における行政運営の最上位計画であり、市民、事業者、行政の基本的な行動指針となるもの。「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層で構成され、「基本構想」は12年間、「基本計画」は「前期」「中期」「後期」の4年ごとに策定され、今次基本計画は「中期基本計画」期間となる。</p>
<p>●第9期佐倉市 高齢者福祉・介護計画 (令和6年度～令和8年度)</p>	<p>「老人福祉法」第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び「介護保険法」第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」。高齢者に関する施策全般を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図ることを目的として計画を策定。</p>
<p>●第7次佐倉市障害者計画 (令和6年度～令和11年度) ●第7期佐倉市障害福祉計画 (令和6年度～令和8年度)</p>	<p>佐倉市障害者計画は「障害者基本法」第11条第3項に基づき、障害者の自立と社会参加を促進するための障害者施策基本計画として策定。 佐倉市障害福祉計画は「障害者総合支援法」第88条、「児童福祉法」第33条の20や国の基本指針に基づき、障害児・者の地域生活を支援するために必要な成果目標を設定し、障害福祉サービス等の必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画。 なお、令和6年度からの計画は、「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」に基づく市の施策を一体的に推進できるよう、「読書バリアフリー計画」も含めて策定。</p>
<p>●第2期佐倉市子ども ・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)</p>	<p>「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、佐倉市が取り組むべき対策と達成すべき目標や実施時期を明らかにする。令和2年3月に策定。令和5年3月、子どもの貧困対策計画を盛込み改訂。</p>
<p>●第4次佐倉市青少年育成計画 「佐倉市子ども・若者育成支 援推進計画」 (令和2年度～令和7年度)</p>	<p>平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に規定する「市町村子ども・若者計画」と位置づけ。社会情勢を踏まえ、国の「子ども・若者育成支援推進大綱」や、県の「第3次千葉県青少年総合プラン」を勘案し、6年間の佐倉市の青少年育成について、基本理念、基本方針に基づく諸施策を推進することによって、青少年が生き生きと生活できる環境づくりを目指して計画を策定。</p>

<p>●佐倉市健康増進計画 「健康さくら21（第3次）」 (令和6年度～令和17年度)</p>	<p>「第5次佐倉市総合計画」に基づき、市民の健康づくりや健やかな親子づくりを進めるための、具体的な考え方や取組方法を示した計画である。</p> <p>また、国の健康増進計画である「健康日本21」、母子保健分野を含む「成育医療方針」、自殺対策基本法に基づく「自殺対策計画」、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づく「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」とも整合性を保ち、それぞれの計画・方針等の趣旨を踏まえ、4つの健康関連計画を一体化した、佐倉市の地域性を尊重した健康増進計画を策定。</p>
<p>●第2期佐倉市成年後見制度 利用促進基本計画 (令和6年度～令和9年度)</p>	<p>国の基本計画の理念を佐倉市において具体化し、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定。</p> <p>従来の連携体制をより発展させた「地域連携ネットワーク」の構築を図るべく、「佐倉市成年後見支援センター」を地域連携ネットワークの軸となる「中核機関」と位置づけ、体制の整備や機能強化を図るもの。</p>
<p>●第2次佐倉市住生活基本計画 (令和6年度～令和16年度)</p>	<p>国の「住生活基本法」で策定が定められている「住生活基本計画（全国）」「千葉県住生活基本計画」の趣旨を踏まえつつ、豊かな市民生活を創造し地域コミュニティの確立、定住人口の維持・増加を図り、持続可能な佐倉市を構築することを目的とするもの。</p>

□市社協

計 画 名	概 要
<p>●第7次佐倉市地域福祉活動計画 「ともに歩むふくしプラン5」 (令和6年度～令和9年度)</p>	<p>地域社会のさまざまな福祉課題の解決をめざして、行政の地域福祉計画の推進と相まって、民間レベルによる地域福祉の推進を具体的に計画化したもので、市社協が主体となって策定したもの。</p>

3 計画の策定・推進体制と前提となる視点

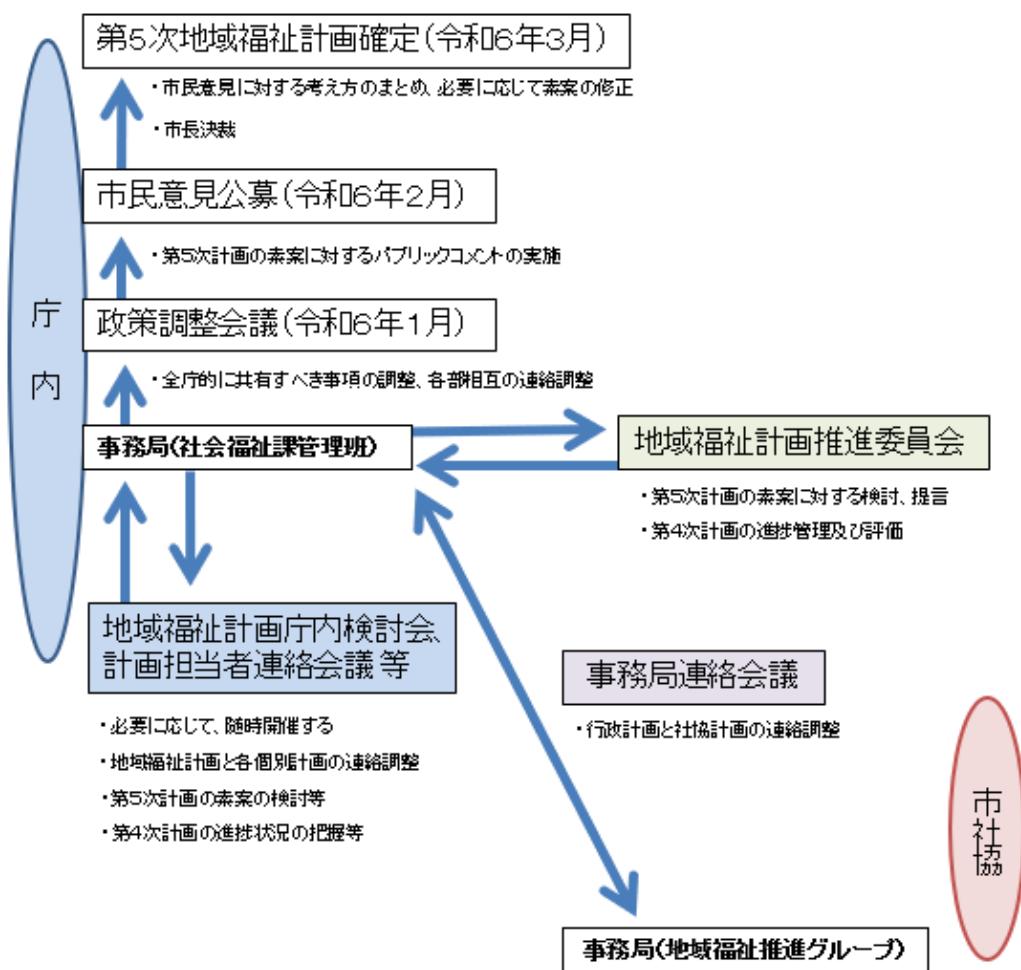
(1) 計画の策定体制

計画策定に当たっては、関係機関、関係団体及び市民公募委員3名を含む9名の委員で構成する「佐倉市地域福祉計画推進委員会」と、庁内関係部署で構成する「佐倉市地域福祉計画庁内検討会」において、審議を行いました。

また、市社協が並行して策定作業を進めている「第7次佐倉市地域福祉活動計画：（令和6年度～令和9年度）」について、同計画と本計画との連携を図るべく、市社協と定期的に連絡会議を開催し、調整を行いました。

なお計画素案については、パブリックコメントによる市民意見公募を行い、市民の意見の反映に努めました。

第5次佐倉市地域福祉計画 策定に向けた体制について



(2) 計画の推進体制

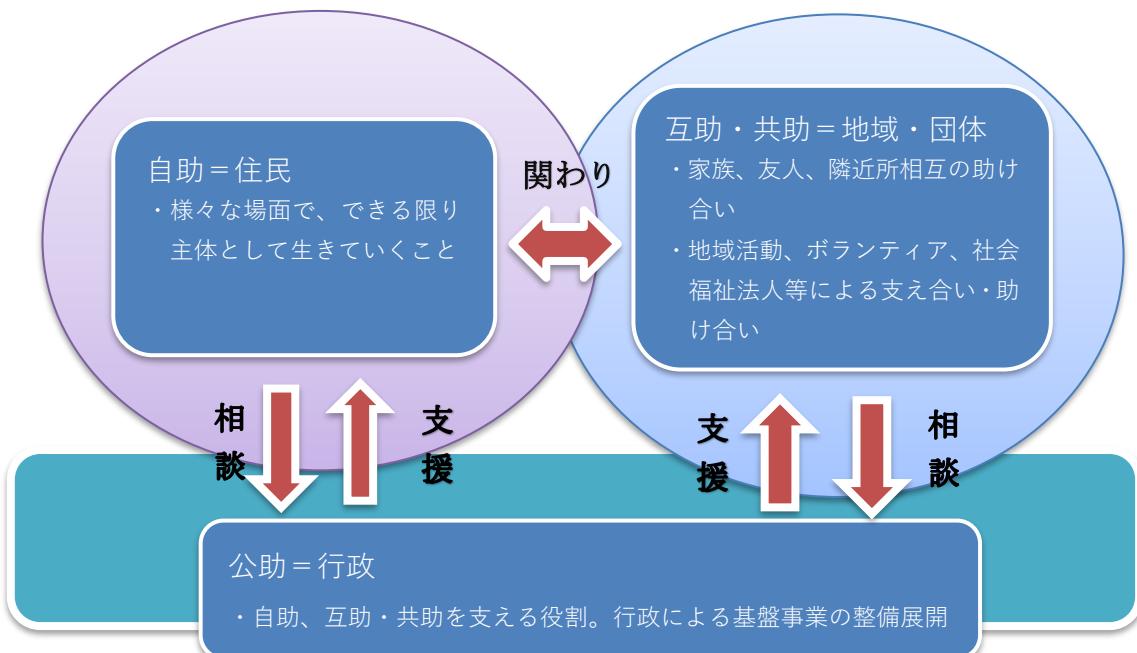
①第5次佐倉市地域福祉計画の推進体制

本計画は、市と市社協、地域福祉の担い手である市民、ボランティア、各種相談機関等が連携協力し、それぞれが役割を果たすことで取り組んでいくものです。それぞれの役割を整理したうえで、それが十分な力を発揮できるようにするとともに、連携を進め、一体となって地域づくりを行うことが重要です。必要なときに支援を求めるができるよう、近所でも、支援関係機関でも、日頃から関わる人や場所を持つことも大切ですが、何かあったときに困っている人の声を受け止めることができる環境づくりが重要です。さらに、複合的な課題を抱えている世帯もあります。このような課題を漏れなく解決するためには、支援関係機関の連携を強めて、課題を発見、吸い上げることが求められます。そのためにも、何が課題になっているかを把握・整理することが重要です。

②住民、地域、行政の役割（自助、互助・共助、公助）

「自助、互助・共助、公助」については、それぞれが機能することで、地域福祉が推進するといえます。「自助」は、自らの健康は、自ら維持するなど、様々な場面で、できる限り主体として生きていく。「公助」は、行政による基盤整備を行うなど、「自助」と「公助」が機能したうえで、「互助・共助」が中心的な役割を果たし、住民、地域と行政が一体となることで、地域共生社会の実現に資するといえます。

【図】自助、互助・共助、公助のイメージ



◎自助、互助、共助、公助とは

「自助」：生活面では自らが主体となり、自ら働き、又は自らの年金収入等により自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持するなど様々な場面で、出来る限り主体として生きていくこと

「互助」：当事者の周囲にいる近しい人が、自身の発意により手を差し伸べることで家族や友人、近隣者が自発的に関わる助け合いのこと

「共助」：地域や市民レベルでの支え合いや、昔からの助け合いの事。最近では、ボランティア、NPO 法人等によるインフォーマルサポートも該当する。

「公助」：市民の基礎的な生活を支える社会保障制度。生活保護や年金・保険制度など

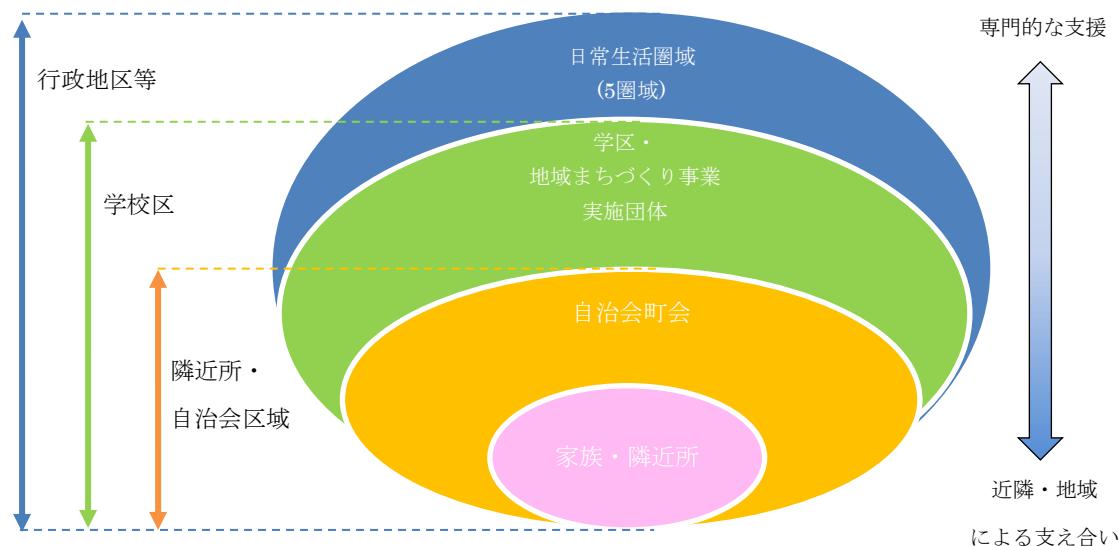
※ 平成 26 年 2 月に佐倉市地域福祉計画推進委員会から市長に提出された「第 3 次佐倉市地域福祉計画に向けた提言」における定義。

※ 地域包括ケアシステムでは、介護保険に代表される社会保険制度及びサービスは「共助」とされています。

(3) 地域の範囲の捉え方

計画を作成するうえで、身近な助け合いや支え合い活動等、地域福祉活動の範囲について、予め捉えておく必要があります。本計画では、元々の行政区割りをベースに、歴史や人口規模等を考慮した「佐倉市高齢者福祉・介護計画」で設定されている 5 つの日常生活圏域を基本に計画を策定して行くこととしました。

「地域の範囲のイメージ」



1) 隣近所・自治会区域（日常的な交流・安否確認）

最も身近なコミュニティエリアで、日常的な会話や交流を通して、孤立を防ぎ、支え合うための基本単位です。

2) 学校区・※地域まちづくり事業実施団体等圏域（日常的な暮らしの支え合い・見守り）

自治会町内会よりやや広い範囲で、住民が徒歩圏内で活動できるエリアで、中学校区とほぼ一致して地区社協が設置されています。また地域によっては地域まちづくり事業実施団体が設置されている単位となります。

3) ※日常生活圏域（居場所・交流の場、専門機関の支援）

地域の行政区割りをベースに、地域包括支援センターを設置しています。身近な地域での専門的な相談（機関）支援活動を行う単位となります。

▼用語補足

※地域まちづくり事業実施団体

連接する2以上の自治会等で構成され、地域におけるまちづくりを自主的に行うために結成し、市の認証を受けた団体。現在下記10団体が設立されています。

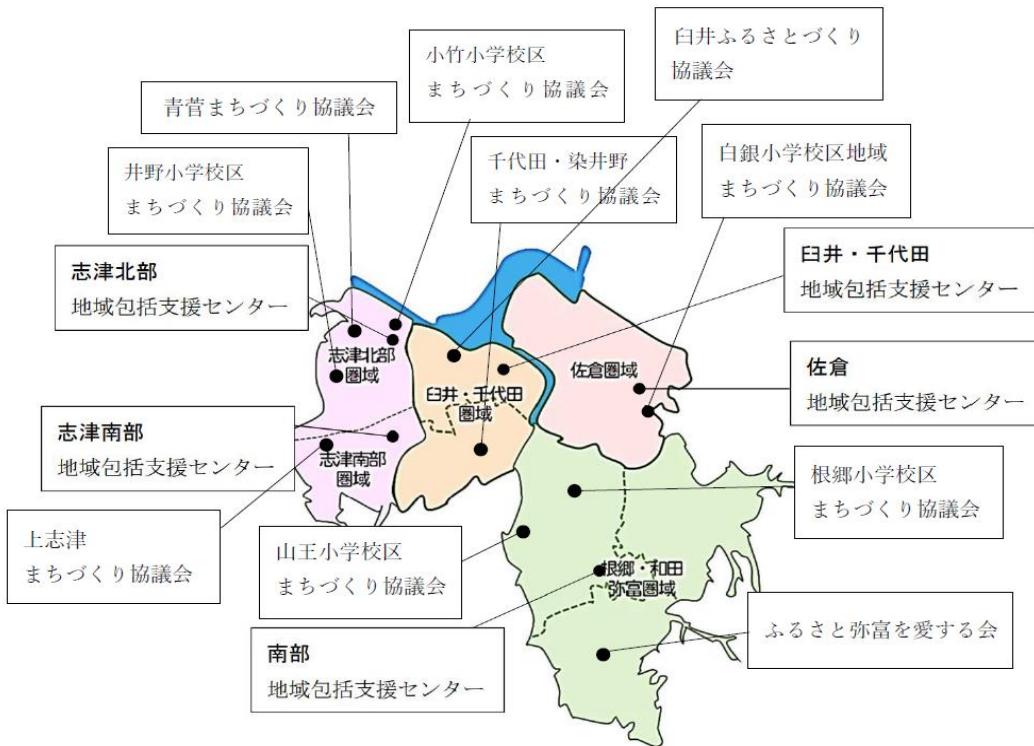
- ・臼井ふるさとづくり協議会
- ・白銀小学校区地域まちづくり協議会
- ・ふるさと弥富を愛する会
- ・根郷小学校区まちづくり協議会
- ・上志津まちづくり協議会
- ・青苔まちづくり協議会
- ・井野小学校区まちづくり協議会
- ・山王小学校区まちづくり協議会
- ・小竹小学校区まちづくり協議会
- ・千代田・染井野まちづくり協議会

※日常生活圏域

高齢者等が住み慣れた地域において安心して日常生活を営むことができるようにするための基盤となる圏域のことです。圏域ごとに、以下の通り地域包括支援センターを1か所（計5か所）設置しています。

日常生活圏域	地域包括支援センター名
佐倉圏域	佐倉地域包括支援センター
志津北部圏域	志津北部地域包括支援センター
志津南部圏域	志津南部地域包括支援センター
臼井・千代田圏域	臼井・千代田地域福祉支援センター
根郷・和田・弥富圏域	南部地域包括支援センター

「日常生活圏域図 & まちづくり協議会位置図」



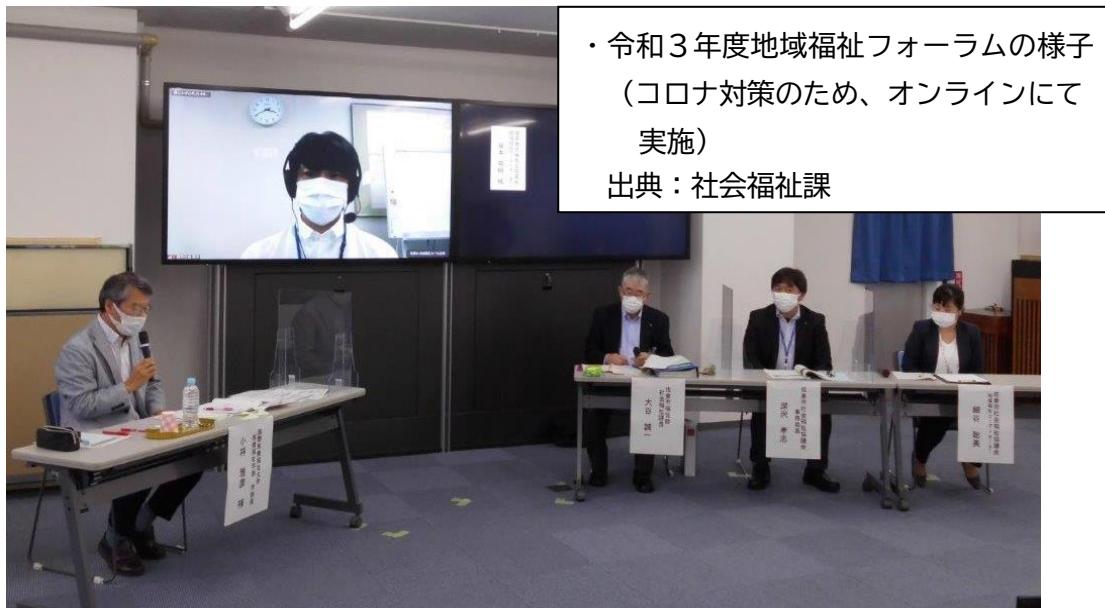
「圏域別町丁名表」

日常生活圏域名	地 域
佐倉圏域	田町・海隣寺町・並木町・宮小路町・鎧木町・鎧木町1~2丁目・新町・裏新町・中尾余町・最上町・弥勒町・野狐台町・鍋山町・本町・樹木町・将門町・大蛇町・藤沢町・栄町・城内町・千成1~3丁目・大佐倉・飯田・岩名・萩山新田・土浮・飯野・飯野町・下根・山崎・上代・高岡・宮前1~3丁目・白銀1~4丁目・鎧木仲田町
志津北部圏域	上座・小竹・青苔・先崎・井野・井野町・宮ノ台1~6丁目・ユーカリが丘1~7丁目・南ユーカリが丘・西ユーカリが丘1~7丁目
志津南部圏域	上志津・上志津原・下志津・下志津原・中志津1~7丁目・西志津1~8丁目
臼井・千代田圏域	臼井・臼井田・臼井台・江原・江原新田・角来・印南・八幡台1~3丁目・新臼井田・江原台1~2丁目・王子台1~6丁目・南臼井台・稻荷台1~4丁目・生谷・畔田・吉見・飯重・羽鳥・染井野1~7丁目
根郷・和田・弥富圏域	六崎・寺崎・寺崎北1~6丁目・太田・大篠塚・小篠塚・神門・木野子・城・石川・表町1~4丁目・大作1~2丁目・大崎台1~5丁目・山王1~2丁目・春路1~2丁目・馬渡・藤治台・寒風・直弥・上別所・米戸・瓜坪新田・上勝田・下勝田・八木・長熊・天辺・宮本・高崎・坪山新田・岩富町・岩富・坂戸・飯塚・内田・宮内・西御門・七曲

(4) 計画の普及啓発

広報紙やホームページなどで本計画の周知を図ります。また公民館や出張所等、市の出先機関や各種関係機関への本計画の概要版を配布し、地域福祉の担い手である市民への周知を行います。

さらに、地域福祉フォーラム等講演会の開催、相談支援機関の研修会等種々の機会を捉えて、周知を図ります。



(5) 持続可能な社会づくり（SDGs）の視点

持続可能な開発目標（SDGs）は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すための令和12（2030）年を期限とする国際目標であり、17の目標（ゴール）・169のターゲットを設定しています。SDGsは、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、全ての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動を呼びかけるものであり、SDGsの達成のためには、国家レベルだけではなく、市民、事業者、市などの社会の多様な主体が行動していく必要があります。

そのため、本市の福祉施策の推進においても、SDGsの達成と深い関りがあることを認識し、持続可能な社会の実現に寄与していくことが求められています。

こうしたことから、本計画の推進にあたっては、SDGsの達成に向けて、地域福祉をめぐる、様々な課題の解決に資するよう取組を実施し、施策目標単位でのSDGsとの関連を明示していきます。

⇒資料：国際連合広報センター 持続可能な開発のための2030アジェンダと日本の取り組み

持続可能な開発目標(SDGs)の詳細

1 絶対をなくさう 	目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	2 絶対をなくす 	目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3 すべての人に健康と強さを 	目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	4 質の高い教育をみんなに 	目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を実現しよう 	目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	6 安全な水とトイレを世界中に 	目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	8 繁栄がともに経済成長も 	目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
9 基盤と技術革新の基盤をつくろう 	目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	10 人々間の不平等をなくす 	目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する
11 在み続けるものを作り出さない 	目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	12 つくる責任つかう責任 	目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する
13 気候変動に具体的な対策を 	目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	14 海の豊かさを守ろう 	目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15 積の森を守ろう 	目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	16 平和と公正をすべての人に 	目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的に説明責任のある包摂的な制度を構築する
17 パートナーシップで目標を達成しよう 	目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

第2章 計画の現状と課題

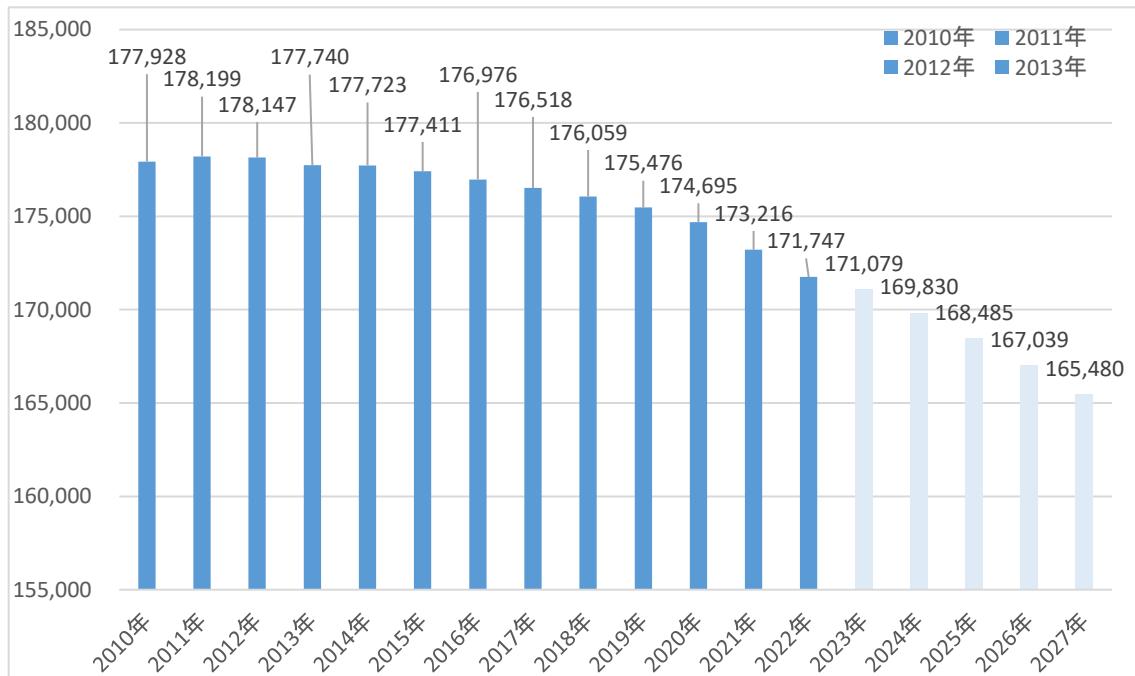
第2章 計画の現状と課題

1 地域福祉の担い手不足の現状と課題

(1) 人口減少、少子高齢化

①総人口

平成 23（2011）年の約 17.8 万人をピークに減少傾向となっており、令和 4（2022）年現在で約 17.1 万人となっています。第 5 次佐倉市総合計画（基本構想・中期基本計画）における人口推計では、当該第 5 次佐倉市地域福祉計画の最終年である令和 9（2027）年には、16.5 万人まで減少すると推計されています。



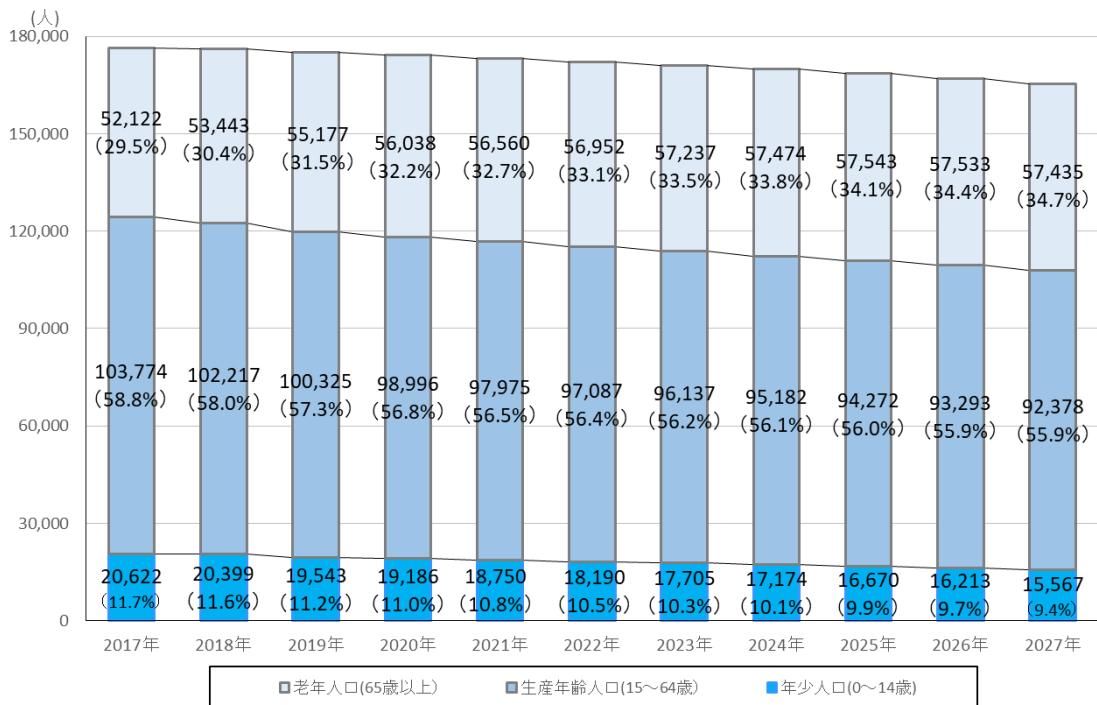
【出典】住民基本台帳（各年3月末、外国人を含む）※2023年以降は推計値



- ・人口減少、少子高齢化が進む中で、どのように地域づくりを行っていくかが課題となります。
- ・団塊の世代が 75 歳以上となり、また、地域での支え合い・助け合いが大切になってきている中、ボランティアや各種団体の活動を広げていけるように、住民と行政が一体となって、地域づくりをしていく必要があります。

②年齢階層別人口

老人人口が増加し、年少人口及び生産年齢人口が減少しています。また、平成30（2018）年3月以降、高齢化率（＝老人人口÷総人口）が30%を超えていきます。



【出典】住民基本台帳（各年3月末。）※2023年以降は推計値



- ・少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少により、見守り活動の担い手は今後高齢化し、減少していくことが見込まれます。
- ・それでもなお、見守り活動は、地域社会における基盤であり、社会的孤立から生まれる諸課題への対応に必要不可欠です。
- ・「見守る人」、「見守られる人」という関係を超えて、自分事として気づき、支えあう仕組みとして、地域の理解・協力を得ながら進めていくことが必要です。

(2) ボランティア活動

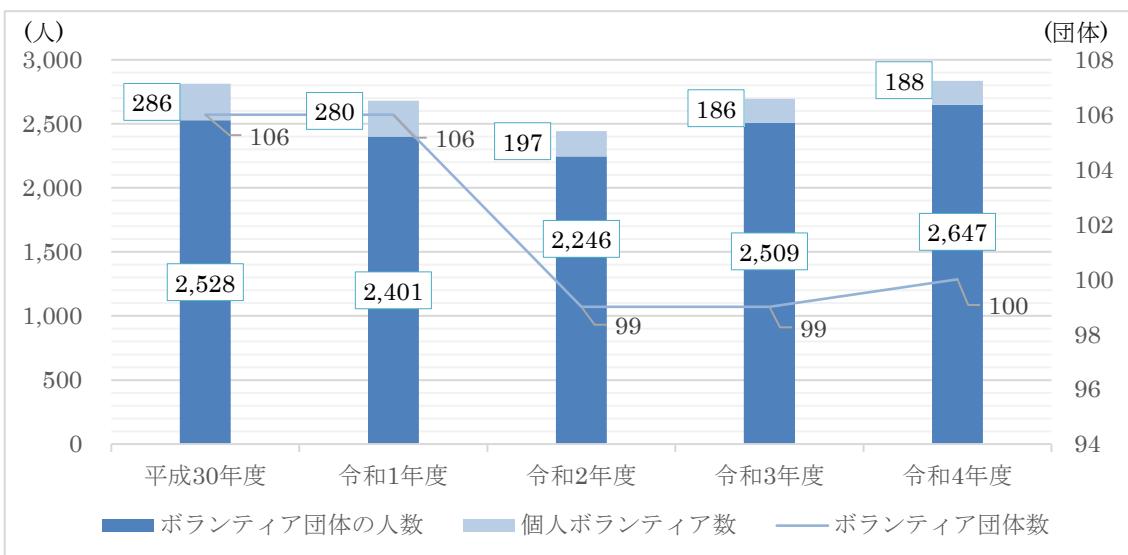
ボランティア活動は、個人の自発的な意思に基づく自主的な活動であり、活動者個人の自己実現への欲求や社会参加意欲が充足されるだけでなく、活動の広がりによって、社会貢献・福祉活動等への関心が高まり、様々な構成員がともに支え合い、交流する地域社会づくりが進むなど大きな意義を持っています。こうした中、ボランティア活動に対する意識が、立場や人によって変わっている面が見られます。例えば、「男女平等参画社会に関する市民意識

調査」では、この1年間どのような地域活動に参加していましたか、との設問で、「特になし」と回答した方の割合が最も高く53.8%となっています。参加しない理由として、この間新型コロナウイルスの影響で、活動自体が失われたことに加え、「仕事や家事育児で忙しい」「参加したい活動がない」「人間関係が煩わしい」等様々です。

ボランティア活動の重要性が増す中、ボランティア活動に対する意識の多様化を注視する必要があります。

佐倉市には、ボランティア活動の拠点として、社会福祉センター、西部・南部地域福祉センターに、ボランティアセンターがあります。地域のボランティアをサポートし、ボランティアの育成・登録・紹介、ボランティアをしたい人とボランティアを必要としている人のコーディネートなど、今後ともその役割が期待されますが、新型コロナの影響により、ボランティア活動が制限されるなど、ボランティア団体数・ボランティア団体の人数は横ばい、個人ボランティア数は、減少傾向にあります。

○ボランティア団体数・ボランティア団体の人数・個人ボランティア数の推移



【出典】社会福祉課作成（各年3月末。市社協のデータから）

- ・子ども食堂でのボランティア活動の様子
- 【出典】社会福祉課



(3) 民生委員・児童委員活動

民生委員・児童委員制度は、その源といわれる済世（さいせい）顧問制度より 100 年以上の長い歴史をもつ制度であり、地域に根ざした福祉活動を展開し、あたたかな地域社会づくりを目指しています。

具体的には、国が社会福祉の増進に熱意のある住民を民生委員・児童委員に委嘱し、地域住民が安心して生活できるよう、身近な相談相手となり、定期的な訪問を通じた見守り役として地域の安全・安心を支えています。また、高齢者や子育て家庭の集いの場としてのサロンの運営や、近年では、学習支援・子ども食堂などの活動において中心的な役割を果たしている事例もあり、その取組の広がりが期待されています。

他方、民生委員・児童委員が求められる役割が多様化し、支援の困難性や活動量の増加さらには高齢者の働き方が変わってきたこと等があることから、民生委員・児童委員の受け手不足は顕著であり、担い手確保の取組を行う必要があります。 ※ (第4章の基本目標3「地域の社会福祉を目的とする事業の活性化を推進します」参照)

○民生委員・児童委員数の推移

民生委員・児童委員の任期は3年で、12月1日に一斉改選が行われますが、定数が充足できていない状況が継続しています。



【出典】社会福祉課作成（民生委員・児童委員推薦状況のデータから）
(各年 12月 1日現在。定数は、平成 28 年は 215 人、令和元年から 217 人)

・民生委員・児童委員の活動の様子
【出典】社会福祉課



(4) 社会福祉法人などの役割

介護保険などの福祉サービスを提供する事業所は、社会福祉法人、NPO法人や株式会社など様々な主体があります。とりわけ※社会福祉法人には、その高い公益性にかんがみ、「社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」（社会福祉法第24条第2項：略）という責務が課されており、すでに買い物支援等地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われています。

佐倉市には、複数の社会福祉法人が立地しておりますが（下表参照）、これら法人の機能が地域住民に認知され、「地域における公益的な取組」等が円滑に実施できるよう、市として適切な助言等を行う必要があります。

▼用語補足

※社会福祉法人

社会福祉法により「社会福祉事業を行うことを目的として、設立された法人」と定義され、同法第2条に定められている第一種社会福祉事業（特別養護老人ホーム、障害者支援施設等）及び第二種社会福祉事業（保育所、訪問介護、デイサービス等）を行う法人をいいます。この他公益事業（入浴排泄食事等の支援、有料路応身ホーム、人材育成等）及び収益事業（貸しビル、公共施設内の売店等）を行うことができます。

[圏域別社会福祉法人一覧：令和6年3月末現在]

日常生活圏域	社会福祉法人名
佐倉圏域	佐倉市社会福祉協議会、佐倉厚生会、生活クラブ、誠友会
志津北部圏域	えのき会、恵泉福祉会、自州会、千手会、ユーカリ優都会
志津南部圏域	啓示福祉会、富裕会
臼井・千代田圏域	臼井福祉会、壮健会、日輪福祉会、ひまわりの里
根郷・和田・弥富圏域	愛光、敬愛、大山、陽の木会

◎上記各法人において、第1種、第2種社会福祉事業いずれかを行い、あわせて公益事業、収益事業を任意で行っています。

2 第4次計画期間中に表出した新たな課題

◎コロナ禍での影響

第4次地域福祉計画期間中、新型コロナウイルスの感染が拡大し、地域の日常生活に大きな影響を及ぼしています。この間、生活困窮の拡大や福祉サービスの利用制限、地域活動の自粛、感染拡大の予防とサービス提供の両立を求められる福祉施設の厳しい運営など、様々な課題が浮き彫りになりました。本計画の策定にあたってはコロナ禍で見えてきたこうした課題について、留意する必要があります。以下、調査結果等を参考に、課題を整理します。

出典：佐倉市

枠内 第8期佐倉市高齢者福祉・介護計画より

生活困窮者自立支援事業より

新型コロナ感染拡大予防関連事業より

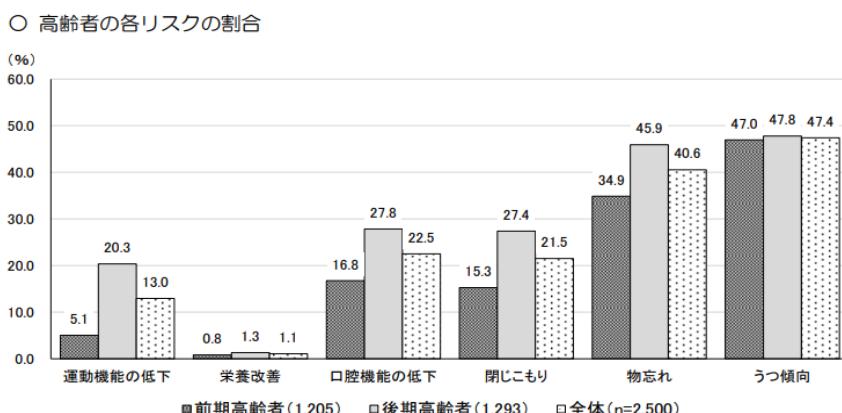
：(福)東京都社会福祉協議会 ◆R3「コロナ禍で顕在化した地域課題」より

◇R4「コロナ禍で顕在化した地域課題への対応方策」より

○長期間の自粛生活に伴う高齢者、障害者、子どもたちへの影響

- ◆・高齢者等の引きこもりによる身体、認知の低下、フレイル予防の必要性
- ◆・学校の休校に伴う子育て家庭の負担増
- ◇・外出自粛の影響で、障害児の兄弟に対する保護者の関わりが減り、兄弟児がフラストレーションをためている
- ◇・核家族化に加えてコロナ禍で、狭い世界で生活している子どもやワンオペで子育てしている親が増え、親子ともにストレスを抱えている
- ◇・在宅勤務の普及で新たな家事負担が生じていたり、乳幼児や家族の居場所がなくなることによって、家族関係に影響を与えている

出典：◎第8期佐倉市高齢者福祉・介護計画（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）



→高齢者のリスク評価を見ると、全体では「うつ傾向」の割合が 47.4%と最も高く、前回（平成29年）調査に比べ、11.2ポイント増えています。

○地域活動の担い手への影響

- ◆・町内会等の交流行事の停止に伴う地縁関係や一体感の希薄化
- ◆・在宅ワークやリモート授業の影響で、日中、地域にいる人が増えたが、既存の地域活動への接点が取りにくい
- ◇・地域福祉活動の停止で担い手や活動者のモチベーションが低下している
- ◇・活動停止の期間が長いため、運営ノウハウが引き継がれていない
- ◇・コロナ禍で、小中高生が地域活動やボランティア活動に参加する機会が減った

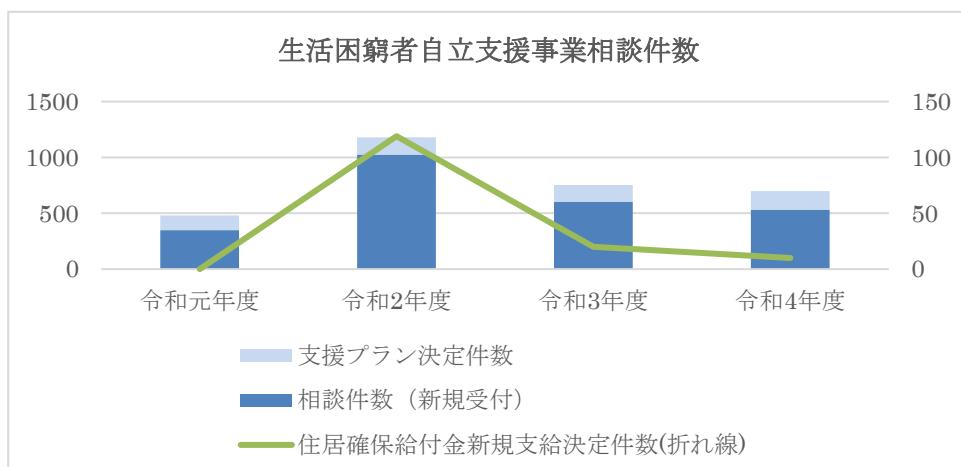
○孤独、孤立の影響

- ◆・相談機関があることを知らない人たちの多さ、日常的な人との関わりが薄い方々
- ◆・訪問の制限による本人の意思確認機会の減少
- ◇・相談すること自体に抵抗感を感じている子育て世帯
- ◇・子ども食堂などの居場所の機能が停止し、つなぎ先がなくなった

○経済の不活性化による影響→生活困窮者等の増加

- ◆・障害者福祉作業所の受注の減
- ◇・親が減収、失業し、教育費が出せず、進学や進路に影響が出ている家庭が増えている

出典：◎佐倉市社会福祉課



➡新型コロナの感染が拡大した令和2年度において、生活困窮者自立支援事業での相談件数が急増しています。

- ・このため市では、この間、新型コロナウイルスの感染による影響に対する経済活動や、生活・暮らしの下支えをすべく、下記の通り各種給付金や支援金の支給を行いました



次ページに続く

(令和2年度)

- ・佐倉市生産体制強化事業
- ・佐倉市小規模事業者応援給付金
- ・商業サービス業応援寄附プロジェクト（さきめし佐倉）
- ・事業者総合相談窓口
- ・ひとり親世帯臨時特別給付金

(令和3年度)

- ・佐倉市中小企業事業継続支援金
- ・中小企業ささエール給付金
- ・佐倉市事業再構築支援補助金
- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
- ・子育て世帯生活支援特別給付金

(令和4年度)

- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
- ・住民税均等割のみ課税世帯への応援金
- ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金
- ・子育て世帯生活支援特別給付金

(令和5年度)

- ・物価高騰対策臨時給付金（住民税非課税世帯、均等割のみ課税世帯）
- ・子育て世帯生活支援特別給付金



○情報化と情報格差の影響

- ◇・コロナ禍で活動のデジタル化が進んだことにより、操作困難で取り残される人が出てきた
- ◇・外国籍で障害がある親について、子の通訳がないと支援につながらない

●上記諸課題に関する基本的な考え方

自粛に伴う身体機能の低下、精神的なストレスの弊害等については、継続的に伴走支援できるワーカーの育成や、各相談機関でのアウトリーチの強化による見守り活動の強化が求められます。

また地域活動や経済活動の不活性化については、各種給付金や支援金の支給、地域（子ども）食堂など居場所づくりへの各種運営支援等を進めるとともに、情報格差を是正するため、様々な媒体による情報発信、高齢者へのIT支援ボランティアの育成、地域活動へ参加意欲のある方へSNS等による効果的な情報発信等について検討が必要です。

本計画の施策を進めるうえで、これらコロナ禍で見えてきた諸課題については、留意し取り組みを進めます。

第3章 計画の基本理念と基本目標

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

第4次計画では、基本的方針である、「一人ひとりがともにはぐくむ お互いさまの地域づくり」の構築のため、「一人ひとりを認め合える地域」、「互いに支え合う地域」、「ふれあい・交流のある地域」の3つの地域像（第3次計画から継承）を目指しました。

年齢や障害の有無等にかかわりなく安全に安心して暮らせる「共生社会」実現のため、多くの人が、人と人との関係を大切に支え合う暮らしの中で、活気あふれた幸せな毎日を送ることができる、また、一人ひとりの違いや個性を認め合いながら、誰もが役割を持ち、活躍できる、安心して暮らしていくことのできる、お互いさまの地域づくりを目指したものです。

一方、第4次計画期間中に、新型コロナウイルスの感染拡大などにより、これらの理念に基づく各種施策が滞るなど、当初思い描いていた地域像の実現には、道半ばという状況が続いている。こうした現下の取り組み状況や市内外の社会状況等を踏まえ、第5次計画においても、第4次計画で掲げた基本理念「一人ひとりがともにはぐくむ お互いさまの地域づくり」を承継し、地域福祉の推進と地域共生社会の実現を目指すこととします。

基 本 理 念

一人ひとりがともにはぐくむ お互いさまの地域づくり

(目指すべき地域像)

- ・「一人ひとりを認め合える地域」
- ・「互いに支え合う地域」
- ・「ふれあい・交流のある地域」

※第4次計画の理念を承継

2 基本目標と重点施策

第5次計画では、基本理念の実現のために、次の5つの基本目標ごとに施策を進めます（□内は、目指すべき将来の地域イメージ）。またこれらの施策の中でも、特に重点的に進める施策を重点施策と位置付け、推進します。

基本目標1	●権利擁護と人権尊重の取組を進めます ○住み慣れた地域で、個性や権利が尊重され、安心して穏やかな生活を送ることができるまち
基本目標2	●福祉サービスの利用を促進します ○地域や福祉に関する情報を、誰もが容易に得られるまち
基本目標3	●地域の社会福祉を目的とする事業の活性化を推進します ○多様な主体による地域の見守りが広がり、孤独・孤立の生まれないまち
基本目標4	●住民参加をさらに促進し、充実します ○誰もが気軽に交流できる居場所が身近にあり、一人ひとりがいきいきと活躍できるまち
基本目標5	●地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備します ○誰もが困りごとを気軽に相談できる場所（人）が身近にあり、多様な主体による、分野を超えた相談支援が行われるまち
	★重点施策 ●訪問支援（アウトリーチ）型※の相談支援体制を推進します →目指すべき将来の地域イメージは基本目標5と共通

※「積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること」（「自立相談支援事業養成研修テキスト」より）

第4章 取組の展開

第4章

第4章 取組の展開

計画の体系

第3章で示した、基本理念・基本目標を実現するために、法に定める計画記載事項との整合を図りながら、基本目標ごとに施策を進めていきます。



基本目標1 権利擁護と人権尊重の取組を進めます

関連する SDGs ⇒



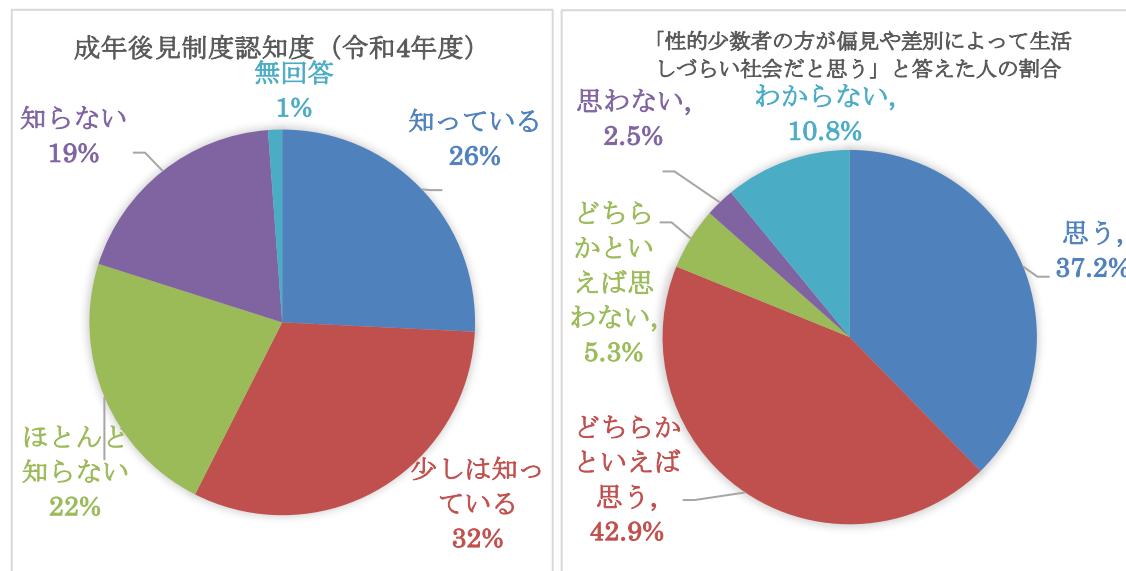
□目指すべき将来の地域イメージ

□住み慣れた地域で、個性や権利が尊重され、安心して穏やかな生活を送ることができるまちを目指します。

□現状と課題

「佐倉市市民意識調査（令和4年度）」において、成年後見制度の認知度について、制度自体の存在を知らない方の割合（知らない、殆ど知らない）が40%を超えるました。手続きの方法については、70%超える割合で知らないという結果でした。

また「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査（令和4年）」の中で、「性的少数者の方が偏見や差別によって生活しづらい社会と思うか」との問では、「思う」という人は80%を超え、DVの経験があり、かつ、誰（どこ）にも相談しなかった方に理由を問う設問では、「相談しても無駄」「どこに相談してよいかわからない」といった人が30%超えており、地域社会に平等や人権といった人権擁護の意識が十分浸透していない実態が読み取れます。



出典：市民意識調査

出典：佐倉市男女平等参画社会市民意識調査

□基本方針

地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』」という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会が繋がり、全ての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもので、これは SDGs における人権尊重、全ての人の平等を目指す考え方を資するものです。第5次計画では、こうした地域共生社会の実現という目的に向け、福祉活動における共通基盤となる考え方として、「権利擁護」と「人権尊重」の取組をさらに進めるものとします。

(1) 権利擁護の推進

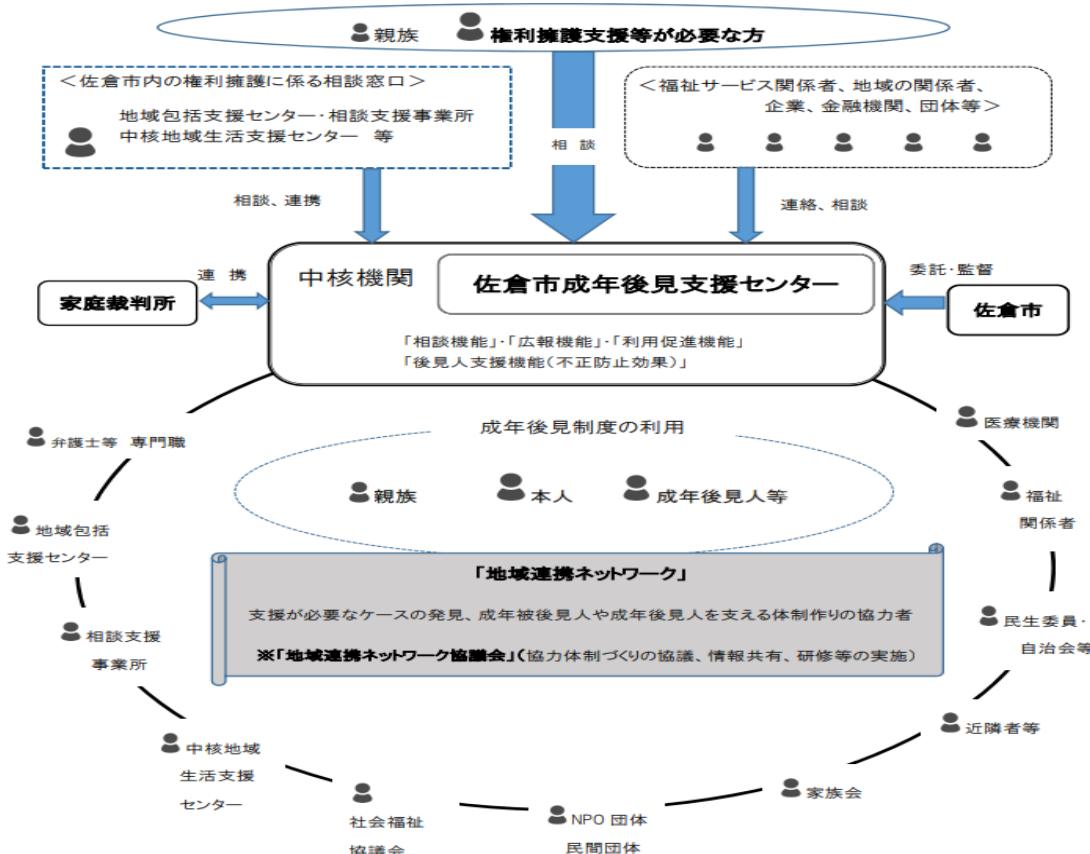
権利擁護支援のため、認知症や知的障害等により財産管理及び日常生活に支援を要する方が適切な福祉サービスを利用できるよう、成年後見制度の周知及び体制の整備を進めます。

□主な取組例

施策・事業	内 容								
<p>□成年後見制度の周知啓発の強化 [高齢者福祉課] [障害福祉課]</p> 	<p>市ホームページ、「こうほう佐倉」による成年後見制度、成年後見制度利用支援事業（申立費用等の助成）の普及啓発、 ※権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」（図 1）の協力者を拡大するための研修などに取り組みます。</p> <p>▼用語補足</p> <p>※権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」</p> <p>各地域において、現に権利擁護を必要としている人を含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするために、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み。</p> <table border="1"><thead><tr><th>(手段)</th><th>(現状)</th><th>(方向)</th></tr></thead><tbody><tr><td>・中核機関(佐倉市成年後見支援センター) による相談会 ・専門家等による講演会の実施。</td><td>・実施 ・実施</td><td>・実施継続 ・実施継続</td></tr></tbody></table>			(手段)	(現状)	(方向)	・中核機関(佐倉市成年後見支援センター) による相談会 ・専門家等による講演会の実施。	・実施 ・実施	・実施継続 ・実施継続
(手段)	(現状)	(方向)							
・中核機関(佐倉市成年後見支援センター) による相談会 ・専門家等による講演会の実施。	・実施 ・実施	・実施継続 ・実施継続							

<p>□相談機能及び成年後見人等支援の強化</p> <p>[高齢者福祉課] [障害福祉課]</p> 	<p>成年後見制度に係る相談会の開催や成年後見人等への活動支援に取り組みます。</p> <table border="1" data-bbox="609 294 1346 444"> <thead> <tr> <th>(指標)</th><th>(現状)</th><th>(目標)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・専門家による相談会開催数</td><td>・年 4回</td><td>・年 4回以上</td></tr> </tbody> </table>	(指標)	(現状)	(目標)	・専門家による相談会開催数	・年 4回	・年 4回以上
(指標)	(現状)	(目標)					
・専門家による相談会開催数	・年 4回	・年 4回以上					
<p>□成年後見人等の養成</p> <p>[高齢者福祉課] [障害福祉課]</p> 	<p>新たな市民後見人候補者の養成や成年後見人等の担い手(個人・団体)を養成する方法について検討を進めます。</p> <table border="1" data-bbox="609 554 1346 705"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>(現状)</th> <th>(目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・市民後見人候補者名簿登録者数</td><td>・年 8人</td><td>・年 20人</td></tr> </tbody> </table>	(指標)	(現状)	(目標)	・市民後見人候補者名簿登録者数	・年 8人	・年 20人
(指標)	(現状)	(目標)					
・市民後見人候補者名簿登録者数	・年 8人	・年 20人					
<p>□障害者差別解消への取り組み</p> <p>[障害福祉課]</p> 	<p>障害のある人への「不当な差別的取扱い」等に関する相談支援を行うとともに、「佐倉市障害者差別解消支援地域協議会」(図2)により関係機関と連携し、障害者の権利擁護に係る取組を効果的に進めます。</p> <table border="1" data-bbox="609 905 1346 1082"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>(現状)</th> <th>(目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・障害者差別解消地域協議会による取組</td><td>・実施</td><td>・実施継続</td></tr> </tbody> </table>	(指標)	(現状)	(目標)	・障害者差別解消地域協議会による取組	・実施	・実施継続
(指標)	(現状)	(目標)					
・障害者差別解消地域協議会による取組	・実施	・実施継続					

図1 佐倉市での地域連携ネットワーク概念図（佐倉市成年後見制度利用促進基本計画より）



(2) 人権教育・啓発の推進

人権尊重に対する意識の向上を図るため、関係機関と連携し、様々な人権課題に対する学習機会を提供し、正しい理解を求めるよう人権教育・啓発に取り組みます。

□主な取組例

施策・事業	内 容					
□人権啓発の推進 [自治人権推進課] [広報課] 	<p>市民の人権への理解を深めるために、市の広報番組を活用した人権啓発広報番組の制作・放送を実施します。</p> <table border="1"> <tr> <td>(指標) ・人権啓発広報番組放送回数</td><td>(現状) ・年1回</td><td>(目標) ・年1回以上 (継続)</td></tr> </table>			(指標) ・人権啓発広報番組放送回数	(現状) ・年1回	(目標) ・年1回以上 (継続)
(指標) ・人権啓発広報番組放送回数	(現状) ・年1回	(目標) ・年1回以上 (継続)				
□男女平等参画の推進 [自治人権推進課] 	<p>男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動にともに参画する社会を形成するため、「男女平等参画推進センター」において、学習会や講演会等を実施します。</p> <table border="1"> <tr> <td>(指標) ・広報紙に男女平等参画関係掲載数 ・地域活動の女性リーダー育成講座開催数</td><td>(現状) ・年9回 ・年1回</td><td>(目標) ・年10回以上 ・年1回以上</td></tr> </table>			(指標) ・広報紙に男女平等参画関係掲載数 ・地域活動の女性リーダー育成講座開催数	(現状) ・年9回 ・年1回	(目標) ・年10回以上 ・年1回以上
(指標) ・広報紙に男女平等参画関係掲載数 ・地域活動の女性リーダー育成講座開催数	(現状) ・年9回 ・年1回	(目標) ・年10回以上 ・年1回以上				
□多様な性 ※ <u>LGBTQ+</u> に関する啓発 [自治人権推進課] 	<p>多様な性（※<u>LGBTQ+</u>）に関する職員向けガイドライン「多様な性のあり方を理解し行動するための職員ハンドブック」による周知を図ります。</p> <p>▼用語補足</p> <p>※<u>LGBTQ+</u></p> <p>「L（レズビアン）女性同性愛者。G（ゲイ）男性同性愛者，B（バイセクシュアル）両性愛者，T（トランスジェンダー）性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人，Q（クエスチョニング）（クイア）自身の生自認や性的指向が定まっていない又は定めない人、+（プラス）上記以外，」の頭文字を取って名付けられた、幅広い性のあり方を総称する言葉。</p> <table border="1"> <tr> <td>(手段) ・ガイドラインの周知</td><td>(現状) ・実施</td><td>(方向) ・実施継続</td></tr> </table>			(手段) ・ガイドラインの周知	(現状) ・実施	(方向) ・実施継続
(手段) ・ガイドラインの周知	(現状) ・実施	(方向) ・実施継続				

<p>□人権教育の推進</p> <p>[指導課]</p> 	<p>人権週間にあわせて、佐倉市立小中学校全校で、人権教育（心の教育の充実）を実施します。</p> <table border="1" data-bbox="541 294 1352 422"> <thead> <tr> <th>(手段)</th><th>(現状)</th><th>(方向)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・人権教育の実施</td><td>・市内小中学校全校で実施</td><td>・市内小中学校全校で実施</td></tr> </tbody> </table>	(手段)	(現状)	(方向)	・人権教育の実施	・市内小中学校全校で実施	・市内小中学校全校で実施
(手段)	(現状)	(方向)					
・人権教育の実施	・市内小中学校全校で実施	・市内小中学校全校で実施					
<p>□障害理解促進に係るイベントの開催</p> <p>[障害福祉課]</p> 	<p>障害者週間等を活用して、障害者への関心と理解を深めるためのイベントを開催し、障害者の自立や社会参加を促進します。</p> <table border="1" data-bbox="541 518 1352 743"> <thead> <tr> <th>(指標)</th><th>(現状)</th><th>(目標)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・障害者理解促進講座開催数 ・障害者作品展の観覧者数 ・差別解消啓発物配布数</td><td>・年1回 ・481人 ・1500部</td><td>・年1回以上 ・630人 ・1500部以上</td></tr> </tbody> </table>	(指標)	(現状)	(目標)	・障害者理解促進講座開催数 ・障害者作品展の観覧者数 ・差別解消啓発物配布数	・年1回 ・481人 ・1500部	・年1回以上 ・630人 ・1500部以上
(指標)	(現状)	(目標)					
・障害者理解促進講座開催数 ・障害者作品展の観覧者数 ・差別解消啓発物配布数	・年1回 ・481人 ・1500部	・年1回以上 ・630人 ・1500部以上					
<p>□※インクルーシブ教育推進</p> <p>[教育センター]</p> 	<p>障害の有無に関わらず、発達に課題のある児童生徒について地域の関係機関が連携し支援できる体制を構築します。</p> <p>-----</p> <p>▼用語補足</p> <p>※インクルーシブ教育</p> <p>国籍、人種、障害などの違いに関係なく、すべての子どもが同じ場所でともに学びあう教育。</p> <p>(例) 障害のある子が「特別支援学校」又は「特別支援教室」などに在籍せずに、障害のない子と同じ教室で同じ授業を受ける等。</p> <p>-----</p> <table border="1" data-bbox="541 1260 1352 1417"> <thead> <tr> <th>(指標)</th><th>(現状)</th><th>(目標)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・教職員向け人権教育研修会の実施数</td><td>・年1回</td><td>・年1回以上</td></tr> </tbody> </table>	(指標)	(現状)	(目標)	・教職員向け人権教育研修会の実施数	・年1回	・年1回以上
(指標)	(現状)	(目標)					
・教職員向け人権教育研修会の実施数	・年1回	・年1回以上					
<p>□障害者差別解消への取組</p> <p>[障害福祉課]</p> 	<p>障害があることを理由に、正当な理由が無くサービスの提供を拒否するなどの「不当な差別的取扱いの禁止」や、障害のある人から社会的障壁を取り除くための申し出があった場合における「合理的配慮の提供」について、障害者差別の解消や権利擁護に係る取組を効果的に進めます。</p> <table border="1" data-bbox="541 1653 1352 1879"> <thead> <tr> <th>(手段)</th><th>(現状)</th><th>(方向)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・障害者差別解消に関する市HP等による周知啓発</td><td>・実施</td><td>・実施継続</td></tr> </tbody> </table>	(手段)	(現状)	(方向)	・障害者差別解消に関する市HP等による周知啓発	・実施	・実施継続
(手段)	(現状)	(方向)					
・障害者差別解消に関する市HP等による周知啓発	・実施	・実施継続					

図2：障害者差別解消支援地域協議会

障害者差別解消支援地域協議会の概要	
○障害者差別解消法における位置づけ	
地域協議会とは (法第17条)	<ul style="list-style-type: none"> 地域における様々な関係機関が、障害者差別に関する相談や相談事例を踏まえた障害者差別のための取組を効果的かつ円滑に行うため、組織することができるもの。
構成する機関等 (法第17条)	<ul style="list-style-type: none"> 国及び地方公共団体の機関のうち、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する機関 NPO法人等の団体、学識経験者等 その他必要と認めるもの
地域協議会の 事務等 (法第18条)	<ul style="list-style-type: none"> 必要な情報の交換、障害者からの相談や相談事例を踏まえた障害者差別解消の取組に関する協議を行なう。 協議結果に基づき、構成機関等は、相談事例を踏まえた障害者差別解消の取組を行う。 地域協議会は、構成機関等に対し、相談を行った障害者や差別事案に関する情報の提供、意見の表明等の必要な協力を求めることができる。 地域協議会の庶務は、地方公共団体が担う。
守秘義務 (法第19条)	<ul style="list-style-type: none"> 正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(委員構成)	
<ul style="list-style-type: none"> 成田公共職業安定所 千葉県印旛健康福祉センター 佐倉市総務部人事課 佐倉市民部自治人権推進課 佐倉市教育委員会教育センター 佐倉市社会福祉協議会 民生委員・児童委員 佐倉市障害者総合支援協議会 佐倉商工会議所 市内の公共交通機関係者 法曹関係者 市内の障害者団体 	

(3) 虐待防止活動の推進

高齢者や障害者、児童に対する虐待やDVの未然防止や早期発見のため、周知啓発を図るとともに、関係機関とのネットワークを強化し、迅速な対応を行い、適切な支援を図ります。

□主な取組例

施策・事業	内 容								
□虐待防止ネットワークの連携推進 [こども家庭課] [高齢者福祉課] [障害福祉課] 	<p>児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の既存の枠内に留まらない複雑な事例や、DV被害者の相談・支援を行うにあたり、関係諸制度がより適切に機能することができるよう、「佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク要綱」に基づき、下記のネットワークを構成する各関係機関と密に連携を図ります。</p> <p>(虐待防止ネットワーク)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止ネットワーク 高齢者虐待防止ネットワーク 障害者虐待防止ネットワーク <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>(現状)</th> <th>(目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・児童・高齢者・障害者虐待等の相談対応率</td> <td>・100%</td> <td>・100% (維持)</td> </tr> </tbody> </table>			(指標)	(現状)	(目標)	・児童・高齢者・障害者虐待等の相談対応率	・100%	・100% (維持)
(指標)	(現状)	(目標)							
・児童・高齢者・障害者虐待等の相談対応率	・100%	・100% (維持)							

基本目標2 福祉サービスの利用を促進します

関連する SDGs ⇒



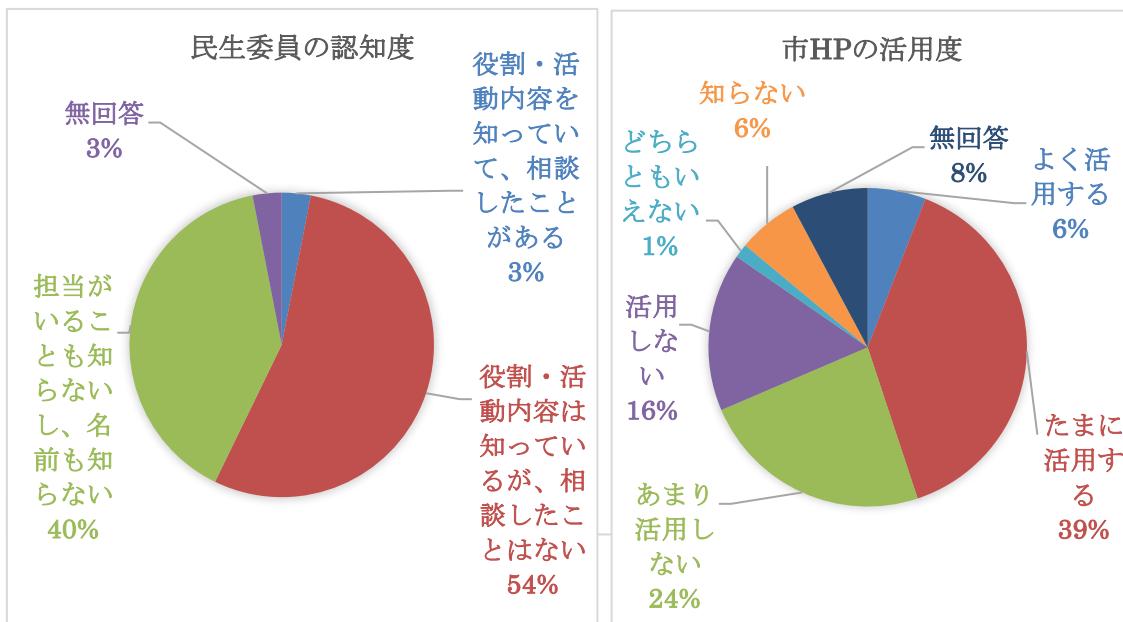
□目指すべき将来の地域イメージ

□地域や福祉に関する情報を、誰もが容易に得られるまちを目指します。

□現状と課題

市民意識調査の中で、「市からの広報手段をどの程度活用しますか」との問いに、「よく活用する、たまに活用する」と回答された方が、50%を超えていましたが、一方「お住まいの地域の担当民生委員を知っていますか」との問い合わせには、担当がいることも知らないし名前も知らない」と回答した方が、40%近くいます。

また新型コロナの感染拡大により、ワクチン予約の仕方やマイナンバーの手続きができない高齢者の存在など、デジタルスキルの世代間格差が表面化しています。



出典：市民意識調査

□基本方針

介護、子育て、障害や病気などにより、日常の生活が困難になることがあります。自分らしく自立した生活を送るために、福祉サービスの利用を促進し、必要な支援を提供する必要があります。

先ずは利用者が多様な福祉サービスを円滑に利用できるよう、個別計画等での取組を進める中で（第1章2（2）「計画の期間」で挙げた、関連する各個別計画を参照）、福祉サービスの利用に関する情報提供を、必要とする住民に的確に届くように積極的な発信に努め、市民意識の向上と活動への参加に繋げます。

（1）個別計画の推進

地域福祉の推進に関する個別計画の取組みを進めます。

□主な取組例

施策・事業	内 容						
<p>□個別計画の推進</p> <p>[高齢者福祉課]</p> <p>[障害福祉課]</p> <p>[こども政策課]</p> <p>[介護保険課]</p> <p>[健康推進課]</p> <p>[住宅課]</p> 	<p>(第1章から抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none">・第9期佐倉市高齢者福祉・介護計画 (令和6年度～令和8年度)・第7次佐倉市障害者計画 (令和6年度～令和11年度)・第7期佐倉市障害福祉計画・障害児福祉計画 (令和6年度～令和8年度)・第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)・第4次佐倉市青少年育成計画 (令和2年度～令和7年度)・佐倉市健康増進計画 (令和6年度～令和17年度)・第2期佐倉市成年後見制度利用促進基本計画 (令和6年度～令和9年度)・第2次佐倉市住生活基本計画 (令和6年度～令和16年度) <p>★第4次地域福祉計画</p> <p>策定期指標</p> <p>→ 等の計画を進めます。</p> <table border="1"><thead><tr><th>(指標)</th><th>(現状)</th><th>(目標)</th></tr></thead><tbody><tr><td>・関連個別計画の達成率</td><td>・各計画の現状の値</td><td>・各計画に設定された目標値</td></tr></tbody></table>	(指標)	(現状)	(目標)	・関連個別計画の達成率	・各計画の現状の値	・各計画に設定された目標値
(指標)	(現状)	(目標)					
・関連個別計画の達成率	・各計画の現状の値	・各計画に設定された目標値					

(2) 福祉サービスの情報提供・発信の充実

広報紙やホームページ、SNS、ケーブルテレビ、パンフレットなど多様な媒体を活用し、住民が地域福祉に関心を持ち、活動に参加するきっかけとなるよう、福祉サービスの情報発信を行います。

□主な取組例

施策・事業	内 容						
□ホームページなどによる情報発信 [社会福祉課] [高齢者福祉課] [障害福祉課] [介護保険課] [他、各課共通]	<p>佐倉市の※「地域の支え合い助け合いリスト」・高齢者を支える地域資源ブック・※障害福祉サービスガイドブック・佐倉市 子育て支援ガイドブックなどの福祉関連情報を掲載します。</p> <p>▼用語補足</p> <p>※「地域の支え合い助け合いリスト」</p> <p>生活支援コーディネーターが把握した、買い物や掃除、調理、洗濯等の日常生活で必要な家事を支援する「家事サービス」、住民やNPO団体等様々な主体による「交流の場・通いの場」などの情報を厚生労働省が運営・管理する「介護事業所・生活関連情報検索システム」にまとめて掲載している情報の一部を、紙面にしたリストをホームページに掲載しています。</p> <p>※障害福祉サービスガイドブック</p> <p>佐倉市内には障害児・者のための事業所、施設、行政機関などがたくさんあり、市民、関係機関などの皆さんのがこの障害福祉サービスガイドブックを活用して、障害のある方も、ない方も安心して、生き生きと暮らしていくことができるよう、事業所紹介に加え、障害福祉サービスの説明、当事者の会・家族会の紹介などを掲載しています。</p> <p>★令和5年度市民意識調査項目</p> <table border="1"> <tr> <td>(指標)</td> <td>(現状)</td> <td>(目標)</td> </tr> <tr> <td>・市ホームページを活用する人の割合 →・相談・支援を受ける環境が整備されていると思う意識</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・38% ・43% </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・42% ・45% </td> </tr> </table>	(指標)	(現状)	(目標)	・市ホームページを活用する人の割合 →・相談・支援を受ける環境が整備されていると思う意識	<ul style="list-style-type: none"> ・38% ・43% 	<ul style="list-style-type: none"> ・42% ・45%
(指標)	(現状)	(目標)					
・市ホームページを活用する人の割合 →・相談・支援を受ける環境が整備されていると思う意識	<ul style="list-style-type: none"> ・38% ・43% 	<ul style="list-style-type: none"> ・42% ・45% 					

□ プッシュ型の情報提供サイトの利用促進
〔広報課〕



福祉利用情報を必要とする方について、行政情報の無料閲覧サイト※マチイロの利用を促進します。

▼用語補足

※マチイロ

ユーザーに自動的に、最新の情報やニュースを送信するウェブサイト。ユーザーは、関心あるトピック（例：福祉情報）を選択し、カスタマイズされたコンテンツを受け取ることができ、手間をかけずに重要な情報を把握できるメリットがあります。

(手段)	(現状)	(方向)
・マチイロ周知啓発	・実施	・実施継続

□ 障害者の情報アクセシビリティの向上

〔障害福祉課〕

〔他、各課共通〕



※「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」の趣旨を踏まえ、意思疎通の支援（手話通訳、要約筆記、日常生活用具の支給、手話奉仕員の養成など）を進めます。

▼用語補足

※「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」

すべての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が重要であることから、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策に関する基本理念を定めた法律。令和4年5月に公布施行されました。

(指標)	(現状)	(目標)
・手話奉仕員養成講座（後期）受講修了者数	・8人	・20人
・市立図書館の視覚障害者等サービス利用登録者数	・8人	・16人

(3) 情報化の推進

新型コロナの感染拡大に伴い、医療にも介護にもつながっていない独居の方や、一人でワクチン予約できない高齢者、障害者等の存在、更にはろう者、難聴者や外国籍居住者の言葉の課題等が表面化しており、こうしたデジタルスキルの世代間の格差等による情報格差の拡大に対し、効果的な情報発信と高齢者に対するIT支援を行います。

□主な取組例

施策・事業	内 容					
□将来の地域福祉の担い手に向けた効果的情報発信 [社会福祉課] 	<p>地域活動へ参加意欲がある方へ、客観的でわかりやすいデータを※SNS等さまざまな電子的媒体によって効果的に情報発信を進めます。</p> <p>▼用語補足 ※SNS（ソーシャル・ネットワーキング・システム） インターネット上で、社会的つながりをつくる仕組み。 登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。</p> <table border="1"> <tr> <td>(手段) ・地域福祉に関する電子媒体を使った情報提供</td><td>(現状) ・実施</td><td>(方向) ・実施継続</td></tr> </table>			(手段) ・地域福祉に関する電子媒体を使った情報提供	(現状) ・実施	(方向) ・実施継続
(手段) ・地域福祉に関する電子媒体を使った情報提供	(現状) ・実施	(方向) ・実施継続				
□高齢者、障害者等へのIT支援 [情報システム課] 	<p>マイナンバーの登録やワクチン接種予約など、IT支援が必要な高齢者向けの講習会等開催し、情報格差是正に努めます。</p> <table border="1"> <tr> <td>(手段) ・シニア向けスマートフォン講習会の開催（講座数）</td><td>(現状) ・年 105 回</td><td>(方向) ・実施継続</td></tr> </table>			(手段) ・シニア向けスマートフォン講習会の開催（講座数）	(現状) ・年 105 回	(方向) ・実施継続
(手段) ・シニア向けスマートフォン講習会の開催（講座数）	(現状) ・年 105 回	(方向) ・実施継続				
□外国人に対する情報支援 [広報課] 	<p>外国人への日常生活に関わる優しい日本語の紹介を進め、福祉サービスが容易に受けられるような環境整備を進めます。</p> <table border="1"> <tr> <td>(指標) ・外国語対応の相談窓口 開設日数 ・国際理解講演会開催数</td><td>(現状) ・年 88 日 ・年 2 回</td><td>(目標) ・年 88 日以上 ・年 2 回以上</td></tr> </table>			(指標) ・外国語対応の相談窓口 開設日数 ・国際理解講演会開催数	(現状) ・年 88 日 ・年 2 回	(目標) ・年 88 日以上 ・年 2 回以上
(指標) ・外国語対応の相談窓口 開設日数 ・国際理解講演会開催数	(現状) ・年 88 日 ・年 2 回	(目標) ・年 88 日以上 ・年 2 回以上				

基本目標 3

地域の社会福祉を目的とする事業の活性化を推進します

関連する SDGs ⇒



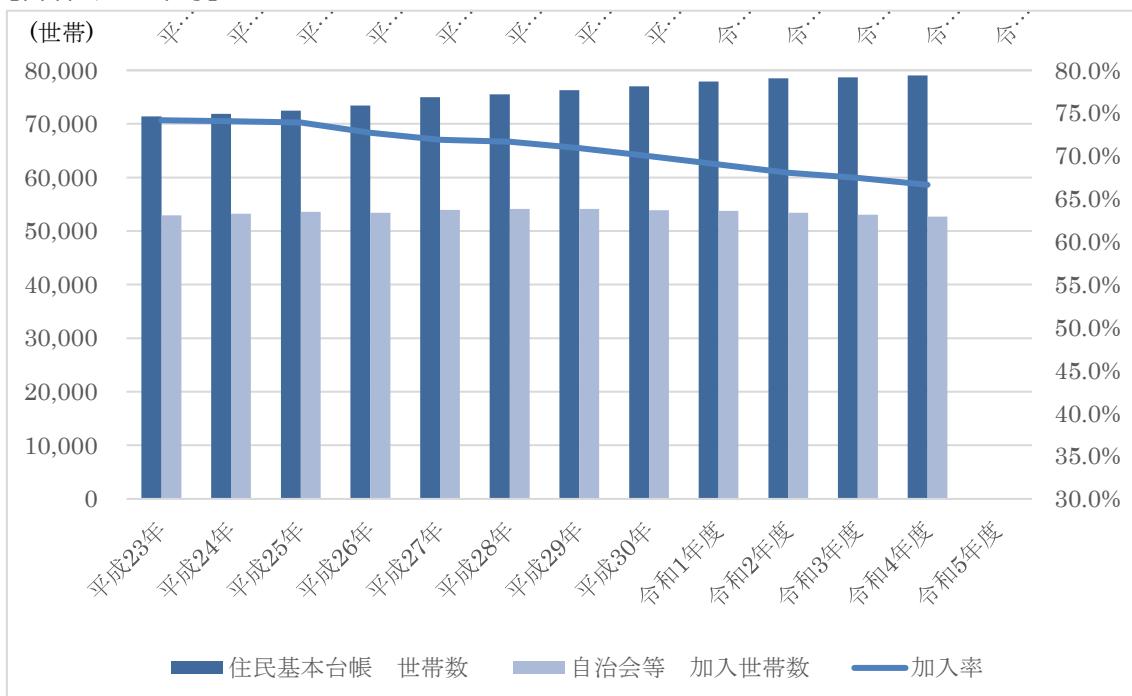
□目指すべき将来の地域イメージ

□多様な主体による地域の見守りが広がり、孤独・孤立の生まれないまちを目指します。

□現状と課題

「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査（令和4年）」の中で、「この1年間、どのような地域活動に参加しましたか」との問い合わせに、50%超える方が「何も参加していない」と回答しています。このため住民自治・地域福祉の要となる自治会会員の加入率も、新型コロナウイルス感染症の影響も相まって、年々減少しており、地域福祉団体の縮小＝地域福祉活動の弱体化が懸念されています。（下図参照）

[自治会加入率等]



【出典】社会福祉課作成（自治人権推進課のデータから）

□基本方針

市民ができる限り主体として生きていくという「自助」と市民の生活を支える社会保障制度である「公助」とともに、家族、友人、隣近所の助け合いである「互助」、地域活動、ボランティア、社会福祉法人等による支え合い・助け合いである「共助」も重要です。

地域福祉推進のためには、こうした住民の互いに支え合うという意識とともに、各種団体による活動も重要になります。また、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」や企業の社会的責任（CSR（Corporate Social Responsibility）、例えば、生活困窮者自立支援事業における職場実習の受入れ、障害者雇用、ひとり親家庭の支援や企業内保育）など、地域における役割も重要です。市は、こうした地域福祉各種団体との連携と支援を進め、地域福祉力の活性化に取り組みます。

（1）地域福祉活動団体（個人）との連携・支援

市内で地域福祉活動を行っている個人や市民団体に対して、地域での支え合い、助け合いの必要性について啓発し、困りごとを抱える世帯の孤立を防ぐとともに、誰も排除しない地域づくりを進めます。

また住民の地域組織への参加を促進するとともに、組織間の連携を進め、地域の連帯意識の醸成を図ります。

□主な取組例

施策・事業	内 容								
□ご近所の関係づくりや孤立を防ぐ地域づくりの啓発 [社会福祉課] [高齢者福祉課] 	日頃からご近所同士でのコミュニケーションの必要性や、困った時に助け合うことの大切さなど、住民の支え合い・助け合いの意識を高め、困りごとを抱える人の孤立を防ぎ、誰一人取り残さない地域づくりを進めます。 <table border="1" data-bbox="531 1482 1325 1673"> <tr> <td>(手段)</td> <td>(現状)</td> <td>(方向)</td> </tr> <tr> <td>・市広報、自治会町内会、 民生委員・児童委員を通じた啓発</td> <td>・実施</td> <td>・実施継続</td> </tr> </table>			(手段)	(現状)	(方向)	・市広報、自治会町内会、 民生委員・児童委員を通じた啓発	・実施	・実施継続
(手段)	(現状)	(方向)							
・市広報、自治会町内会、 民生委員・児童委員を通じた啓発	・実施	・実施継続							
□自治会等との連携・支援 [自治人権推進課] 	まちづくりの基礎となる自治会等において自主的に取り組まれている環境の保全や美化活動、防犯・防災活動、福祉活動などについて、交付金などの助成により支援します。 <table border="1" data-bbox="531 1830 1325 2010"> <tr> <td>(指標)</td> <td>(現状)</td> <td>(目標)</td> </tr> <tr> <td>・自治振興交付金で支援している自治会等の割合</td> <td>・84%</td> <td>・95%</td> </tr> </table>			(指標)	(現状)	(目標)	・自治振興交付金で支援している自治会等の割合	・84%	・95%
(指標)	(現状)	(目標)							
・自治振興交付金で支援している自治会等の割合	・84%	・95%							

□佐倉市社会福祉協議会との連携・推進
[社会福祉課]



※地区社会福祉協議会（地区社協）活動の支援、善意銀行や法人後見事業による生活支援・権利擁護支援、ボランティアセンターの運営など、市社協による地域福祉を推進する事業が、継続的かつ円滑に実施されるよう、市社協策定の「地域福祉活動計画」とも連携しながら、地域住民相互の支え合いによる地域福祉の推進体制づくりを進めます。

▼用語補足

※地区社会福祉協議会（地区社協）

現在市内 14 か所で設置され、各地区の特性に応じて、以下のようないくつかの地域福祉活動を実施しています。

(圏域名) 地区社協	(佐倉) 佐倉城の辺、佐倉東部・内郷 (臼井・千代田) 臼井、うすい東、王子台、千代田 (志津北部・南部) 志津、ユーカリが丘、志津南、西志津 (南部) 根郷、和田、弥富
活動内容	在宅福祉活動、地域交流活動、広報・啓発活動、関係団体による福祉活動への協力、組織・運営体制や基盤を強化する活動、地区社協相互間の協力・連携、市社協との協力・連携など
地区社協と市社協との関係	地区内の福祉課題やニーズに対して主体的に取り組む地区社協に対し、市社協は地区社協の活動に必要な財政支援をはじめ、情報提供、地区社協相互間、市社協との連絡調整等による支援をします。また各地区が共通して抱える福祉課題は、全市的な福祉課題、ニーズとして、市社協が地区社協と協力してこれに当たることになります。

(指標) ・市・市社協連絡会議の開催数	(現状) ・年 12 回	(目標) ・年 12 回以上
------------------------	-----------------	-------------------

<p>□更生保護活動団体との連携・支援 [社会福祉課]</p> 	<p>保護司会や更生保護女性会等と連携して、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動や、青少年健全育成、更生保護活動を通じて地域福祉の増進を図ります。（※<u>社会を明るくする運動等</u>）</p> <p>▼用語補足</p> <p>※社会を明るくする運動</p> <p>すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について 理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする、法務省主唱の運動です。本市においても、保護司会や更生保護女性会などと連携し、街頭啓発活動を実施しています。</p> <table border="1" data-bbox="536 810 1330 1170"> <thead> <tr> <th>(手段)</th><th>(現状)</th><th>(方向)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・社会を明るくする運動の街頭啓発活動における啓発物資直接配布数 ・社会を明るくする運動講演会回数 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・1000 セット ・年1回 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・配布継続 ・年1回以上 </td></tr> </tbody> </table>	(手段)	(現状)	(方向)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会を明るくする運動の街頭啓発活動における啓発物資直接配布数 ・社会を明るくする運動講演会回数 	<ul style="list-style-type: none"> ・1000 セット ・年1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・配布継続 ・年1回以上
(手段)	(現状)	(方向)					
<ul style="list-style-type: none"> ・社会を明るくする運動の街頭啓発活動における啓発物資直接配布数 ・社会を明るくする運動講演会回数 	<ul style="list-style-type: none"> ・1000 セット ・年1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・配布継続 ・年1回以上 					
<p>□民生委員・児童委員活動の支援 [社会福祉課]</p>  <p>★令和5年度市民意識調査項目</p>	<p>地域福祉の担い手として、地域福祉活動・福祉団体活動の重要な役割を果たしている民生委員・児童委員とその活動を支援することで、地域福祉の充実を図ります。</p> <p>委員の交替等に伴い、地域福祉を担う委員に適した人材を補充することにより、地域福祉の充実・向上を図ります。また、委員の負担軽減とともに、地域住民に対する支援、きめ細かい福祉サービスの提供を可能にするため、担い手の確保や支援に努めます。</p> <table border="1" data-bbox="536 1596 1330 1859"> <thead> <tr> <th>(指標)</th><th>(現状)</th><th>(目標)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の定数充足率 ・民生委員・児童委員の活動内容の認知度 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・90% ・57.2% </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・100% ・60% </td></tr> </tbody> </table>	(指標)	(現状)	(目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の定数充足率 ・民生委員・児童委員の活動内容の認知度 	<ul style="list-style-type: none"> ・90% ・57.2% 	<ul style="list-style-type: none"> ・100% ・60%
(指標)	(現状)	(目標)					
<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の定数充足率 ・民生委員・児童委員の活動内容の認知度 	<ul style="list-style-type: none"> ・90% ・57.2% 	<ul style="list-style-type: none"> ・100% ・60% 					

□高齢者クラブの活動の支援

[高齢者福祉課]



※「高齢者クラブ」の活動を支援し、高齢者の生きがいづくりなど、社会参加の促進を推進します。

▼用語補足

※高齢者クラブ

市内在住のおおむね 60 歳以上の会員で構成され、生きがいを高めるとともに、会員相互の健康の維持増進、地域社会活動の参加などを自主的に実施している団体です。自治会のエリアを基本に地域で結成されている単位クラブと各単位クラブの育成指導を行う佐倉市高齢者クラブ連合会の活動に対し支援します。

(指標)

- ・単位クラブ数

(現状)

- ・44 クラブ

(目標)

- ・45 クラブ

・高齢者クラブの運動会の様子

出典：高齢者福祉課



(2) 社会福祉法人の地域公益活動の推進

住民の身近な社会資源である社会福祉法人が、良質な福祉サービスを提供するとともに、地域の福祉ニーズを踏まえた公益的な活動等を実施できるよう適切な助言等を行います。

□主な取組例

施策・事業

内 容

□社会福祉法人の地域公益活動の推進

[社会福祉課]

[他、関係各課]



社会福祉法人が実施する「地域における公益的な取り組み」等について、法人運営の自主性を考慮した上で、適切な助言等を行います。

(指標)

- ・市内社会福祉法人地域公益活動実施団体数

(現状)

- ・年 5 団体

(目標)

- ・年 5 団体以上

(3) 寄附や募金の取組・活用

皆様からの寄附（ふるさと納税）や市社協が窓口になって各種「募金活動」を行い、これを財源に地域の特性を活かした地域福祉力の活性化を進めます。

□主な取組例

施策・事業	内 容			
□寄附・募金活動の推進 [社会福祉課]	<p>※「ふるさと納税（佐倉市ふるさとまちづくり応援寄付制度）」により、地域福祉への関心を喚起するとともに、※「赤い羽根共同募金」によりボランティア活動や災害時の準備金等に、※「歳末助け合い募金」により生活困窮世帯への支援金に活用します。</p> <p>▼用語補足</p> <p>※ふるさと納税（佐倉市ふるさとまちづくり応援寄付制度） 寄附にあたっては、保健福祉の増進や豊かな緑の維持保全、学校教育の振興などのメニューから、使い道を指定していただくことができます。</p> <p>※赤い羽根共同募金 「社会福祉法」に基づき、地域の実情に合わせた社会福祉を進めるため、事前に使い道や集める額を定める「計画募金」です。毎年10月1日～翌3月31日を運動期間として実施しています。当該共同募金でお預かりした募金は、約7割をボランティアや地区社協の活動支援といった市社協の事業へ、約3割を千葉県内の社会福祉施設やNPO活動支援、各種相談窓口、災害時の準備金として活用されています。</p> <p>※歳末助け合い募金 歳末助け合い募金は、共同募金運動の一環として、毎年12月1日～12月31日までを運動期間として実施しています。歳末助け合い募金でお預かりした募金は、全額を佐倉市内の歳末期に支援の必要な世帯（生活保護世帯を除く）への支援金と、生活に困難を抱えている方（世帯）を支援している団体への助成金に活用されています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">(指標) ・募金活動（赤い羽根、歳末助け合い）に参加した人数</td><td style="padding: 5px;">(現状) ・延べ 188 人</td><td style="padding: 5px;">(目標) ・延べ 700 人</td></tr> </table>	(指標) ・募金活動（赤い羽根、歳末助け合い）に参加した人数	(現状) ・延べ 188 人	(目標) ・延べ 700 人
(指標) ・募金活動（赤い羽根、歳末助け合い）に参加した人数	(現状) ・延べ 188 人	(目標) ・延べ 700 人		

基本目標4 住民参加をさらに促進し、充実します

関連する SDGs ⇒



□目指すべき将来の地域イメージ

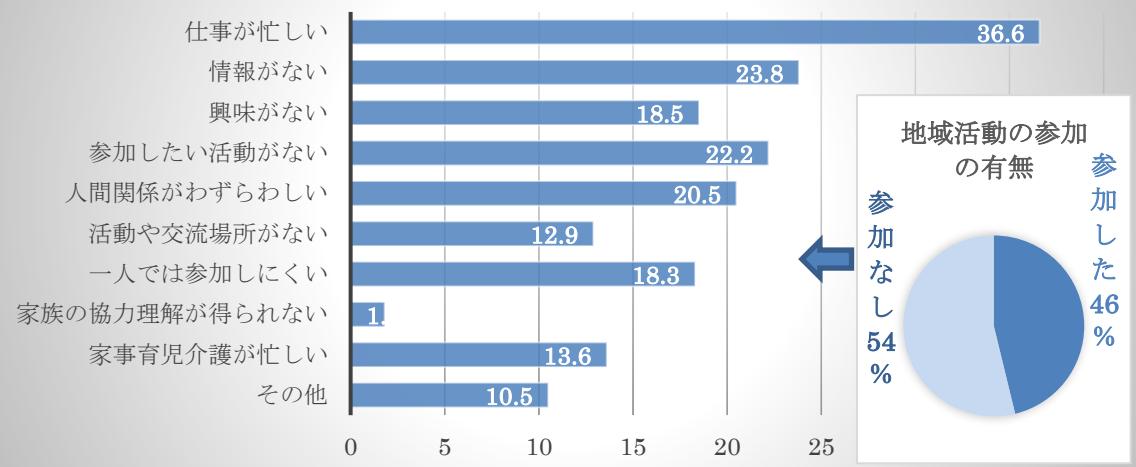
□誰もが気軽に交流できる居場所が身边にあり、一人ひとりがいきいきと活躍できるまちを目指します。

□現状と課題

令和4年度男女平等参画社会に関する市民意識調査の中で、「地域活動に参加していましたか」との問い合わせに対し、「特になし」と答えていた割合が、50%を超えていました。この値は、前回調査（平成29年度）と比較しても数値が上がっていいます。（47.7%→53.8%）参加しない理由については、「活動や交流の場所がない」「参加したい活動がない」「興味がない」「情報がない」等地域活動への理解が十分に浸透していない状況が散見されます。（下図参照）

さらに、第4次計画期間中、新型コロナの感染拡大により、自粛を余儀なくされ、その結果、種々の地域活動の場が縮小されたことが、調査結果に影響しているものと考えられます。こうした活動拠点の縮小に伴う活動の停滞が、高齢者のフレイル等様々な弊害の表出につながっています。（第2章2の「コロナ禍での影響」を参照）

地域活動不参加理由



出典：男女平等参画社会に関する市民意識調査（複数回答可%）

□基本方針

復活の兆しがみえつつも、未だ新型コロナ感染の影響等により停滞した市民活動を、コロナ以前の状態に少しでも戻すべく、多様な居場所や活動拠点の充実強化、新たなニーズに対応した地域の社会資源（担い手）の掘り起こしを進めるなど、地域活動に関心のある方が実際の活動に参加しやすくするための環境整備に取り組みます。

（1）地域の交流の場づくり

地域住民が気軽に集える活動拠点の充実及び機能強化に向け、公的施設の活用をさらに進めるとともに、空き家、空き店舗等の活用可能性について検討し、地域の社会資源となる民間施設の把握に努めます。

□主な取組例

施策・事業	内 容								
□地域活動拠点の利用促進 [自治人権推進課] [社会教育課] 	地域福祉の向上に係る市民の自主活動や市民交流を促進するため、コミュニティセンターや公民館、地域福祉センター等公的施設を活用し、住民同士、様々な団体が交流できる場の確保や居場所づくりを支援します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">(手段)</td> <td style="padding: 5px;">(現状)</td> <td style="padding: 5px;">(方向)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">・公共施設の地域福祉活動への利用促進</td> <td style="padding: 5px;">・実施</td> <td style="padding: 5px;">・実施継続</td> </tr> </table>			(手段)	(現状)	(方向)	・公共施設の地域福祉活動への利用促進	・実施	・実施継続
(手段)	(現状)	(方向)							
・公共施設の地域福祉活動への利用促進	・実施	・実施継続							
□地域における交流機会の充実 [自治人権推進課] [社会福祉課]  ★令和5年度市民意識調査項目	地域の活動拠点等を活用し、地域住民同士が交流できる地域活動やイベントの充実に取り組みます。 また、多様な世代が関心を持つる交流機会や、オンラインでの開催など、従来と異なる開催方法についても検討します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">(指標)</td> <td style="padding: 5px;">(現状)</td> <td style="padding: 5px;">(目標)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">・まちづくり活動に参加したことがある割合</td> <td style="padding: 5px;">・46%</td> <td style="padding: 5px;">・50%</td> </tr> </table>			(指標)	(現状)	(目標)	・まちづくり活動に参加したことがある割合	・46%	・50%
(指標)	(現状)	(目標)							
・まちづくり活動に参加したことがある割合	・46%	・50%							

<p>□地域子ども・子育て支援</p> <p>[こども政策課] [こども保育課]</p> 	<p>「地域子ども・子育て支援事業」（※<u>地域子育て支援拠点事業</u>等）を実施する民間事業者を支援します。</p> <p>▼用語補足</p> <p>※<u>地域子育て支援拠点事業</u></p> <p>乳児・幼児とその保護者が自由に利用し、遊びを通して交流する場を提供するとともに、子育てに役立つ情報を提供するほか、子育てに関する相談を受ける事業です。</p> <p>R5年度現在、佐倉市子育て支援センター1か所、公立保育園7園、私立保育園8園、私立認定こども園2園、私立事業所内保育所1か所、佐倉市子育て交流センター1か所の全20か所で実施しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">(指標)</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">(現状)</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">(R6年度)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">・地域子育て支援拠点利用者数</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">・延べ 14725人/年</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">・延べ 18250人/年</td></tr> </table>	(指標)	(現状)	(R6年度)	・地域子育て支援拠点利用者数	・延べ 14725人/年	・延べ 18250人/年
(指標)	(現状)	(R6年度)					
・地域子育て支援拠点利用者数	・延べ 14725人/年	・延べ 18250人/年					

・地域子育て支援拠点（子育て交流センター）の様子
出典：こども保育課



（2）情報の発信・啓発

地域福祉活動への住民参加の促進、団体活動の継続発展につながる情報の発信・啓発に努めます。

□主な取組例

施策・事業	内 容						
<p>□活動拠点や交流機会に係る情報発信の強化</p> <p>[社会福祉課] [高齢者福祉課] [障害福祉課] [広報課]</p> 	<p>地域活動や交流機会の情報が多くの人に行き渡るよう、広報紙、ホームページ、各種SNS等を活用し情報発信を強化します。またイベントへのオンライン申請による参加申込など、参加し易い仕組みについて検討します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">(指標)</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">(現状)</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">(目標)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">・市広報紙、HP等による地域活動の情報発信</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">・実施</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">・実施強化</td> </tr> </table>	(指標)	(現状)	(目標)	・市広報紙、HP等による地域活動の情報発信	・実施	・実施強化
(指標)	(現状)	(目標)					
・市広報紙、HP等による地域活動の情報発信	・実施	・実施強化					

(3) 地域福祉活動を支える人材づくり

幅広い層の住民が地域活動や福祉活動の担い手となり、活動の裾野を広げていくことが重要です。既に活動している人が様々な活動に関心を持つことができるような環境づくりや、新たな人材の参加を促進するためのきっかけづくりを進めています。

□主な取組例

施策・事業	内 容											
□介護人材確保対策 [高齢者福祉課] 	<p>介護サービス分野における慢性的な人手不足の解消を目指し、介護職員初任者研修を実施するとともに、介護支援専門員等の資格取得助成事業を実施し、地域における介護職員への就業につながるよう支援します。</p> <table border="1"> <tr> <td>(指標)</td> <td>(現状)</td> <td>(目標)</td> </tr> <tr> <td>・介護職員初任者研修 修了者数</td> <td>・年 21 人</td> <td>・年 24 人</td> </tr> <tr> <td>・介護支援専門員等資 格取得補助者数</td> <td>—</td> <td>・年 8 人</td> </tr> </table>			(指標)	(現状)	(目標)	・介護職員初任者研修 修了者数	・年 21 人	・年 24 人	・介護支援専門員等資 格取得補助者数	—	・年 8 人
(指標)	(現状)	(目標)										
・介護職員初任者研修 修了者数	・年 21 人	・年 24 人										
・介護支援専門員等資 格取得補助者数	—	・年 8 人										
□認知症サポーターの養成 [高齢者福祉課] 	<p>認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、認知症への正しい理解をもつ※「認知症サポーター」を養成するため、学校、職域、地域等様々な所で「出前講座」を行います。</p> <p>▼用語補足</p> <p>※認知症サポーター</p> <p>認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する人のことです。認知症に対する偏見や誤解をなくすとともに、地域で暮らす認知症の人やその家族を見守る応援者として位置付けられています。 (養成講座対象者：佐倉市在住在勤の方)</p> <table border="1"> <tr> <td>(指標)</td> <td>(現状)</td> <td>(目標)</td> </tr> <tr> <td>・認知症サポーター 養成講座開催数</td> <td>・年 30 回 (618 人)</td> <td>・年 50 回</td> </tr> </table>			(指標)	(現状)	(目標)	・認知症サポーター 養成講座開催数	・年 30 回 (618 人)	・年 50 回			
(指標)	(現状)	(目標)										
・認知症サポーター 養成講座開催数	・年 30 回 (618 人)	・年 50 回										

<p><input type="checkbox"/> シルバー人材センターへの支援 [高齢者福祉課]</p> 	<p>公益社団法人佐倉市シルバー人材センターを支援することにより、高齢者の能力を生かした就業機会を提供し、就業の拡大と雇用の安定を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="576 343 1345 530"> <thead> <tr> <th>(指標)</th><th>(現状)</th><th>(参考値)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・シルバー人材センタ 一年間就業率</td><td>・81.8%</td><td>・85.0% (※R5 年度末 目標値)</td></tr> </tbody> </table>	(指標)	(現状)	(参考値)	・シルバー人材センタ 一年間就業率	・81.8%	・85.0% (※R5 年度末 目標値)
(指標)	(現状)	(参考値)					
・シルバー人材センタ 一年間就業率	・81.8%	・85.0% (※R5 年度末 目標値)					
<p><input type="checkbox"/> 福祉に関する学習機会の提供 [指導課]</p> 	<p>将来の福祉の担い手づくりに向けて、市内小中学校において、福祉施設等での交流や各種地域行事への参加、介護体験活動等を実施します。</p> <table border="1" data-bbox="576 709 1345 875"> <thead> <tr> <th>(指標)</th><th>(現状)</th><th>(目標)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・市内小中学校の福祉 体験実施時間数</td><td>・年 60 時間</td><td>・年 60 時間以上</td></tr> </tbody> </table>	(指標)	(現状)	(目標)	・市内小中学校の福祉 体験実施時間数	・年 60 時間	・年 60 時間以上
(指標)	(現状)	(目標)					
・市内小中学校の福祉 体験実施時間数	・年 60 時間	・年 60 時間以上					

- ・福祉車両体験の様子
- 出典：社会福祉協議会



(4) 各種ボランティアの参加促進

多くのグループが様々なボランティア活動を行っており、福祉や介護を支える力の一翼を担っています。各種ボランティア活動の支援施策の充実に努めるとともに、市民がボランティア活動を通して積極的な社会参加ができるように、ボランティアセンター、市民公益活動サポートセンター、ボランティアグループ、関係機関との連携を図りながら、継続的に支援を行います。

□主な取組例

施策・事業	内 容		
□ボランティア活動の推進 [社会福祉課] [高齢者福祉課]	<p>※ボランティアセンターへの支援及び※市民公益活動サポートセンターの利用促進により、ボランティア団体や市民公益活動団体等の活性化を図るとともに、市民の積極的な参加を促進します。</p> <p>▼用語補足</p> <p>※佐倉市ボランティアセンター（3か所） 佐倉市社会福祉協議会内、西部地域福祉センター、南部地域福祉センター</p> <p>※佐倉市市民公益サポートセンター レインボープラザ佐倉内</p>		
★第4次地域福祉計画 策定時指標	<p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動ボランティア人数(佐倉市ボランティアセンター登録者数) ・介護予防ボランティア登録人数 	(現状)	(目標)
	<ul style="list-style-type: none"> ・年 2835 人 ・185 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・年 3000 人 ・220 人 (R5 年度計画 値：参考) 	

ボランティア活動（手話サークル）の様子

出典：社会福祉協議会



□※ファミリーサポートセンター事業
[こども保育課]



安心して子育てをできる環境を目指し、育児の援助を受けたい会員と育児の援助を行いたい会員を紹介し、相互援助活動をサポートします。

▼用語補足

※ファミリーサポートセンター

子育ての協力会員（提供会員）が、利用会員（依頼会員）の依頼を受け、保育施設までの送迎、保護者の幼児等の場合に子どもを預かる支援を行う組織です。

(指標)

- ・ファミリーサポートセンター事業利用者数

(現状)

- ・延べ 5400 人

(目標)

- ・延べ 6300 人
(R6 年度推計値：
参考)

□※子ども食堂（地域食堂）の取組推進
[社会福祉課]
[こども政策課]



地域のボランティアが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や暖かな団らんを提供する※「子ども食堂（地域食堂）」（図 3）について、佐倉市社協社会福祉協議会を通じて、推進します。

▼用語補足

※子ども食堂（地域食堂）

子ども食堂は、子どもの食育や居場所づくりにとどまらず、それを契機として、高齢者や障害者を含む地域住民の交流拠点に発展する可能性があり、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されます。 佐倉市では、市社協が呼び掛けて、市内で活動する子ども食堂のネットワーク「さくらあつなか食堂ネットワーク」が立ち上がり、令和 5 年 9 月現在で、市内 17 か所に設置されています。

(指標)

- ・子ども食堂開設数

(現状)

- ・17 か所

(目標)

- ・23 か所
(小学校区毎に 1 か所)

・子ども食堂
(ミライ食堂) の様子
出典：社会福祉協議会



図3「さくらあったか食堂MAP」
(令和5年9月現在：出典：さくらあったか食堂ネットワーク)

1 こども食堂つき
福岡台1-17-1 2F
☎ 043-235-8008
毎週金曜日 18時～19時

2 ねっこ食堂
城343-5 根郷公民館3階調理室・集会室
☎ 090-3573-4823 (小林)
最終金曜日 10:00～19:00

3 おひさま力フェ
上志津1669-1 ハチヤプラザビル 2F
志津ふれ愛センター
☎ 043-290-9275
第3土曜日 11:00～15:00

4 タ焼けごはん
西志津2-13-7 西志津さくら自治会館
☎ 080-3150-7504(松本)
毎週金曜日 17:00～19:00

5 キッズハウスれんげ
宮小路町4-16 コミュニティカワ
れんげ＆ラキーハウス
☎ 043-484-5807
第1・第3土曜日 11:00～15:00 ※要予約

6 地域食堂 ともいき
山王1-9-2 さくら山王集会所
☎ 043-484-6391 (愛光本部)
毎月第3水曜日 16:00～19:00

7 せんなり村ふれあい食堂
千成3-4-3 (千成幼稚園内)
☎ 043-485-3755
月1回土曜日 10:00～14:00

8 子ども食堂 芽ぶき
中志津4-1-28
アイアモール中志津 中央商店街
☎ 043-489-8341 (松木)
毎月第2金曜日 17:00～19:00

9 寺崎食堂
大崎台4-14-7 大崎台4丁目集会所 または
大崎台5-5-10 大崎台5丁目集会所
☎ 080-3024-3726
毎月1回 日曜日 ※詳細はお問合せ下さい

10 みんなの食堂 風車
福岡台2-14-3
☎ 043-309-8667
毎月第1・第3土曜日 12:00～14:00
※「お福分け券」を使い無料で食事可

11 子ども食堂 メリーゴーランド
江原2-28-8
☎ 043-488-6642
毎月第2土曜日 11:00～14:00

12 ミライ食堂
坂戸1200-1 坂戸区民館
☎ 080-5353-4480
毎月第1日曜日 11:30～14:30

13 地域食堂 ひだまりのたね
井野794-1 志津コミュニティセンター
☎ hidamarinotane@gmail.com
毎月第3金曜日 17時～19時

14 まちの縁側ごはん
中志津4-1-7
中志津中央商店街 まちの縁側
☎ 043-461-6927 (金石)
毎週火曜日 11:30～14:00

15 しづ食堂
志津駅北口前お好み焼きみやざき内
☎ 043-489-1747
毎週第3土曜日 17:00～19:00

16 地域食堂 古民家いぶき
臼井田764-3
偶数月 第4金曜日 18:15～20:00
千葉市若葉区臼井町7249番地
奇数月 第4日曜日 12:00～15:00
☎ 090-6074-4267 (中川)

17 サクラまち食堂
宮前3-4-1 ミレニアムセンター・佐倉
☎ 090-7402-9437
毎月第3金曜日 17:00～19:00
※10月より開始予定

さくらあったか食堂MAP

子どもも大人もみーんなきてね！

「食を通じて、子どもたちが、子どもをよく見てくれる地域の大人たちと出会える場づくり」に共感する佐倉市内の子ども食堂・地域食堂の仲間たちです。
食堂に行きたい人、気軽にいらして下さいね。
お手伝いしたい人、新たに立ち上げたい人はご連絡を。
ご寄付のお申し出も大歓迎です。
子どもたちの笑顔がもっともっと増えますように！

～ごはんでつながる仲間たち～

さくらあったか
食堂ネットワーク

QRコード
Facebook
はちらから

（事務局）佐倉市社会福祉協議会
〒285-0013 海蔵寺町87番地
tel 043-484-6033 fax 043-486-2518
ホームページ：<http://www.sakurashkyo.or.jp/>

基本目標5

地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備します

関連する SDGs ⇒



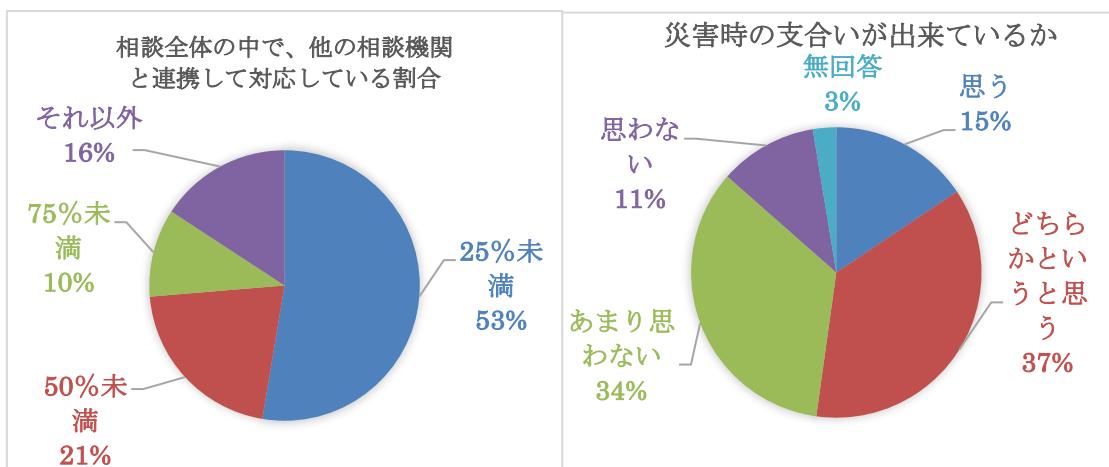
□目指すべき将来の地域イメージ

□誰もが困りごとを気軽に相談できる場所（人）が身边にあり、多様な主体による、分野を超えた相談支援が行われるまちを目指します。

□現状と課題

市が実施した、市内の相談機関（全19か所）に対するアンケート調査（令和3年度）において、「相談全体の中で、問題が複雑で解決困難のため他の相談機関と連携して対応している割合」について調査した所、ほぼすべての機関で増えていると答えています。このように地域では、社会的孤立や8050問題、虐待、障害者本人や家族の高齢化、子どもの貧困など、分野単位の制度の活用では十分な解決を図ることができない複合的な問題や、制度の狭間のニーズが生じています。

またバリアフリー新法に基づく高齢者や障害者が暮らしやすい福祉のまちづくりが求められ、更には、近年、自然災害が多発する中、市民意識調査の中で、「災害時に支え合いができるような、住民同士の交流やふれ合いが出来ていると思いますか」との問いには、約半数近くの方が、「思わない、あまり思わない」と回答しており、避難に困難を抱える等の「災害弱者」への対応も課題となっています。（下図参照）



出典：市相談機関調査

出典：市民意識調査

□基本方針

令和2年6月に可決・成立した改正社会福祉法では、市町村の任意事業として、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の創設と、市町村地域福祉計画に「包括的な支援体制の整備に関する事項」を盛り込むことが明記されました

このような国の動きを注視し、既存の地域の連携体制や相談支援体制を踏まえながら、生活課題を抱えた人を早期に発見し、本人や世帯の状況に応じて、幅広く受け止め、支援を行うことが必要であり、住民が身近なところで気軽に相談を行える体制づくりを進めます。

(1) 地域で気づき、受け止め、解決を試みる体制づくり

生活課題を抱える住民を早期に発見するため、身近な地域住民等による「気づき」を促すとともに、身近な場所で住民が気軽に相談できるように、地区社協の「支えあいサービス」や「子ども食堂（地域食堂）」などを通じて、地域で相談を受け止める場を拡充していきます。更に得られた情報を地域の団体や福祉施設等が共有し、解決に向けた対応策を話し合うなど、「最も身近な福祉のネットワーク」づくりを各地域で進めます。

□主な取組例

施策・事業	内 容									
□身近な地域での「気づき」の促進 [社会福祉課]  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ★第4次地域福祉計画 指標&令和5年度市民意識調査項目 </div>	<p>身近な地域で、支援を必要とする住民の早期発見・把握に繋げるために、社会福祉協議会と連携して、地域の様々な団体等への研修や周知・啓発等を進めることにより、ご近所づきあいや地域の見守り活動等における、身近な地域での「気づき」を促していきます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(指標)</th> <th style="text-align: center;">(現状)</th> <th style="text-align: center;">(方向)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での集い等の機会を捉えて周知啓発 ・支え合いや助け合いができるような、住民同士の交流意識 </td> <td style="text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> ・実施 </td> <td style="text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> ・実施継続 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> ・54% </td> <td style="text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> ・60% </td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	(現状)	(方向)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での集い等の機会を捉えて周知啓発 ・支え合いや助け合いができるような、住民同士の交流意識 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施継続 		<ul style="list-style-type: none"> ・54% 	<ul style="list-style-type: none"> ・60%
(指標)	(現状)	(方向)								
<ul style="list-style-type: none"> ・地域での集い等の機会を捉えて周知啓発 ・支え合いや助け合いができるような、住民同士の交流意識 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施継続 								
	<ul style="list-style-type: none"> ・54% 	<ul style="list-style-type: none"> ・60% 								

<p>□地域で相談を受け止める体制づくり [社会福祉課]</p> 	<p>社会福祉協議会と連携し、地区社協の※「支えあいサービス」や、「子ども食堂（地域食堂）」など、身近な地域で相談を受け止める活動や場の設置や、地域で解決を試みができる最も身近なネットワークづくりを支援していきます。</p> <p>▼用語補足</p> <p>※支えあいサービス</p> <p>地区社協が実施する、日常のちょっとした困りごとを地域の方がサポートしてくれるサービスです。</p> <p>現在 11 地区社協で種々の生活支援、買い物支援等を行っています。</p> <table border="1" data-bbox="592 815 1338 983"> <thead> <tr> <th>(指標)</th><th>(現状)</th><th>(方向)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・支えあいサービスの活動か所数</td><td>・11か所</td><td>・11か所継続</td></tr> </tbody> </table>	(指標)	(現状)	(方向)	・支えあいサービスの活動か所数	・11か所	・11か所継続
(指標)	(現状)	(方向)					
・支えあいサービスの活動か所数	・11か所	・11か所継続					
<p>□高齢者見守り協力事業者ネットワーク事業 [高齢者福祉課]</p> 	<p>近隣住民の声かけや自治会等の見守り活動を補完するため、協力事業者の方々と協定を締結し、地域の見守り体制の構築に努めます。</p> <table border="1" data-bbox="592 1152 1338 1320"> <thead> <tr> <th>(指標)</th><th>(現状)</th><th>(目標)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・見守り活動協力事業者協定数</td><td>・86事業者</td><td>・90事業者</td></tr> </tbody> </table>	(指標)	(現状)	(目標)	・見守り活動協力事業者協定数	・86事業者	・90事業者
(指標)	(現状)	(目標)					
・見守り活動協力事業者協定数	・86事業者	・90事業者					
<p>□2市1町SOSネットワークによる行方不明者の早期発見促進 [高齢者福祉課] [危機管理課]</p> 	<p>2市1町SOSネットワーク（佐倉市、八街市、酒々井町、佐倉警察署、消防組合等で構成する協議会）において、徘徊等で行方不明となった認知症高齢者を迅速に発見するため、防災無線等による情報提供を行い、市民に協力を呼びかけます。</p> <table border="1" data-bbox="592 1578 1338 1882"> <thead> <tr> <th>(指標)</th><th>(現状)</th><th>(目標)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・防災無線等による呼びかけによる行方不明者判明率 ・SOSステッカー事前登録者数（交付数）</td><td>・91% ・313人</td><td>・97% ・400人</td></tr> </tbody> </table>	(指標)	(現状)	(目標)	・防災無線等による呼びかけによる行方不明者判明率 ・SOSステッカー事前登録者数（交付数）	・91% ・313人	・97% ・400人
(指標)	(現状)	(目標)					
・防災無線等による呼びかけによる行方不明者判明率 ・SOSステッカー事前登録者数（交付数）	・91% ・313人	・97% ・400人					

(2) 各分野の相談機関協働によるネットワークの整備と連携

複合的な生活課題を抱える世帯や、制度の狭間にある世帯など、一つの分野で解決することが難しい課題に対応していくため、各分野の相談支援機関がネットワークをつくり、協働して解決を図ります。

また地域に出向く※アウトリーチ型支援や※伴走型支援によって、住民への個別アプローチを行い、地域で受け止めた相談で解決の難しい事案等について、行政をはじめ、関係機関・団体等とのつなぎ役となる※「地域福祉コーディネーター等」が、相談を拾い上げるなど、市全域での包括的な相談支援体制の充実・強化を図ります。

□主な取組例

施策・事業	内 容					
□各分野の相談機関ネットワークの推進 [社会福祉課] 	<p>一つの相談支援機関では解決が困難な事例について、必要な相談支援機関に適切につなぐことができるよう、相談支援のネットワークを強化します。</p> <p>また、地域ボランティアをはじめとする地域住民との連携を強化し、支援を必要とする人の早期把握に努めます。</p> <table border="1"> <tr> <td>(手段) ・解決困難事例の相談支援機関のつなぎによる情報共有</td><td>(現状) ・実施</td><td>(方向) ・実施強化</td></tr> </table>			(手段) ・解決困難事例の相談支援機関のつなぎによる情報共有	(現状) ・実施	(方向) ・実施強化
(手段) ・解決困難事例の相談支援機関のつなぎによる情報共有	(現状) ・実施	(方向) ・実施強化				

▼用語補足

※アウトリーチ型支援

様々な事情により、行政機関や支援拠点等と自ら接点を持ちにくいご家庭に対して、支援機関や団体などが訪問等により積極的に働きかけを行う支援。

※伴走型支援

社会復帰や生活再建を目指す人に対して、本人に寄り添いながらその時々の状況に対応した支援を行うこと。

※地域福祉コーディネーター

本計画においては、地域の困りごとの相談や支援の必要な人への見守り体制を築くために、各種団体や専門職、ボランティアと連携して地域福祉活動の推進を図る、地域のアンテナ役、パイプ役（つなぎ役）の呼称とします。

(3) 各分野における相談支援体制の充実

福祉サービスの利用者が適切なサービス提供を受けられるように、各分野の相談機関（図4）における相談支援体制の充実を図ります。

□主な取組例

施策・事業	内 容		
□高齢者の相談支援 〔高齢者福祉課〕 	<p>市内5か所に設置されている※「地域包括支援センター」において、専門職である保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が、関係機関と連携して、高齢者の総合的な相談支援を行います。</p> <p>▼用語補足</p> <p>※<u>地域包括支援センター</u></p> <p>高齢者の介護予防ケアマネジメントを行うほか、高齢者虐待への対応、権利や財産を守る成年後見制度の利用支援を行っています。</p>		
★令和5年度市民意識調査項目	<p>(指標)</p> <p>→・「地域包括支援センター」の認知度</p> <p>→・地域包括支援センター相談件数</p> <p>(現状)</p> <p>・67.4%</p> <p>・5990件</p> <p>(目標)</p> <p>・70.0%</p> <p>・6500件</p>		
□障害者の相談支援 〔障害福祉課〕 	<p>市内5か所に設置されている「障害者相談支援事業所」において、居宅生活支援、社会生活力を高めるための支援等を行います。</p> <p>(指標)</p> <p>・障害者相談支援事業所相談件数</p> <p>(現状)</p> <p>・3343件</p> <p>(方向)</p> <p>・支援継続</p>		

<p>□妊産婦・子育て世帯・子どもへの相談支援</p> <p>[こども保育課] [こども家庭課] [母子保健課]</p> 	<p>妊産婦・子育て世帯・子どもが気軽に相談できる場を市役所内、保健センター、地域子育て支援拠点等に設置し、関係各署が連携しながら、様々な資源や支援メニューへつなぎます。</p> <table border="1" data-bbox="576 384 1330 597"> <thead> <tr> <th>(指標)</th><th>(現状)</th><th>(方向)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・子育て相談件数 ・乳児家庭全戸訪問実施率</td><td>・3733件 ・100%</td><td>・支援継続 ・100%</td></tr> </tbody> </table>	(指標)	(現状)	(方向)	・子育て相談件数 ・乳児家庭全戸訪問実施率	・3733件 ・100%	・支援継続 ・100%
(指標)	(現状)	(方向)					
・子育て相談件数 ・乳児家庭全戸訪問実施率	・3733件 ・100%	・支援継続 ・100%					
<p>□ゲートキーパーの養成</p> <p>[健康推進課] [人事課]</p> 	<p><u>※「ゲートキーパー」養成研修を開催し、自殺予防の推進に資する職員を養成します。</u></p> <p>▼用語補足</p> <p><u>※ゲートキーパー</u></p> <p>悩んでいる人を、命を絶つ道へ向かわせないため に、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、 必要な支援につなげる人 (養成研修対象者) 職員、教職員、市民等</p> <table border="1" data-bbox="576 1102 1330 1271"> <thead> <tr> <th>(指標)</th><th>(現状)</th><th>(目標)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ゲートキーパー養成研修開催数</td><td>・年3回</td><td>・年2回以上</td></tr> </tbody> </table>	(指標)	(現状)	(目標)	・ゲートキーパー養成研修開催数	・年3回	・年2回以上
(指標)	(現状)	(目標)					
・ゲートキーパー養成研修開催数	・年3回	・年2回以上					

・ゲートキーパー研修の様子
出典：健康推進課



□生活困窮者自立相談支援
(★重点施策)
[社会福祉課]



市役所内に設置している※「くらしサポートセンター佐倉」にて主に経済的な理由によりお困りの方に対し、それぞれの状況に合わせた支援プランを作成し他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

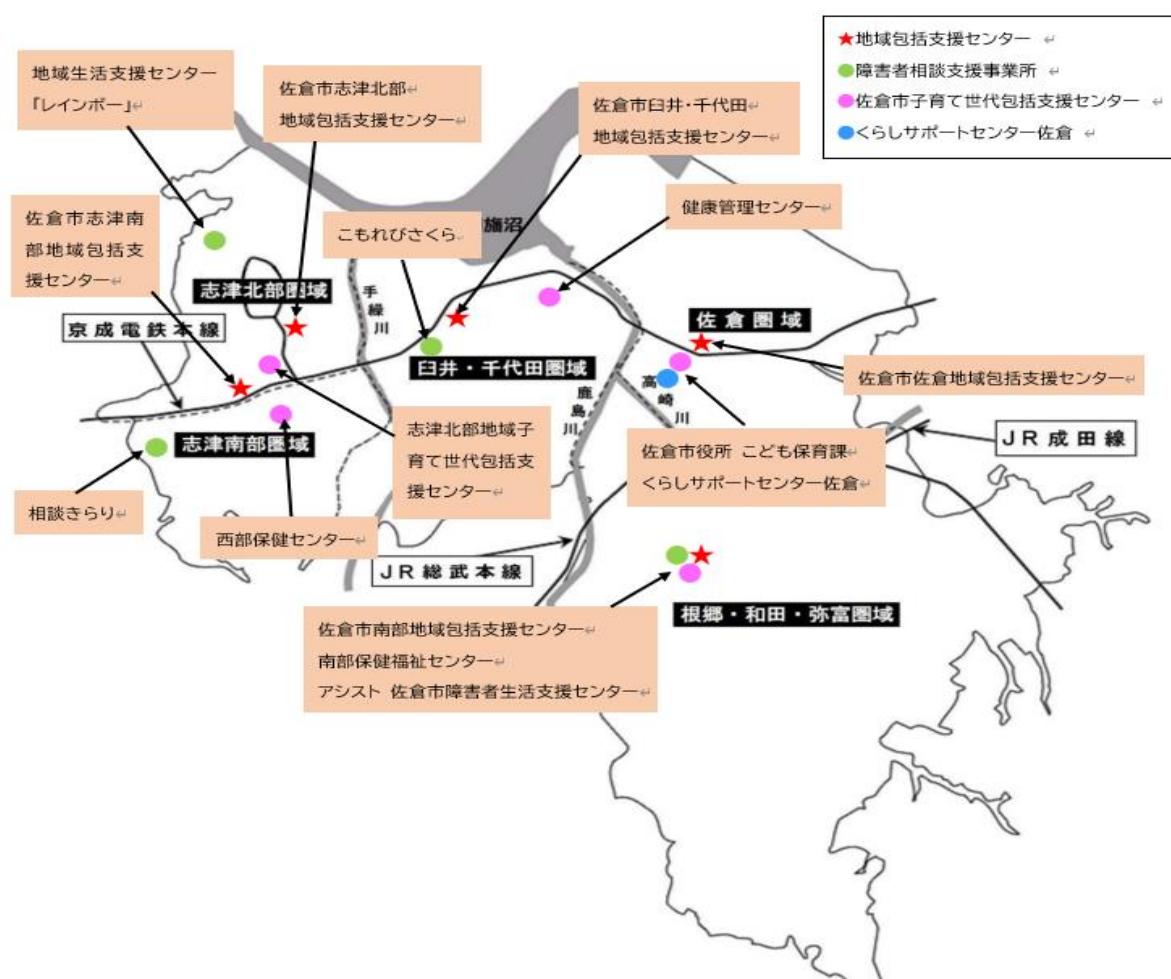
▼用語補足

※くらしサポートセンター佐倉

生活費が足りない、仕事が決まらない等様々な事情で生活に困窮する方への包括的な支援を実施することを目的に、平成25年度より市役所にて開設。

(指標)	(現状)	(目標)
・生活困窮者自立支援 新規相談件数	・年 532 件	・年 682 件
・自立支援プラン決定 件数	・年 168 件	・年 200 件

図4 <佐倉市相談支援機関（施設）所在図>



(4) 生活困窮世帯等への支援

居住や就労等さまざまな課題を抱える生活困窮世帯の自立促進に向け、各種支援を行います。

□主な取組例

施策・事業	内 容											
□生活困窮者住居確保 給付金等支給 (★重点施策) [社会福祉課] 	<p>生活困窮者に対する自立促進のために、給付金を支給します。また、社会福祉協議会を通じて、<u>※善意銀行や生活福祉資金貸付事業</u>の周知を図ります。</p> <p>▼用語補足</p> <p><u>※善意銀行</u></p> <p>市民、企業、団体の皆さんのが「社会のために何か役に立ちたい」という善意を活かすため、現金、物品等のご寄附をいただき、各福祉施設につなぐ事業。</p> <p><u>※生活福祉資金貸付事業</u></p> <p>国民金融公庫等他の融資を受けられない生活困窮世帯の自立に役立てていただくための貸付制度。資金貸付と民生委員・社協の生活支援とが一体となって、支援を行うことが特徴となっている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">(指標)</td> <td style="padding: 5px;">(現状)</td> <td style="padding: 5px;">(目標)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">・住居確保給付金新規支給決定件数</td> <td style="padding: 5px;">・10件</td> <td style="padding: 5px;">・10件 (支援継続)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">・生活福祉資金等の周知</td> <td style="padding: 5px;">・実施</td> <td style="padding: 5px;">・実施継続</td> </tr> </table>			(指標)	(現状)	(目標)	・住居確保給付金新規支給決定件数	・10件	・10件 (支援継続)	・生活福祉資金等の周知	・実施	・実施継続
(指標)	(現状)	(目標)										
・住居確保給付金新規支給決定件数	・10件	・10件 (支援継続)										
・生活福祉資金等の周知	・実施	・実施継続										
□多重債務者への相談窓口の周知啓発 [自治人権推進課] 	<p>多重債務者へ債務整理等の助言を行う専門機関について周知啓発します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">(手段)</td> <td style="padding: 5px;">(現状)</td> <td style="padding: 5px;">(目標)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">・相談窓口の周知啓発 (チラシ配布・HP掲載等)</td> <td style="padding: 5px;">・実施</td> <td style="padding: 5px;">・年1回以上実施</td> </tr> </table>			(手段)	(現状)	(目標)	・相談窓口の周知啓発 (チラシ配布・HP掲載等)	・実施	・年1回以上実施			
(手段)	(現状)	(目標)										
・相談窓口の周知啓発 (チラシ配布・HP掲載等)	・実施	・年1回以上実施										

<p>□市税及び国民健康保険税の納税相談</p> <p>[債権管理課] [健康保険課]</p> 	<p>納税困難な方に対して、納税相談を促し、生活困窮者の実情を踏まえた納税計画の指導を行います。</p> <table border="1" data-bbox="589 294 1335 451"> <thead> <tr> <th>(指標)</th><th>(現状)</th><th>(方向)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・市税・国保税の納税相談件数</td><td>・電話相談 1452 件 窓口相談 1253 件</td><td>・相談継続</td></tr> </tbody> </table>	(指標)	(現状)	(方向)	・市税・国保税の納税相談件数	・電話相談 1452 件 窓口相談 1253 件	・相談継続
(指標)	(現状)	(方向)					
・市税・国保税の納税相談件数	・電話相談 1452 件 窓口相談 1253 件	・相談継続					
<p>□就労困難者就労支援</p> <p>[社会福祉課] [人事課]</p> 	<p>「くらしサポートセンター佐倉」における就労支援のほか、<u>※生活保護世帯（下図参考）等</u>に対する指導援助の一環として、就職困難者への雇用・就労の促進を図ります。</p> <p>また任用環境が厳しい障害者に対し、就労機会の場として、市役所内に<u>※「チャレンジドオフィスさくら」</u>を設置し、職業訓練を実施することで、一般企業で働く能力を養成します。</p> <p>▼用語補足</p> <p>※チャレンジドオフィスさくら</p> <p>就労機会が少ない障害をお持ちの方に、市役所内で職業訓練を実施することで、一般企業で働く能力を養成し、就職活動を支援します。令和5年度の任用実績 チャレンジドオフィス事務員 4人、支援員 1人。</p>						
	<table border="1" data-bbox="589 1185 1335 1388"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>(現状)</th> <th>(目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・生活保護自立助長世帯数 ・チャレンジドオフィスで任用した障害者数</td> <td>・23 世帯 ・4 人</td> <td>・30 世帯 ・4 人以上</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	(現状)	(目標)	・生活保護自立助長世帯数 ・チャレンジドオフィスで任用した障害者数	・23 世帯 ・4 人	・30 世帯 ・4 人以上
(指標)	(現状)	(目標)					
・生活保護自立助長世帯数 ・チャレンジドオフィスで任用した障害者数	・23 世帯 ・4 人	・30 世帯 ・4 人以上					

生活保護相談件数等



→生活保護の相談件数等は、ここ数年来横ばいといった状況で、自立に向けた世帯（生活保護脱却世帯）は、やや減少している状況です。

<p>□市営住宅の管理運営 [住宅課]</p> 	<p>住宅に困窮する世帯に対し、低廉な家賃で賃貸を行う※「佐倉市市営住宅」の管理運営を行います。</p> <p>▼用語補足 ※佐倉市市営住宅 R5年度現在、市内5か所（真野台、上座、堀之内、大蛇町、藤沢町）に設置。</p> <table border="1" data-bbox="589 579 1346 698"> <thead> <tr> <th>(指標)</th><th>(現状)</th><th>(目標)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・市営住宅入居率</td><td>・93.6%</td><td>・95.9%</td></tr> </tbody> </table>	(指標)	(現状)	(目標)	・市営住宅入居率	・93.6%	・95.9%						
(指標)	(現状)	(目標)											
・市営住宅入居率	・93.6%	・95.9%											
<p>□生活困窮世帯における子どもの学習支援 [社会福祉課]</p> 	<p>相談者の希望に基づき、子どもの学習支援活動を※学習支援協力団体につなげて、学習支援及び子どもの居場所づくりを推進します。</p> <p>▼用語補足 ※学習支援協力団体 主な参加者は、各地区の民生委員・児童委員やボランティアの一般市民が活動しています。基本的には、小・中学生の基礎学習支援です。</p> <p><支援団体></p> <table border="1" data-bbox="605 1163 1303 1388"> <tbody> <tr> <td>・イルカの会（ボランティア団体）</td></tr> <tr> <td>・ねっこの会（ボランティア団体）</td></tr> <tr> <td>・ほっと・すペーす・わかば（ボランティア団体）</td></tr> <tr> <td>・ほっとすペーす・つき（NPO法人）</td></tr> <tr> <td>・青い鳥の会（ボランティア団体）</td></tr> <tr> <td>・しづっ子クラブ（地区社会福祉協議会）</td></tr> </tbody> </table> <p>※令和2年3月31日現在</p> <table border="1" data-bbox="589 1439 1346 1581"> <thead> <tr> <th>(指標)</th><th>(現状)</th><th>(目標)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・学習支援協力団体数</td><td>・6団体</td><td>・6団体以上</td></tr> </tbody> </table>	・イルカの会（ボランティア団体）	・ねっこの会（ボランティア団体）	・ほっと・すペーす・わかば（ボランティア団体）	・ほっとすペーす・つき（NPO法人）	・青い鳥の会（ボランティア団体）	・しづっ子クラブ（地区社会福祉協議会）	(指標)	(現状)	(目標)	・学習支援協力団体数	・6団体	・6団体以上
・イルカの会（ボランティア団体）													
・ねっこの会（ボランティア団体）													
・ほっと・すペーす・わかば（ボランティア団体）													
・ほっとすペーす・つき（NPO法人）													
・青い鳥の会（ボランティア団体）													
・しづっ子クラブ（地区社会福祉協議会）													
(指標)	(現状)	(目標)											
・学習支援協力団体数	・6団体	・6団体以上											
<p>□就学援助制度の推進 [学務課]</p> 	<p>経済的理由により就学困難な児童・生徒に対し、給食費、学用品費等を支援します。</p> <table border="1" data-bbox="589 1709 1346 1850"> <thead> <tr> <th>(指標)</th><th>(現状)</th><th>(方向)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・市内小中学校就学援助認定数</td><td>・小学校 578 人 中学校 385 人</td><td>・援助継続</td></tr> </tbody> </table>	(指標)	(現状)	(方向)	・市内小中学校就学援助認定数	・小学校 578 人 中学校 385 人	・援助継続						
(指標)	(現状)	(方向)											
・市内小中学校就学援助認定数	・小学校 578 人 中学校 385 人	・援助継続											

<p><input type="checkbox"/>ひとり親家庭等医療費支援</p> <p>[こども家庭課]</p> 	<p>ひとり親家庭に対し、医療費等の一部を助成し、生活の安定確保と健康の保持を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th><th>(現状)</th><th>(方向)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ひとり親世帯医療費助成世帯数</td><td>・950世帯</td><td>・支援継続</td></tr> </tbody> </table>	(指標)	(現状)	(方向)	・ひとり親世帯医療費助成世帯数	・950世帯	・支援継続
(指標)	(現状)	(方向)					
・ひとり親世帯医療費助成世帯数	・950世帯	・支援継続					
<p><input type="checkbox"/>※ヤングケアラーなどの相談窓口の充実と支援人材の育成</p> <p>[こども家庭課]</p> <p>[社会福祉課]</p> <p>[指導課]</p>  <p>★令和5年度市民意識調査項目</p>	<p>貧困や※ヤングケアラーなど、困難な状況にある子どもや家庭に対し、適切な支援につなげていくための相談窓口の充実や人材の育成を図ります。</p> <p>▼用語補足</p> <p>※ヤングケアラー</p> <p>障害や病気のある家族等に代わり、本来大人が担うべき家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。勉強や友人と遊ぶ時間が奪われ、学力への影響が懸念されています。ひとり親世帯の増加、核家族化、晩婚化等が原因と言われています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>(現状)</th> <th>(目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・各所管課間の情報共有と研修の実施 ・ヤングケアラーの認知度</td> <td>・一部実施 ・80%</td> <td>・実施 (強化) ・85%</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	(現状)	(目標)	・各所管課間の情報共有と研修の実施 ・ヤングケアラーの認知度	・一部実施 ・80%	・実施 (強化) ・85%
(指標)	(現状)	(目標)					
・各所管課間の情報共有と研修の実施 ・ヤングケアラーの認知度	・一部実施 ・80%	・実施 (強化) ・85%					

(5) 暮らしやすい住環境の整備等

高齢者や障害者が暮らしやすい都市環境や児童生徒の安全安心の確保等を目指し、計画的なまちづくりを推進します。

<input type="checkbox"/> 主な取組例							
施策・事業	内 容						
<p><input type="checkbox"/>学校通学路安全確保</p> <p>[学務課]</p> 	<p>登下校時の通学路及び学校敷地内の巡回警備を行い、児童・生徒の安全安心の確保とともに学校と地域の交流を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>(現状)</th> <th>(目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・通学路の巡回警備回数</td> <td>・年間 199 回</td> <td>・年間 200 回</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	(現状)	(目標)	・通学路の巡回警備回数	・年間 199 回	・年間 200 回
(指標)	(現状)	(目標)					
・通学路の巡回警備回数	・年間 199 回	・年間 200 回					

<p>□高齢者等の住まいに関する情報提供 [住宅課] [高齢者福祉課] [障害福祉課]</p> 	<p>住宅確保に配慮が必要な高齢者等が適切に住宅を確保できるよう、市営住宅、県営住宅等の公営住宅の紹介のほか、千葉県の指定を受けた居住支援法人など民間の関係機関と連携し、住まいに関する情報提供を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(手段)</th> <th>(現状)</th> <th>(方向)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・高齢者等向けの住宅諸制度周知</td> <td>・実施</td> <td>・実施継続</td> </tr> </tbody> </table>	(手段)	(現状)	(方向)	・高齢者等向けの住宅諸制度周知	・実施	・実施継続
(手段)	(現状)	(方向)					
・高齢者等向けの住宅諸制度周知	・実施	・実施継続					
<p>□安心して利用できる交通基盤の整備 [道路建設課]</p> 	<p>高齢者や障害者が安全安心して移動できるように、市街地における勾配や段差の解消等歩道の改善、視覚障害者用誘導ブロックの整備等を推進します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>(現状)</th> <th>(方向)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・視覚障害者用誘導ブロックの整備延長</td> <td>・約9km</td> <td>・整備か所選定</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	(現状)	(方向)	・視覚障害者用誘導ブロックの整備延長	・約9km	・整備か所選定
(指標)	(現状)	(方向)					
・視覚障害者用誘導ブロックの整備延長	・約9km	・整備か所選定					
<p>□移動困難者に対する支援 [障害福祉課] [介護保険課]</p> 	<p>移動が困難な要介護者や身体障害者等に対し、通院や買い物等の移動を支援する外出支援サービスを行う事業者等について、必要とする人への情報提供に努めます。また重度心身障害者等の移動支援のため、タクシー料金の一部を助成します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(手段)</th> <th>(現状)</th> <th>(方向)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・移動支援サービスの啓発 ・重度心身障害者タクシー利用助成者数</td> <td>・実施 ・1676人</td> <td>・啓発継続 ・周知継続</td> </tr> </tbody> </table>	(手段)	(現状)	(方向)	・移動支援サービスの啓発 ・重度心身障害者タクシー利用助成者数	・実施 ・1676人	・啓発継続 ・周知継続
(手段)	(現状)	(方向)					
・移動支援サービスの啓発 ・重度心身障害者タクシー利用助成者数	・実施 ・1676人	・啓発継続 ・周知継続					

□公共交通の整備

[都市計画課]



高齢者や障害者の日常生活の移動手段の確保のため、民間路線バスへの助成及び※佐倉市コミュニティバスの運行により、公共交通網の維持を図ります。

▼用語補足

※佐倉市コミュニティバス

主に民間路線バスが運行していない交通空白区域を運行し、現在5ルート（内郷、志津北側、畔田下志津、南部、飯重寺崎）が設定され運行されています。

(指標)

- ・佐倉市内を運行するバス路線数

(現状)

- ・民間 23 路線
コミュニティバス
5 路線

(目標)

- ・路線数維持

□公共施設等の整備における※ユニバーサルデザイン化の推進

[該当施設課]



「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）や「千葉県福祉のまちづくり条例」、「佐倉市住生活基本計画」に基づき、高齢者や障害者等が円滑に利用できる※ユニバーサルデザインによる施設づくりを推進します。

▼用語補足

※ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無に関わらず、出来るだけ多くの人が利用可能であるようデザインすること。

(手段)

- ・公共施設整備時のユニバーサルデザインによる施設づくり要請

(現状)

- ・実施

(方向)

- ・実施
(要請継続)

（6）災害時に助け合える体制づくり

ここ数年、当該地域においても多くの自然災害が発生しています。20 年以内には、巨大地震の発生も予測される中、避難に困難を抱えていたり、災害情報が入手しづらかったりする「災害弱者」といわれる住民へのケアが課題となっています。そこで、災害に備え、災害時に支援を必要とする高齢者や障害者などの災害時要援護者を対象とした安否確認や避難誘導等の支援を円滑に行

うことができるよう、啓発するとともに、平常時及び災害時における要援護者支援体制の整備を推進します。

□主な取組例

施策・事業	内 容			
□相談支援機関や事業所との連携 [社会福祉課] [危機管理課] 	<p>災害時に災害時要援護者の支援を効果的に行うため、日頃から要援護者の状況を把握している相談支援機関等との連携を図ります。</p> <table border="1"> <tr> <td>(手段) ・相談支援機関との情報共有等連携</td><td>(現状) ・未実施</td><td>(方向) ・実施</td></tr> </table>	(手段) ・相談支援機関との情報共有等連携	(現状) ・未実施	(方向) ・実施
(手段) ・相談支援機関との情報共有等連携	(現状) ・未実施	(方向) ・実施		

□個別避難計画の作成推進 [社会福祉課] [危機管理課] 	※「避難行動要支援者名簿」(次項で解説)登録者のうち、佐倉市ハザードマップで災害危険度が高いとされる地域に居住する方の個別避難計画の作成率を向上させます。 <table border="1"> <tr> <td>(指標) ・個別避難計画の作成率向上</td><td>(現状) ・0%</td><td>(目標) ・50%</td></tr> </table>	(指標) ・個別避難計画の作成率向上	(現状) ・0%	(目標) ・50%
(指標) ・個別避難計画の作成率向上	(現状) ・0%	(目標) ・50%		

□※避難行動要支援者名簿の周知、活用

[社会福祉課]

[他、関係各課]



災害に備え、※「避難行動要支援者名簿」の内容や必要性について周知啓発し、避難行動に支援が必要にも関わらず登録に至っていない人の名簿登録を促進します。また同名簿を、民生委員・児童委員等の見守り活動等に活用することにより、要支援者を見守る取り組みを進めます。

▼用語補足

※「避難行動要支援者名簿」

災害時の安否確認や避難支援、日頃の見守り活動などに役立てるために、避難行動要支援者ご本人の同意を得て、地域の避難支援関係者（自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員）に提供する名簿です。その搭載状況は円グラフの通り、同意者名簿登載者の人数がまだ低い状況です。



(指標)

- ・避難行動要支援者名簿登載同意者率

(現状)

- ・71%

(目標)

- ・75%

□避難所での福祉的な配慮

[社会福祉課]

[危機管理課]



避難所において、福祉的な配慮がなされるよう、平常時から地域と連携し、防災訓練を行い、円滑な避難所運営に向けた取り組みを行います。

(指標)

- ・避難所での福祉的配慮周知・啓発

(現状)

- ・実施

(目標)

- ・実施継続

□福祉避難所の整備

[社会福祉課]

[危機管理課]



協力福祉避難所のうち、佐倉市ハザードマップで災害危険度が高いとされる地域以外にある福祉避難所の指定福祉避難所化率向上に取り組みます。

(指標)

- ・指定福祉避難所の整備率

(現状)

- ・0%

(目標)

- ・50%

<p>□災害ボランティアセンターの体制強化</p> <p>[社会福祉課] [危機管理課]</p> 	<p>社会福祉協議会との連携のもと、災害ボランティアセンターを円滑に運営できるよう、体制強化に努めます。</p> <table border="1" data-bbox="541 287 1335 512"> <thead> <tr> <th>(指標)</th><th>(現状)</th><th>(目標)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・災害ボランティアセンターの立ち上げを想定した社協との情報共有</td><td>・実施</td><td>・実施継続</td></tr> </tbody> </table>	(指標)	(現状)	(目標)	・災害ボランティアセンターの立ち上げを想定した社協との情報共有	・実施	・実施継続
(指標)	(現状)	(目標)					
・災害ボランティアセンターの立ち上げを想定した社協との情報共有	・実施	・実施継続					
<p>□災害時の緊急支援</p> <p>[住宅課] [社会福祉課]</p> 	<p>大規模災害時に特段の配慮を有する方に対して、市営住宅の一時的な使用を許可することで支援します。</p> <p>また社会福祉協議会と連携し、子ども（地域）食堂に対して、被災者向けの食料品配布等の協力を要請します。</p> <table border="1" data-bbox="541 720 1335 983"> <thead> <tr> <th>(手段)</th><th>(現状)</th><th>(方向)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・災害時の市営住宅一時使用許可 ・災害時子ども食堂での食料品配布要請</td><td>・実施 ・未実施</td><td>・実施継続 ・実施</td></tr> </tbody> </table>	(手段)	(現状)	(方向)	・災害時の市営住宅一時使用許可 ・災害時子ども食堂での食料品配布要請	・実施 ・未実施	・実施継続 ・実施
(手段)	(現状)	(方向)					
・災害時の市営住宅一時使用許可 ・災害時子ども食堂での食料品配布要請	・実施 ・未実施	・実施継続 ・実施					
<p>□健康危機対策</p> <p>[健康推進課]</p> 	<p>感染症の蔓延や災害時の健康危機事案に備え、各保健センターに必要な物資（消毒剤、防護服、救急蘇生セット、サーナカルマスク、非接触型体温計等）を備蓄します。</p> <table border="1" data-bbox="541 1140 1335 1304"> <thead> <tr> <th>(手段)</th><th>(現状)</th><th>(方向)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・各保健センターにおける必要な物資の備蓄</td><td>・実施</td><td>・備蓄継続</td></tr> </tbody> </table>	(手段)	(現状)	(方向)	・各保健センターにおける必要な物資の備蓄	・実施	・備蓄継続
(手段)	(現状)	(方向)					
・各保健センターにおける必要な物資の備蓄	・実施	・備蓄継続					

- ・災害ボランティアセンター設置運営訓練の様子
- 出典：佐倉市社会福祉協議会



★重点施策

訪問支援（アウトリーチ）型の相談支援体制を推進します

関連する SDGs ⇒



（1）重点施策の設定

基本目標5において、「相談支援体制の充実」を位置付けていますが、その過程において、（高齢、障害、児童等）の分野別サービスだけでは対応できない複合的な生活課題を有している事例が広がっています。こうした生活課題については、個別性が高いことに加え、その背景には社会的孤立などに陥っていることが多く、このため本人（世帯）が相談に来ることを待つのではなく、「地域福祉コーディネーター」といった専門職が足を運び、課題を拾い上げ、潜在的な支援ニーズをつかみ、「支援を届ける」姿勢で積極的に訪問支援（アウトリーチ）していくことが求められています。そこで本計画では、基本目標5において、「各分野の相談機関ネットワークの推進」「訪問支援（アウトリーチ）型相談体制の整備」を施策の中に位置づけ、市全域での包括的な相談支援体制をさらに強化・推進していくこととします。

とりわけ、「訪問支援（アウトリーチ）型相談体制の推進」については、

- 市として新たな取り組みであること
- 専門職としての「地域福祉コーディネーター」の役割が、社会福祉法の改正に基づく包括的な支援体制の整備において要請されている「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」について、親和性のある取り組みであること
- 既に市で実施している生活困窮世帯等への支援の面からも、有効な取り組みであること

などの理由から、改めて市の【重点施策】として設定するものとします。

（2）生活困窮者対策と訪問支援（アウトリーチ）

① 生活困窮者対策における訪問支援（アウトリーチ）の必要性

近年、経済的困窮や社会的孤立といった生活困窮者（世帯）が広がっています。ひとり親世帯の貧困率は、5割を超え、「広義のひきこもり」は、15歳～39歳で約50万人、40歳～64歳で60万人を超えると推計されています。

社会的孤立は、生活困窮世帯を生み、お互いに絡み合いながら深刻化します。ひとり親の生活困窮化による「子どもの貧困」、ひきこもりの中年の方が高齢の親と同居する中で、介護、経済的困窮、社会的孤立などの問題が複合的に表れる、いわゆる「8050問題」などはその一例です。

内閣府の調査を踏まえると、佐倉市内に、少なくとも1,500人以上のひきこもりの方がいると推測されていますが、現在市事業である※「生活困窮者自立支援事業」の中で、ひきこもりと把握している方は、100人に満たない状況です。ひきこもりの方の平均ひきこもり期間は、11年8か月とされています。長期にわたり孤立状態にある方にとって、自ら相談に出かけること自体困難ですので、当然、これまでのように「相談所」で待つ形では解決せず、こうした方々を様々なネットワークから探し出し拾い上げるには、専門的な知識と技術を持った職員の「アウトリーチ」が必要です。

そこで、佐倉市では、「生活困窮者自立支援事業」の中で、専門職である「地域福祉コーディネーター」を「(仮称)生活困窮者自立支援相談員」として地域に配置し、孤独・孤立の状態にある方や、生活困窮者をアウトリーチにより拾い上げ、支援を進めるものとします。

※生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、平成27年度より実施。

生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった個人の状況に応じた、包括的な支援を行い、地域における関係機関、団体との連携により、生活困窮者が困窮状態から脱却することを支援する。

またひきこもり状態の方、家族等に対する訪問相談支援を実施することにより、外出支援、就労意欲に対する意欲喚起を行い、就労自立へ導くサポートを行う。

主な相談窓口：「くらしサポートセンター佐倉」（市役所4号館地下）

② 連携による効果

「(仮称)生活困窮者自立支援相談員（地域福祉コーディネーター）」のアウトリーチにより、現状で支援の手が差し伸べられていない、ひきこもり等の孤独・孤立の状況にある方、制度の狭間や複合的な要因で困窮している方を拾い上げ、支援につなげることが期待できます。

また佐倉市は、5圏域に1名ずつ※「生活支援コーディネーター」を配置しているほか、市内14地区に設置されている地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、各種ボランティア団体が組織化され、更に地域包括支援センター等の各種相談機関などとの、地域課題解決に向けた一定のネットワークが構築されています。これらと「地域福祉コーディネーター」が有機的に繋がりあうことで、迅速な課題解決が期待できると考えます。

▼用語補足

※「生活支援コーディネーター」

各圏域に設置している地域包括支援センターに1名配置されています。活動内容としては、地域ニーズの把握、支え合い活動の体制づくり、地域内の取組・活動とニーズのマッチング等が挙げられます。

「地域福祉コーディネーター」が全世代を支援の対象としているのに対し、「生活支援コーディネーター」は、地域の高齢者を対象にしています。

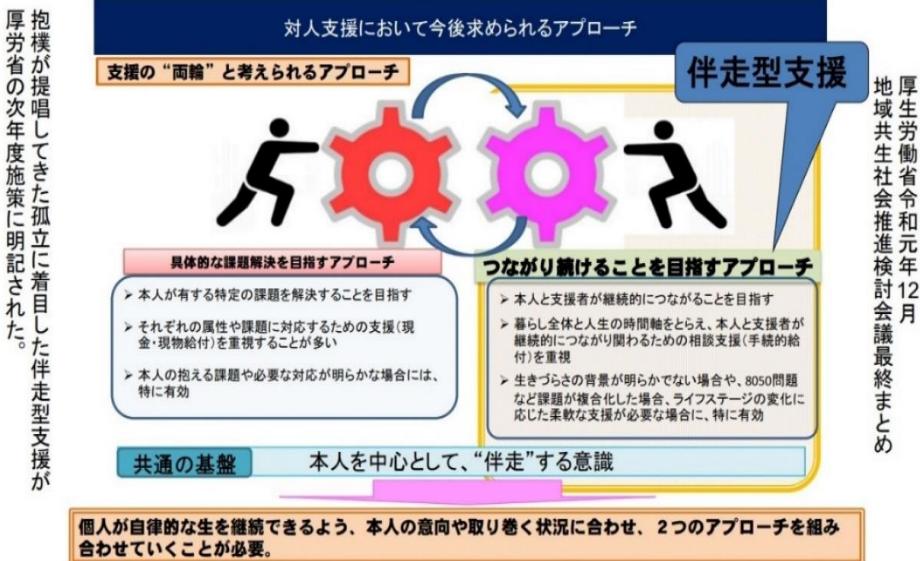
③ 伴走型支援の推進

これまで「支援」といえば、「問題を解決すること」だと考えることが多かつたように思いますが、「なかなか解決しない」という現実の厳しさも現場では多々あります。孤独・孤立といったこと自体がその人の苦しみである場合、これまでの（金銭・現物・サービス）給付による「課題解決型支援」だけでは、なかなか対処が困難であったのも事実です。そこでこれら「課題解決型支援」に加え※「伴走型支援」という支援を併設的に持つことが重要になります。「課題解決型支援」の目的が、「解決」である一方で、「伴走型支援」の目的は、「つながること」です。「伴走型支援」において相談を受けることは、「解決する」ではなく、「孤立させない」ということです。不安定な雇用慣行の常態化が進む昨今、一旦就労自立を果たせても、その後第2第3の危機が訪れるることは容易に予測されます。問題解決と同時に「つながる」こと自体の必要性が高まっています。今後も貧困や格差が広がる中で、地域共生社会における「断らない相談」を構築していく上で、これらを「支援の両輪」として位置付けることが重要です。今次計画の生活困窮者支援については、「地域福祉コーディネーター」の持つアウトリーチ機能のうち、「孤独・孤立」化による生活困窮者の拾い上げ機能のみならず、就労支援による自立後、様々なネットワークを用いながら、「伴走型支援機能」も併せ持つものとして、その作用に着目し、推進するものです。

▼用語補足

※「伴走型支援」

深刻化する「社会的孤立」に対応するため、「つながり続けること」を目的とする支援。社会的孤立は、生きる意欲や働く意欲の低下、社会的サポートとつながらない等のリスクを生むことになります。



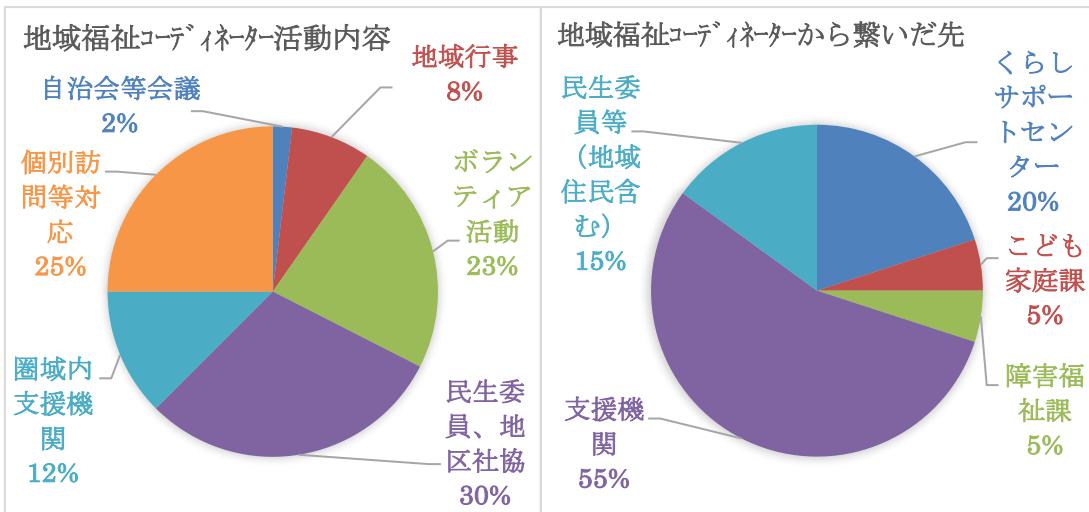
出典：厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）の最終とりまとめ

④ 「(仮称)生活困窮者自立支援相談員」の配置方針

生活困窮者自立支援事業における専門職「(仮称)生活困窮者自立支援相談員(地域福祉コーディネーター)」の要員配置は、配置スタート時点(令和6年度)においては、市の相談スペースが確保しやすい、「西部地域福祉センター」、「南部地域福祉センター」の2拠点とし、その後効果を検証の上、配置充実化に向けた検討を進めます。

(3) 地域福祉コーディネーターの役割と留意点

専門職である地域福祉コーディネーターは、前述(基本目標5参照)のとおり、制度の狭間、複合的な要因で困っている方、困りごとがあっても自分から相談できない方なども含め、身近な生活課題をアウトリーチにより拾い上げ、近隣住民、関係者、関係機関と連絡調整しながら繋ぎます。また、地域で支え合う仕組みを地域の皆さんと一緒に考え、構築していく役割を持っています。(次ページグラフ「地域福祉コーディネーター活動内容・繋いだ先」参照)

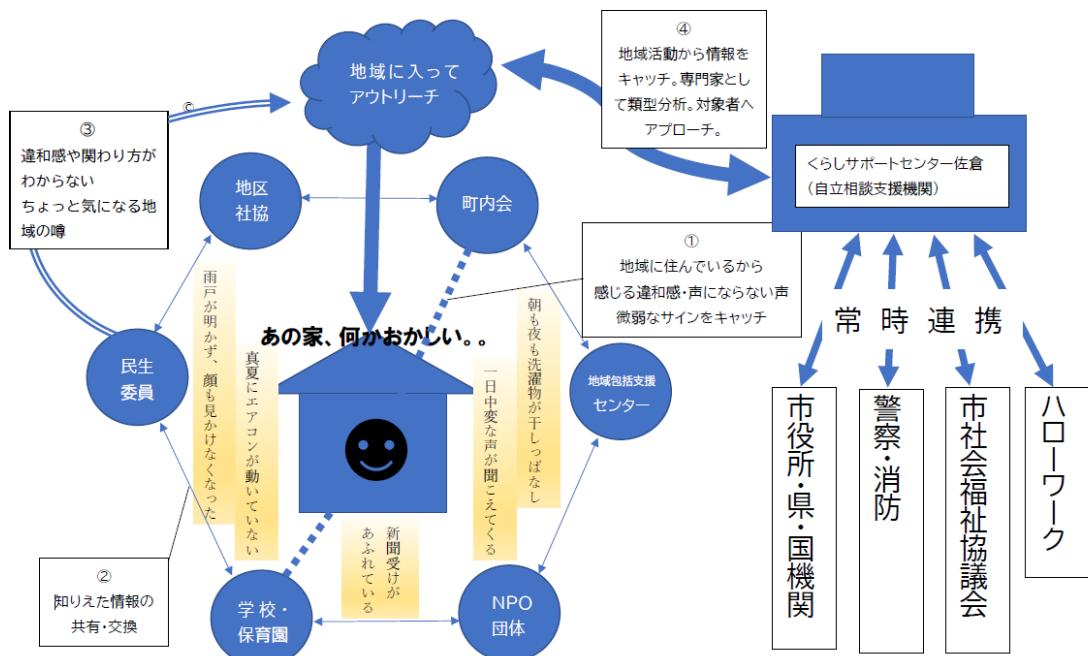


提供元：佐倉市社会福祉協議会

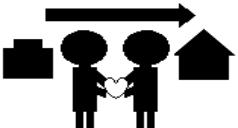
本市の地域福祉コーディネーターの取組は、社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会（=以下「市社協」）により、令和3年度から、志津南部地区を圏域とするモデル事業としてスタートしています。市社協ではモデル事業最終年度である令和5年度の実績を踏まえ、市社協策定の第7次地域福祉活動計画（令和6年度～令和9年度）において、最終的には、市全域に（1圏域1名ずつ、計5名）配置することとしております。

今回、生活困窮者自立支援事業において配置する「（仮称）生活困窮者自立支援相談員（地域福祉コーディネーター）」は、佐倉市が設置主体となり、運用していくことになります。

アウトリーチによる生活困窮者相談支援体制イメージ図



□主な取組例

施策・事業	内 容					
□生活困窮者自立相談支援（再掲） [社会福祉課] 	<p>市役所内に設置している「くらしサポートセンター」にて、主に経済的な理由によりお困りの方に対し、それぞれの状況に合わせた支援プランを作成し他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> (指標) <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者支援プラン決定件数 ・生活困窮者自立支援相談者のうち就労に至った人の定着率 </td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> (現状) <ul style="list-style-type: none"> ・168 件 ・測定未実施 </td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> (目標) <ul style="list-style-type: none"> ・200 件 ・測定実施 </td></tr> </table>			(指標) <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者支援プラン決定件数 ・生活困窮者自立支援相談者のうち就労に至った人の定着率 	(現状) <ul style="list-style-type: none"> ・168 件 ・測定未実施 	(目標) <ul style="list-style-type: none"> ・200 件 ・測定実施
(指標) <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者支援プラン決定件数 ・生活困窮者自立支援相談者のうち就労に至った人の定着率 	(現状) <ul style="list-style-type: none"> ・168 件 ・測定未実施 	(目標) <ul style="list-style-type: none"> ・200 件 ・測定実施 				
□自ら相談機関に出向くことが困難な場合等に対応する相談支援体制の整備 [社会福祉課] 	<p>引きこもりや生活困窮等により、社会的に孤立し自ら相談機関に出向くことが困難な場合、また制度の狭間や複合化する種々の生活問題に対応するため、地域において、アウトリーチによる訪問支援、本人に寄り添う伴走型の相談支援体制を整備行います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> (指標) <ul style="list-style-type: none"> ・「（仮称）生活困窮者相談員」訪問件数 ・「（仮称）生活困窮者相談員」繋ぎ件数 </td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> (現状) <ul style="list-style-type: none"> — — </td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> (目標) <ul style="list-style-type: none"> ・4900 件 ・630 件 </td></tr> </table>			(指標) <ul style="list-style-type: none"> ・「（仮称）生活困窮者相談員」訪問件数 ・「（仮称）生活困窮者相談員」繋ぎ件数 	(現状) <ul style="list-style-type: none"> — — 	(目標) <ul style="list-style-type: none"> ・4900 件 ・630 件
(指標) <ul style="list-style-type: none"> ・「（仮称）生活困窮者相談員」訪問件数 ・「（仮称）生活困窮者相談員」繋ぎ件数 	(現状) <ul style="list-style-type: none"> — — 	(目標) <ul style="list-style-type: none"> ・4900 件 ・630 件 				

第5章 計画の進行管理

第5章

第5章 計画の進行管理

計画の進行管理は、「計画」(Plan) → 「実行」(Do) → 「評価」(Check) → 「見直し」(Action) を繰り返す「PDCA サイクル」の考え方に基づき実施します。

第5次計画を実効性あるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況の確認と要因分析を行い、予め設定した指標（下表）を参考に、「佐倉市地域福祉計画推進委員会」（以下推進委員会）において、評価をいただき、その結果を実施計画の見直しにつなげていきます。

なお、本計画における取組は、本市の社会情勢や国の施策展開状況など、総合的に勘案した上で、隨時見直しを行うこととします。

【PDCA サイクルによる計画の進行管理図】



◎第5次地域福祉計画掲載施策・事業一覧

指標（手段）	現状 (令和4年度)	目標（方向） (令和9年度)
<p>基本目標1 ～権利擁護と人権尊重の取組を進めます～</p> <p>(1) 権利擁護の推進</p> <p>□成年後見制度の周知啓発の強化 (・中核機関（佐倉市成年後見支援センター）による相談会) (・専門家等による講演会の実施)</p> <p>□相談機能及び成年後見人等支援の強化 ・専門家による相談会開催数</p> <p>□成年後見人等の養成 ・市民後見人候補者名簿登録者数</p> <p>□障害者差別解消への取り組み (・障害者差別解消支援地域協議会による取組)</p> <p>(2) 人権教育・啓発の推進</p> <p>□人権啓発の推進 ・人権啓発広報番組放送回数</p> <p>□男女平等参画の推進 ・広報紙に男女平等参画関係掲載数 ・地域活動の女性リーダー育成講座開催数</p> <p>□多様な性 LGBTQ+に関する啓発 (・ガイドラインの周知)</p> <p>□人権教育の推進 (・市内小中学校での人権教育の実施)</p> <p>□障害理解促進に係るイベントの開催 ・障害者理解促進講座開催数 ・障害者作品展の観覧者数 ・差別解消啓発物配布数</p> <p>□インクルーシブ教育推進 ・教職員向け人権教育研修会の実施数</p> <p>□障害者差別解消への取組 (・障害者差別解消に関する市HP等による周知啓発)</p> <p>(3) 虐待防止活動の推進</p> <p>□虐待防止ネットワークの連携推進</p>	<p>(実施)</p> <p>年4回</p> <p>年8人</p> <p>(実施)</p> <p>年1回</p> <p>年9回</p> <p>年1回</p> <p>(実施)</p> <p>(全校で実施)</p> <p>年1回</p> <p>481人</p> <p>1500部</p> <p>年1回</p> <p>(実施)</p>	<p>(実施継続)</p> <p>(実施継続)</p> <p>年4回以上</p> <p>年20人</p> <p>(実施継続)</p> <p>年1回以上</p> <p>年10回以上</p> <p>年1回以上</p> <p>(実施継続)</p> <p>(全校で実施)</p> <p>年1回以上</p> <p>630人</p> <p>1500部以上</p> <p>年1回以上</p> <p>(実施継続)</p>

・児童、高齢者、障害者虐待等の相談対応率	100%	100%（維持）
----------------------	------	----------

指標（手段）	現状 (令和4年度)	目標（方向） (令和9年度)
<p>基本目標2 ～福祉サービスの利用を促進します～</p> <p>(1) 個別計画の推進</p> <p>□関連個別福祉計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連個別計画の達成率 <p>(2) 福祉サービスの情報提供・発信の充実</p> <p>□ホームページなどによる情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページを活用する人の割合 ・相談・支援を受ける環境が整備されていると 思う意識 <p>□プッシュ型の情報提供サイトの利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> (・マチイロ周知啓発) <p>□障害者の情報アクセシビリティの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員養成講座（後期）受講修了者数 ・市立図書館の視覚障害者等サービス利用登 録者数 <p>(3) 情報化の推進</p> <p>□将来の地域福祉の担い手に向けた効果的情報發 信</p> <ul style="list-style-type: none"> (・地域福祉に関する電子媒体を使った情報提供) <p>□高齢者、障害者等へのIT支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シニア向けスマートフォン講習会の開催（講 座数） <p>□外国人に対する情報支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語対応の相談窓口開設日数 ・国際理解講演会開催数 	各計画の現状値 38% 43%	各計画の目標値 42% 45%

指標（手段）	現状 (令和4年度)	目標（方向） (令和9年度)
<p>基本目標3 ～地域の社会福祉を目的とする事業の活性化を推進 します～</p> <p>(1) 地域福祉活動団体（個人）との連携・支援</p>		

□ご近所の関係づくりや孤立を防ぐ地域づくりの啓発 (・市広報、自治会町内会、民生委員を通じた啓発)	(実施)	(実施継続)
□自治会等との連携・支援 ・自治振興交付金で支援している自治会等の割合	84%	95%
□市社会福祉協議会との連携・推進 ・市・市社協連絡会議の開催数	年 12 回	年 12 回以上
□更生保護活動団体との連携・支援 ・社会を明るくする運動の街頭啓発活動における啓発物資直接配布数	1000 セット	配布継続
・社会を明るくする運動講演会回数	年 1 回	年 1 回以上
□民生委員・児童委員活動の支援 ・民生委員・児童委員の定数充足率	90%	100%
・民生委員・児童委員の活動内容の認知度	57.2%	60%
□高齢者クラブの活動の支援 ・単位クラブ数	44 クラブ	45 クラブ
(2) 社会福祉法人の地域公益活動の推進		
□社会福祉法人の地域公益活動の推進 ・市内社会福祉法人地域公益活動実施団体数	年 5 団体	年 5 団体以上
(3) 寄附や募金の取組・活用		
□寄附・募金活動の推進 ・募金活動（赤い羽根、歳末助け合い）に参加した人数	延べ 188 人	延べ 700 人

指標（手段）	現状 (令和 4 年度)	目標（方向） (令和 9 年度)
基本目標4 ～住民参加をさらに促進し、充実します～		
(1) 地域の交流の場づくり		
□地域活動拠点の利用促進 （・公共施設の地域福祉活動への利用促進）	(実施)	(実施継続)
□地域における交流機会の充実 ・まちづくり活動に参加したことがある割合	46%	50%
□地域子ども・子育て支援 ・地域子育て支援拠点利用者数（20 か所）	延べ 14725 人/年	延べ 18250 人/年
(2) 情報の発信・啓発		

□活動拠点や交流機会に係る情報発信の強化 （・市広報紙、HP 等による地域活動の情報発信）	(実施)	(実施強化)
(3) 地域福祉活動を支える人材づくり		
□介護人材確保対策 ・介護職員初任者研修修了者数	年 21 人	年 24 人
・介護支援専門員等資格取得補助者数	—	年 8 人
□認知症サポーターの養成 ・認知症サポーター養成講座開催数	年 30 回	年 50 回
□シルバー人材センターへの支援 ・シルバー人材センター年間就業率	81.8%	(参考・R5 目標 値)85.0%
□福祉に関する学習機会の提供 ・市内小中学校の福祉体験実施時間数	年 60 時間	年 60 時間以上
(4) 各種ボランティアの参加促進		
□ボランティア活動の推進 ・地域福祉活動ボランティア人数（佐倉市ボラ ンティアセンター登録者数	年 2835 人	年 3000 人
・介護予防ボランティア登録人数	185 人	220 人 (R5 計画値)
□ファミリーサポートセンター事業 ・ファミリーサポートセンター事業利用者数	延べ 5400 人	延べ 6300 人 (R6 推計値)
□子ども食堂（地域食堂）の取組推進 ・子ども食堂開設数	17 か所	23 か所 (小学校区毎に 1 か所)

指標（手段）	現状 (令和 4 年度)	目標（方向） (令和 9 年度)
<p>基本目標 5</p> <p>～地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備します～</p> <p>(1) 地域で気づき、受け止め、解決を試みる体制づくり</p> <p>□身近な地域での「気づき」の促進 （・地域での集い等の機会を捉えて周知啓発） ・支え合いや助け合いができるような、住民同士の交流意識</p>		

□地域で相談を受け止める体制づくり ・支えあいサービスの活動が所数	11 か所	11 か所継続
□高齢者見守り協力事業者ネットワーク事業 ・見守り活動協力事業者協定数	86 事業者	90 事業者
□2 市1町 SOS ネットワークによる行方不明者の早期発見促進 ・防災無線等による呼びかけによる行方不明者判明率 ・SOS ステッカー事前登録者数（交付数）	91% 313 人	97% 400 人
(2) 各分野の相談機関協働によるネットワークの整備と連携		
□各分野の相談機関ネットワークの推進 (・解決困難事例の相談支援機関のつなぎによる情報共有)	(実施)	(実施強化)
(3) 各分野における相談支援体制の充実		
□高齢者の相談支援 ・「地域包括支援センター」の認知度 ・「地域包括支援センター」相談件数	67.4% 5990 件	70.0% 6500 件
□障害者の相談支援 ・障害者相談支援事業所相談件数	3343 件	(支援継続)
□妊産婦・子育て世帯・子どもへの相談支援 ・子育て相談件数 ・乳児家庭全戸訪問実施率	3733 件 100%	(支援継続) 100%
□ゲートキーパーの養成 ・ゲートキーパー養成研修開催数	年 3 回	年 2 回以上
□生活困窮者自立相談支援（★重点施策） ・生活困窮者自立支援新規相談件数 ・自立支援プラン決定件数	年 532 件 年 168 件	年 682 件 年 180 件
(4) 生活困窮世帯等への支援		
□生活困窮者住居確保給付金等支給 (★重点施策) ・住居確保給付金新規支給決定件数 (・生活福祉資金等の周知)	10 件 (実施)	10 件 (実施継続)
□多重債務者への助言機関紹介周知 ・債務整理専門機関紹介周知啓発（チラシ配布・HP掲載等）	(実施)	年 1 回以上
□市税及び国民健康保険税の納税相談 ・市税・国保税の納税相談件数	電話相談	(相談継続)

	1452 件 窓口相談 1253 件	
□就労困難者就労支援 ・生活保護自立助長世帯数 ・チャレンジドオフィスで任用した障害者数	23 世帯 4 人	30 世帯 4 人以上
□市営住宅の管理運営 ・市営住宅入居率	93.6%	95.9%
□生活困窮世帯における子どもの学習支援 ・学習支援協力団体数	6 団体	6 団体以上
□就学援助制度の推進 ・市内小中学校就学援助認定数	小学校 578 人 中学校 385 人	(援助継続)
□ひとり親家庭等医療費支援 ・ひとり親世帯医療費助成世帯数	950 世帯	(支援継続)
□ヤングケアラーなどの相談窓口の充実と支援人材の育成 （・各所管課間の情報共有と研修の実施） ・ヤングケアラーの認知度	(一部実施) 80%	(実施強化) 85%
(5) 暮らしやすい住環境の整備等		
□学校通学路安全確保 ・通学路の巡回警備回数	年間 199 回	年間 200 回
□高齢者等の住まいに関する情報提供 （・高齢者向けの住宅諸制度の周知）	(実施)	(周知継続)
□安心して利用できる交通基盤の整備 ・視覚障害者用誘導ブロックの整備延長	約 9 km	(整備か所選定)
□移動困難者に対する支援 （・移動支援サービスの啓発） ・重度心身障害者タクシー利用助成者数	(実施) 1676 人	(啓発継続) (実施継続)
□公共交通の整備 ・佐倉市内を運行するバス路線数	民間 23 路線 コミュニティバス 5 路線	(路線数維持)
□公共施設等の整備におけるユニバーサルデザイン化の推進 ・公共施設整備時のユニバーサルデザインによる施設づくり要請	(実施)	(要請継続)
(6) 災害時に助け合える体制づくり		

□相談支援機関や事業所との連携 （・相談支援機関との情報共有等連携）	(未実施)	(実施)
□個別避難計画の作成推進 ・個別避難計画の作成率向上	0%	50%
□※避難行動要支援者名簿の周知、活用 ・避難行動要支援者名簿登載同意者率	71%	75%
□避難所での福祉的な配慮 （・避難所での福祉的配慮周知・啓発）	(実施)	(実施継続)
□福祉避難所の整備 ・指定福祉避難所の整備率	0%	50%
□災害ボランティアセンターの体制強化 （・平時における災害ボランティアセンターの立ち上げを想定した社協との情報共有）	(実施)	(実施継続)
□災害時の緊急支援 ・災害時の市営住宅一時使用許可 ・災害時子ども食堂での食料品配布要請	(実施) (未実施)	(実施継続) (実施)
□健康危機対策 ・各保健センターにおける必要な物資の備蓄	(実施)	(備蓄継続)

指標（手段）	現状 (令和4年度)	目標（方向） (令和9年度)
重点施策 ～訪問支援（アウトリーチ）型の相談支援体制を推進します～ □生活困窮者自立相談支援（再掲） <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者支援プラン決定件数 ・生活困窮者自立支援相談者のうち就労に至った人の定着率 □自ら相談機関に出向くことが困難な場合等に対応する相談支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・「（仮称）生活困窮者相談員」訪問件数 ・「（仮称）生活困窮者相談員」繋ぎ件数 	168件 測定未実施	200件 測定実施

資料編

資料編

資料 1 相談機関・施設一覧	87
資料 2 市民意識調査	90
・住民同士の支え合い	
・相談等の環境整備	
・相談支援の状況	
・民生委員・児童委員の認知度	
・地域福祉活動の拠点の認知度	
・成年後見制度の認知度	
・成年後見制度の手続きの認知度	
・成年後見支援センターの認知度	
・まちづくり活動への参加	
・まちづくり事業の周知	
資料 3 策定経過	97
資料 4 計画の関連法令	99
資料 5 佐倉市地域福祉計画推進委員会設置要綱	103
資料 6 佐倉市地域福祉計画推進委員会委員名簿	105

資料 1

相談機関・施設一覧

●地域福祉センター

地域福祉センターは、地域住民による福祉活動の推進を目的とした施設であり、地域福祉団体やボランティアなどが、より地域に密着した活動を行うための拠点となっています。また、地域高齢者の談話、娯楽、教養の向上等のための施設であり、市内に2カ所設置されております。

施設名	外観	位置	施設概要	連絡先
西部地域福祉センター		中志津二丁目 32番4号	(西部保健福祉センター 2階部分) 事務室、ボランティアセンター、厨房、録音室、相談室、和室、売店、浴室、娯楽室、会議室、研修室	043-463-4167
南部地域福祉センター		大篠塚 1587番地	【A棟】 1階：事務室、舞台付大広間、控室、作業室、浴室 2階：健康談話室、会議室、娯楽室 【B棟】 (南部地域福祉センター 1階部分) 事務室、ボランティアセンター、相談室、和室、厨房、研修室	043-486-5151

●分野別相談機関

地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て世代包括支援センター、家庭児童相談室や生活困窮者自立相談支援窓口など、各分野の相談支援体制があります。包括的な支援体制の検討を踏まえながら、相談支援体制の確保・周知・連携に取り組んでいきます。

名称	地域包括支援センター	障害者相談支援事業所	子育て世代包括支援センター	くらしサポートセンター佐倉 (生活困窮者自立相談支援窓口)	地域福祉コーディネーター (市社協モデル事業)
対象	高齢者とその家族など ※ただし、どんな相談でも一度話を聞き、他の機関につなぐ取組をしている。	障害者本人や障害児の保護者、障害者の介護を行っている人など	子育て世代とその家族など	佐倉市にお住まいの方で、働きたくても働けない、住む所がない、など、主に経済的な理由により生活にお困りの方（※生活保護世帯を除く）	属性を問わない、地域住民

地 域	<p>市内5カ所 ※日常生活圏域ごとに設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・志津北部 ・志津南部 ・臼井・千代田 ・佐倉 ・南部 <p>※南部は、同じ事務所で右記のアシストが相談業務を行っており、家庭内の高齢者と障害者の問題について対応することが可能となっている。</p>	<p>市内4カ所 ※住所（大篠塚・青苔・上志津・王子台1丁目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アシスト（基幹型） ・レインボー（基幹型） ・きらり ・こもれびさくら 	<p>市内5カ所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐倉市役所こども保育課 ・健康管理センター（佐倉・臼井・千代田地区担当） ・西部保健センター（志津地区） ・南部保健センター（根郷・和田・弥富地区担当） ・志津北部地域子育て世代包括支援センター 	<p>市内1カ所 ※佐倉市役所 ※出張相談を行うことあり</p> <p>※地域福祉コーディネーターの運営主体である、市社協が共同事業体に入っていることから、連携ができるか？</p>	<p>令和3年度、志津圏域をモデル圏域として実施。最終的には、市内5圏域への配置を考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の居場所 ・ご近所 ・自治会町内会 ・サロン ・支えあいサービス ・見守りなどの地域
運 営	委託	委託	直営	委託	佐倉市社会福祉協議会
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が中心になり、高齢者の介護予防ケアマネジメントを行うほか、高齢者が虐待への対応、権利や財産を守る成年後見制度の利用支援を行っています。 ・介護予防ケアマネジメント ・権利擁護、高齢者虐待の防止 ・総合相談支援 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活や社会生活を営むにあたっての相談を受け必要な情報等の提供や援助を行います。 ※障がい児・者福祉サービスガイドブックのアシストのページから。 ・居宅生活支援、社会資源の活用支援、社会生活力を高めるための支援の提供 ・専門機関等の紹介 ・障害者ケアマネジメントの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時の面談等や家庭訪問、関係機関からの情報収集等を通じて、妊娠婦や乳幼児等の実情を把握します。 ・妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・支援を行います。 ・必要に応じて個別にサポートプランを策定します。 ・保健・医療・福祉等の地域の関係機関との連絡調整を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活全般にわたる困りごとの相談窓口。 ・相談窓口では相談者それぞれの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、お困りごとの解決向けた支援を行います。 ・自立相談支援事業 ・住宅確保給付金の支給 ・就労準備支援事業 ・家計改善支援事業 ・子どもの学習・生活支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・生きづらさや制度のはざまで課題を抱える方に支援をしたり、地域の課題を地域で解決できる地域づくりのため以下の3つのことを循環させて行うことで共生社会の実現を目指します。 <p>①地域支援 ②個別支援 ③課題の共有と参加支援</p>

連携	<ul style="list-style-type: none"> より暮らしやすい地域になるよう、地域の民生委員、町内会、医療機関、ケアマネジャーなど、さまざまな関係機関とのネットワークを作り、高齢者を支援しています（※地域ケア会議）。 	<ul style="list-style-type: none"> 各福祉分野の相談窓口と連携し、ネットワークを強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法の改正により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持したうえで、全ての妊婦、子育て世帯、子どもへの一體的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」の設置が努力義務となっています。両機能を一體的に運営し、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない支援体制を強化するため、設置に向けた検討を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 佐倉市自立支援計画支援調整会議により、生活困窮者に対する支援方針を確認の上、自立支援計画案承認の可否決定並びに支援の評価についての検証を行うと共に、支援に必要な社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行っています。 <p>・地区社協活動（14地区） ・ボランティア団体等 ・地域団体等 ・相談機関等の専門機関</p> <p>※属性を問わないという点で、地域の連携を推進する役割を担えるか？</p>
----	---	--	---	--

(1) 市民意識調査の結果

第4次計画では、「一人ひとりを認め合える地域」、「互いに支え合う地域」、「ふれあい・交流のある地域」の実現のために、基本施策として、①情報の発信・啓発、②担い手の確保、③地域の交流活動・福祉活動の推進の3つを個別計画等とともに進めてきました。

この3つの地域像の実現に向けては、自らの意思に基づいて地域の課題の解決に参加する住民が、地域の様々な取組を推進し、また、地域で生活する人々の違いや個性を受け入れられる意識が広まることが、重要になります。

そこで、基本施策①情報の発信・啓発に関する成果指標として、市民意識調査報告書の中で、地域福祉活動に関する以下の調査を実施しました（市民意識調査報告書は、ホームページで公開しています）。

○市民意識調査概要（地域福祉）

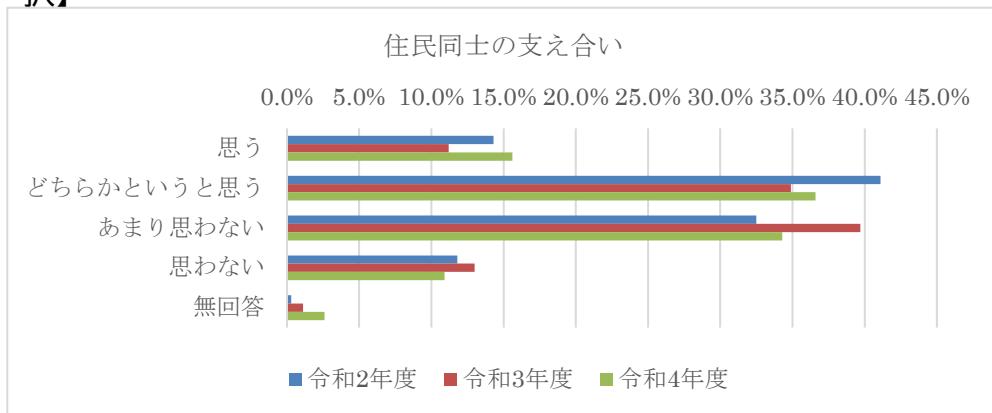
調査対象	
対象者数	令和2年度 2,000名・令和3年度 1,400名・令和4年度 1,400名
抽出方法	住民基本台帳における地区別・年齢層別の人口比率に基づき、男女別に無作為抽出
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	令和2年7月28日～令和2年8月24日（令和2年度） 令和3年7月5日～令和3年8月2日（令和3年度） 令和4年8月1日～令和4年8月31日（令和4年度）

	配布数	有効回収数	有効回収率
令和2年度	2,000	718	35.9%
令和3年度	1,400	438	31.3%
令和4年度	1,400	423	30.2%

(1) 地域福祉に関する設問

(①)住民同士の支え合い)

「災害時等に、支え合いや助け合いができるような、住民同士の交流やふれあい（日頃のあいさつを含む）が日頃できていると思いますか。」【1つ選択】

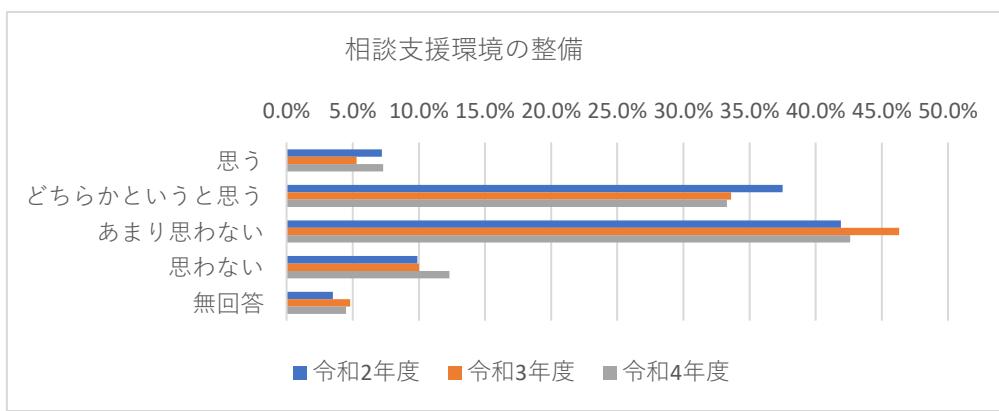


→ 新型コロナの感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令された令和2年度、3年度については、自粛により近隣住民同士の交流機会が減少した影響で、支え合いの比率が低下したものと推測します。災害時の災害弱者への対応を含め、孤立する住民を支援する居場づくりへの活動支援等を進める必要があります。

(②)相談等の環境整備)

「介護、子育て、障害、病気やひきこもりなどについて、困りごとがあった時に、相談できる場、支援を受けることができる環境等が整備されていると思いますか。」

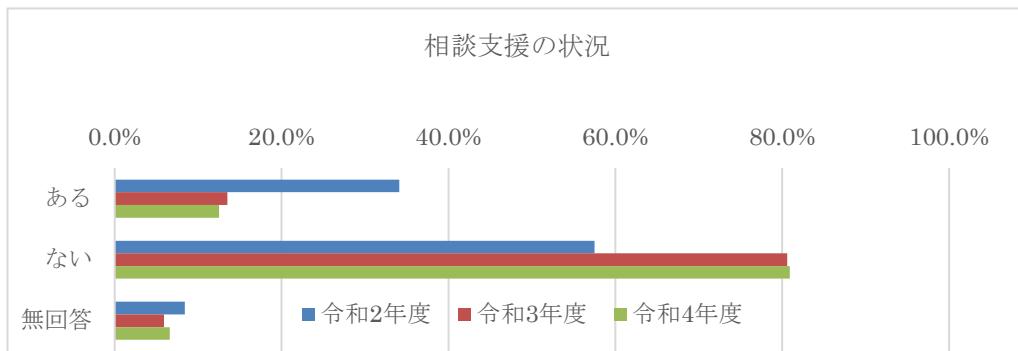
【1つ選択】



→ 既存の相談支援体制について、一定の評価はあるものの、年を追うごとに緩やかに比率が低下しています。現在検討中の包括的な支援体制について、整備を進め、更に市民が相談しやすい環境を整える必要があります。

(③)相談支援の状況)

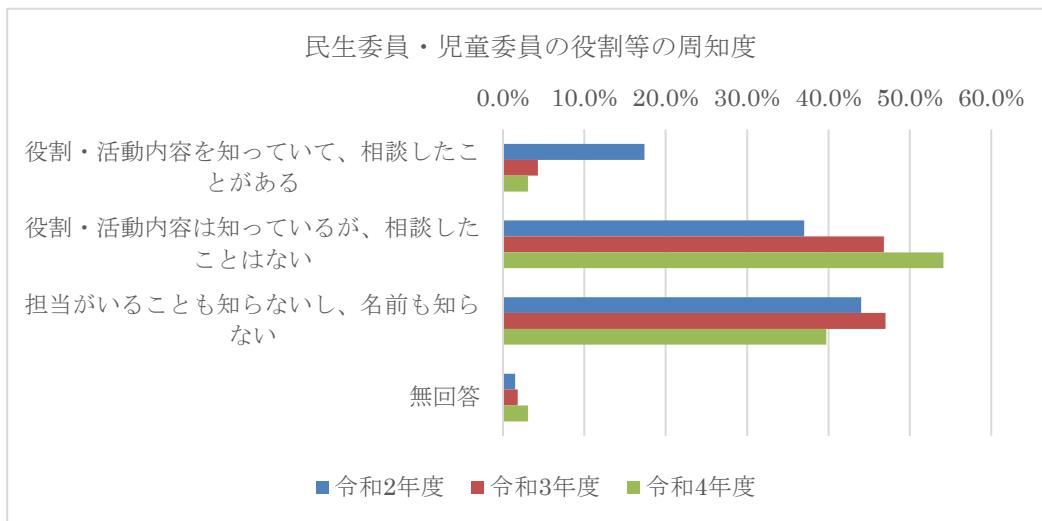
「現在、相談ができる、支援を受けられる状況にありますか。」【1つ選択】
 ※主な相談機関例：地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て世代包括支援センター、くらしサポートセンター佐倉（生活困窮者自立相談支援窓口）



→ 現状では、相談支援が必要な住民の割合は、低い状況を維持しています。佐倉市には、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て世代包括支援センター、生活困窮者自立支援窓口など、すでに分野ごとの相談機関があります。これらの相談機関の情報発信を充実させるとともに、各相談機関の連携を踏まえつつ、必要な個人情報を共有するための課題（個人情報保護法制等）を含め、包括的な支援体制の在り方を検討していく必要があります。

（④民生委員・児童委員の認知度）

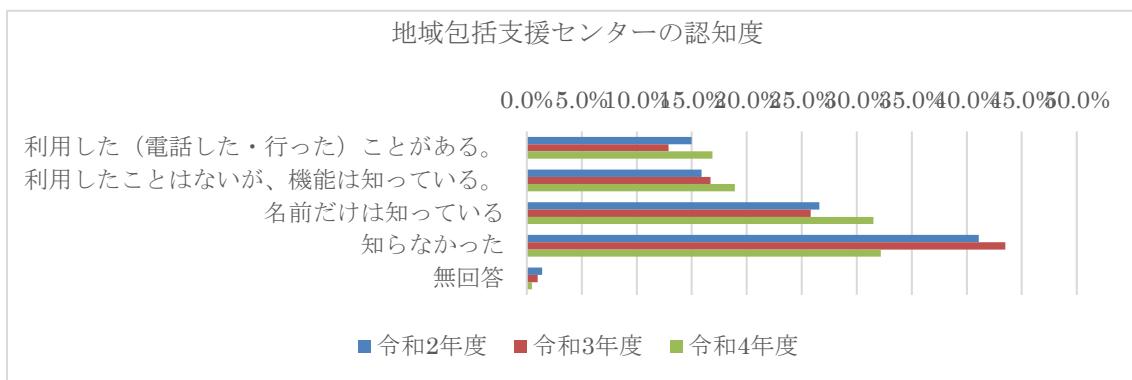
「民生委員・児童委員の役割や活動内容を知っていますか。【1つ選択】



→ 民生委員・児童委員の周知度は、相談の有無を問わず、比較的高い水準を安定的に維持しており、住民間において一定程度浸透してきていると考えられます。今後とも地域福祉における重要性等その存在意義について啓発し、継続的な周知に努めていくことが重要です。

(⑤)地域福祉活動の拠点の認知度)

「市内には、地域福祉活動の拠点として、「地域包括支援センター（5か所）設置されていますが、その存在について知っていますか。」【1つ選択】



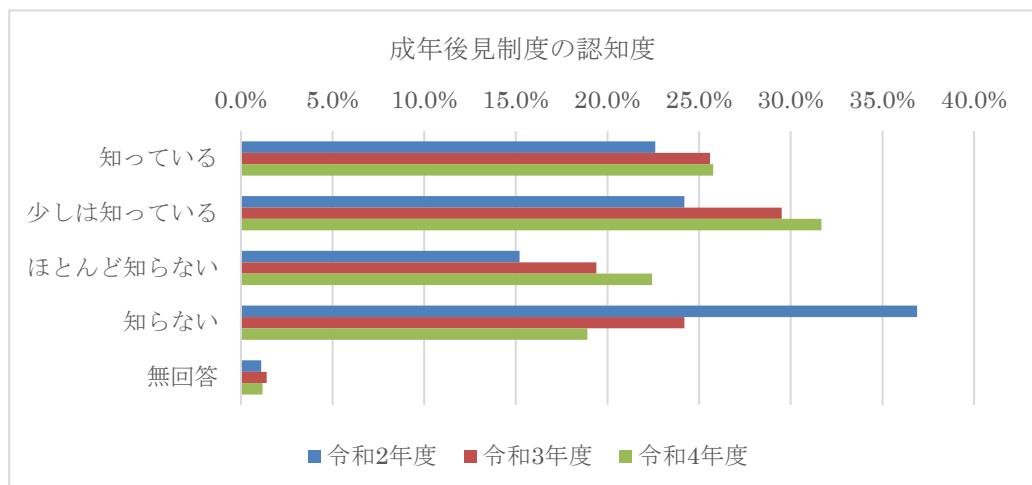
→ 自身が利用するまでは、中々周知が進まないのが現状。将来家族が利用する可能性も含め、啓発活動を進める必要があります。

(2) 成年後見制度の利用についての設問

令和2年度から令和4年度の市民意識調査では、成年後見制度についても、以下のとおり調査を実施しています。

(①)成年後見制度の認知度)

「成年後見制度について知っていますか。」【1つ選択】

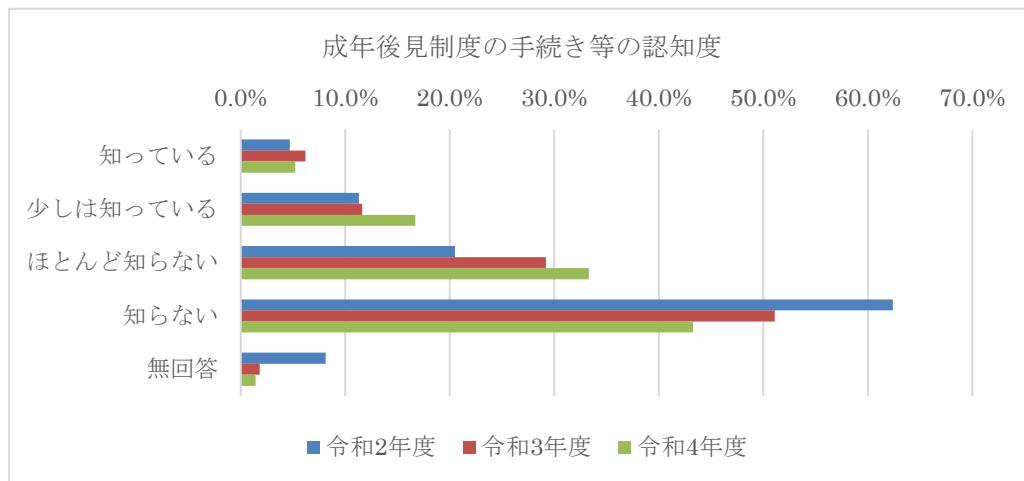


→ 国が平成29年に「成年後見制度利用促進法」を制定し、これに基づき市では、令和2年3月に「佐倉市成年後見制度利用促進計画（令和2年～5年）」

を策定しました。この中で、同制度の周知啓発が基本方針として挙げられており、その結果近年、着実に認知度が上がっています。

(②成年後見制度の手続きの認知度)

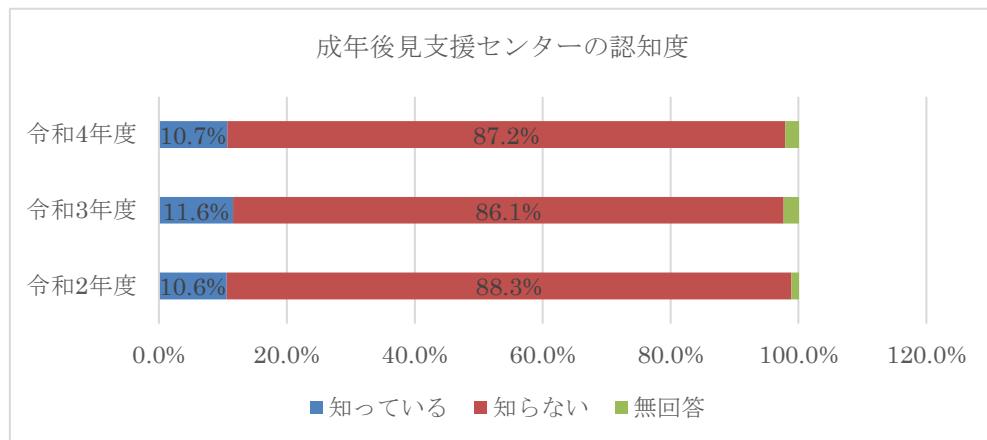
「成年後見制度を利用するための手続や請求先を知っていますか。」



→ 前問同様、少しずつではありますが、着実に認知度は上がっています。

(③成年後見支援センターの認知度)

「市内の成年後見制度に関する相談窓口である成年後見支援センター（佐倉市社会福祉協議内）を知っていますか。」

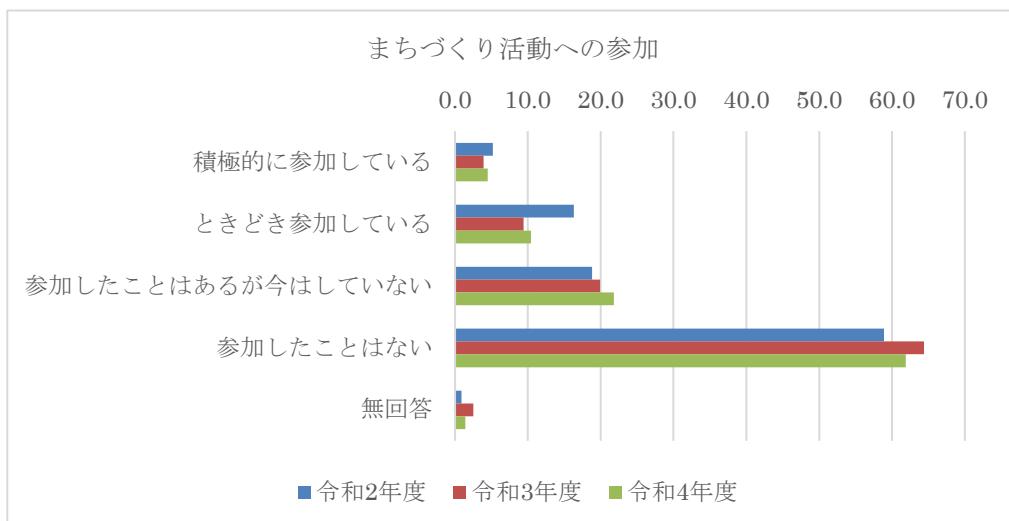


→ 制度の認知度は上がっていますが、施設の認知度は低い状況が続いています。制度の啓発とともに、施設の啓発活動も進める必要があります。

(3) コミュニティについての設問

(①まちづくり活動への参加)

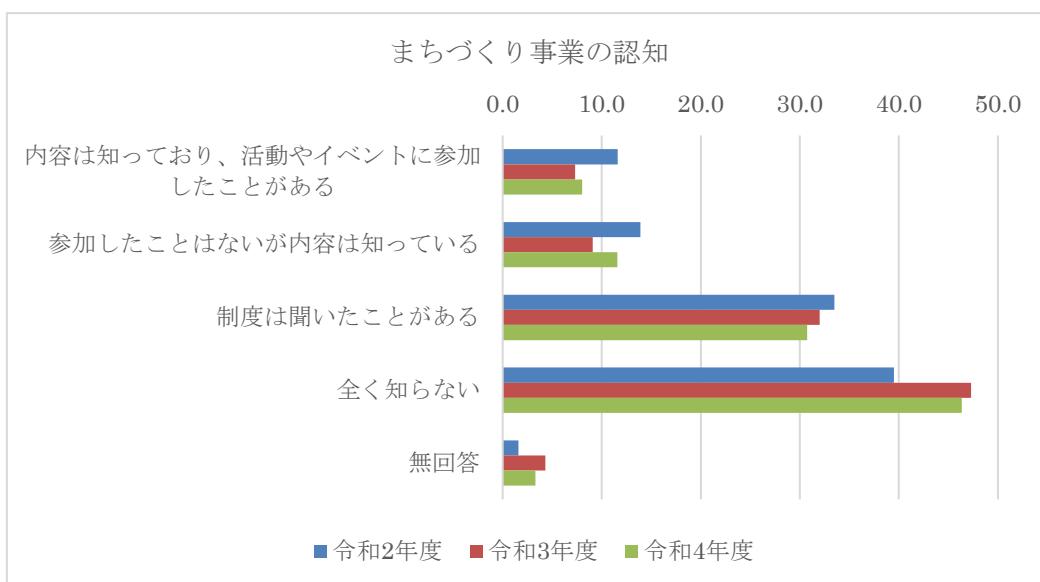
「自治会活動やボランティア活動など、まちづくり活動に参加したことがありますか。」



- 勤労年齢の延長や、新型コロナの影響も相まって、まちづくり活動への参加は、期待通りには進んでいません。一方で「子ども食堂」などの参加は顕著に伸びています。少子高齢化が進む中で、まちづくり活動の担い手づくりは急務であり、改めて参加の手法、場づくり等について整理が必要です。

(②まちづくり事業の周知)

「地域の課題解決や活性化を目指し、複数の自治会が協力して取り組む公益的事業に対し、市は支援を行っています。この「地域まちづくり事業」を知っていますか。」



→ 平成 18 年制定の「佐倉市市民協働の推進に関する条例」に基づき、現在 10 団体（地域まちづくり事業実施団体）が設立され、それぞれ地域福祉に関する地域まちづくり事業を実施していますが、直近 5 年間、新たな実施団体の設立はありません。地域福祉に資するコミュニティの規模・あり方について、引き続き精査していくことが必要です。

資料3

策定経過

年度	会議等	内 容
令和2年度	第1期 第1回推進委員会 10月20日（火）	○会長、副会長選出 ○会議公開、議事録の作成方法について ○佐倉市地域福祉計画推進委員会について ○第4次佐倉市地域福祉計画について ○今後のスケジュール（予定）等について ○フリートーク
令和3年度	第1期 第2回推進委員会 7月13日（火）	○第4次地域福祉計画・第1回（令和2年10月）推進委員会以降の取組について（市民意識調査結果（成果指標）を含む） ○地域福祉フォーラムについて（※包括的な支援体制の整備の検討を含む）
令和4年度	第1期 第3回推進委員会 3月17日（木）	○地域福祉フォーラムについて ○包括的な支援体制の整備について ○第4次地域福祉計画・第1期推進委員会のまとめについて ○フリートーク
令和5年度	第2期 第1回推進委員会 3月23日（木）	○会長、副会長選出 ○会議公開、議事録の作成方法について ○概要説明 ○佐倉市地域福祉計画推進委員会について ○第4次佐倉市地域福祉計画の進捗状況について ○今後のスケジュール（予定）等について ○フリートーク
	第2期 第2回推進委員会 5月23日（火）	○第5次佐倉市地域福祉計画について
	第2期 第3回推進委員会 7月25日（火）	○第5次佐倉市地域福祉計画について ○概要案説明
	第2期 第4回推進委員会 9月29日（金）	○第5次佐倉市地域福祉計画について ○計画素案説明

計画素案の庁内意見照会 10月30日（月）～11月7日（火）	○第5次佐倉市地域福祉計画素案を、市イントラネットに掲載し、庁内意見聴取
第1回地域福祉計画庁内検討会 11月9日（木）～11月15日（水）	○第5次佐倉市地域福祉計画素案を、庁内関係課に庁内メールにて意見照会し、内容調整。
第2期 第5回推進委員会 11月17日（金）	○第5次佐倉市地域福祉計画案について ○計画最終案説明
政策調整会議 1月●日（●）	○第5次佐倉市地域福祉計画案を政策調整会議に諮る
パブリックコメント実施・集計 2月●日（●）～●日（●）	○第5次佐倉市地域福祉計画案について、市民意見公募（パブリックコメント）を実施し、同計画案の最終的な修正を行う。
計画案確定・公表 3月●日（●）	○第5次佐倉市地域福祉計画公表

資料 4

計画の関連法令

「社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）<抄>」

※地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律
(平成 29 年法律第 52 号) による改正後

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 (略)

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題を解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するため必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立支援相談事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するため

に、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うように努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

(設置)

第1条 佐倉市地域福祉計画を推進するため、佐倉市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 佐倉市地域福祉計画の進捗管理及び評価
- (2) 地域及び行政の現状の把握
- (3) 佐倉市地域福祉計画に関する各種検討
- (4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2第6項の規定による、地域公益事業の内容及び事業区域における需要についての提言
- (5) 次期の佐倉市地域福祉計画の策定に関する提言
- (6) その他佐倉市地域福祉計画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、会議に関係者、関係職員等の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、特定の個人又は法人の情報に関して公開しないことが適當と認める場合は、公開しないものとする。

(専門部会)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置き、調査、研究等をさせることができる。

(謝礼金)

第9条 委員会又は前条の専門部会の会議に出席した委員に対しては、その出席の都度、予算の定めるところにより謝礼金を支払う。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成21年3月23日決裁20佐社第748号)

この要綱は、平成21年3月23日から施行する。

附 則(平成21年8月12日決裁21佐社第309号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成24年1月31日決裁23佐社第836号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成26年2月18日決裁25佐社第933号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成29年3月22日決裁28佐社第2358号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

学識経験者	1人以内
社会福祉事業者	1人以内
佐倉市社会福祉協議会	1人以内
ボランティア団体	1人以内
民生委員・児童委員協議会	1人以内
地域団体	1人以内
公募による市民	3人以内

資料 6

佐倉市地域福祉計画推進委員会委員名簿

第1期推進委員会 任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日

No.	選出区分	氏名	備考
1	学識経験者	川根 紀夫	順天堂大学非常勤講師
2	社会福祉事業者	○内川 浩明	(福)富裕会ゆたか苑施設長
3	佐倉市社会福祉協議会	深沢 孝志	(福)佐倉市社会福祉協議会事務局長
4	ボランティア団体	住吉 アキ子	佐倉市ボランティア連絡協議会副会長
5	民生委員・児童委員協議会	◎小林 真智子	佐倉市民生委員・児童委員協議会会长
6	地域団体	宇田川 光三	大名宿町会会长
7	公募による市民	石原 茂樹	
8	公募による市民	西廣 直子	
9	公募による市民	郷 有紀	

第2期推進委員会 任期：令和4年5月1日～令和6年3月31日

(近藤委員のみ令和4年5月16日～令和6年3月31日)

No.	選出区分	氏名	備考
1	学識経験者	川根 紀夫	順天堂大学非常勤講師
2	社会福祉事業者	○近藤 美貴	(福)愛光 ワークショップかぶらぎ管理者
3	佐倉市社会福祉協議会	深沢 孝志	(福)佐倉市社会福祉協議会事務局長
4	ボランティア団体	住吉 アキ子	佐倉市ボランティア連絡協議会会长
5	民生委員・児童委員協議会	◎小林 真智子	佐倉市民生委員・児童委員協議会会长
6	地域団体	宇田川 光三	大名宿町会会长
7	公募による市民	石原 茂樹	
8	公募による市民	中田 加苗	
9	公募による市民	黒田 聰	

◎会長 ○副会長



第5次佐倉市地域福祉計画

発 行：佐倉市

〒285-8501

佐倉市海隣寺町 97 番地

電話 043-484-1111

編 集：佐倉市福祉部社会福祉課

発行日：令和6年3月

UD FONT

この冊子は、ユニバーサルデザインフォントを採用しています。